令和２年度～令和６年度

第二期 福井市 子ども・子育て 支援事業計画

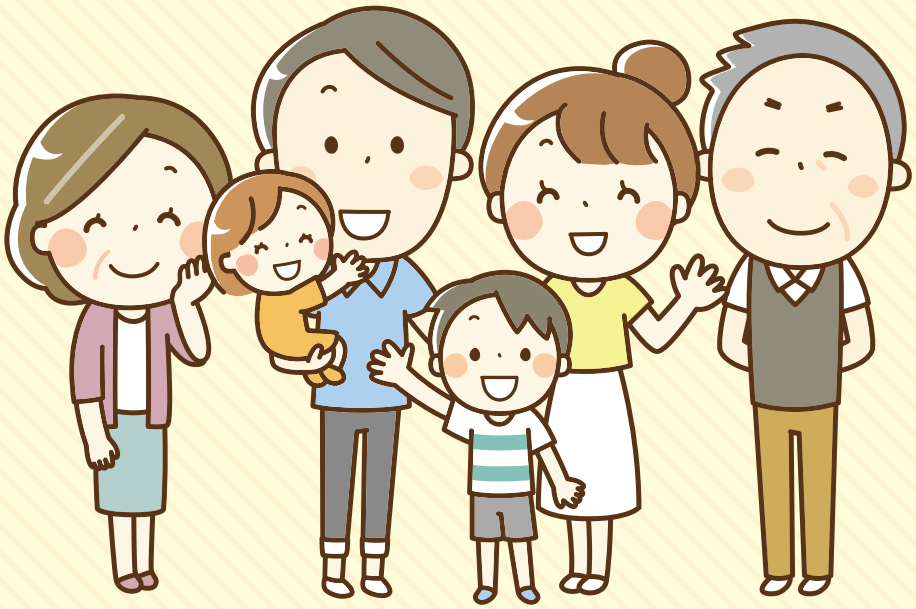

令和２年３月

福井市

目　　次

第１部　総　論

第１章　計画の概要

1 計画策定の趣旨 …… 2
2 計画期間 …… 4
3 計画の推進体制と評価 …… 4

第２章　福井市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況と課題

1 結婚・妊娠・出産の状況と課題 …… 5
2 子どもを取り巻く状況と課題 …… 9
3 保護者の子育てをめぐる状況と課題 …… 17
4 職域・地域における子育て支援の状況と課題 …… 20
5 課題の整理 …… 26

第３章　計画の基本的な考え方

1 基本理念 …… 27
2 施策の方向 …… 27
3 施策の体系 …… 28
4 重点施策 …… 29

第２部　各　論

第１章　施策の展開

施策の方向１　結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます

1 基本施策１　結婚に向けた支援の充実 …… 32
施策１　結婚への意識の醸成 …… 33
施策２　経済的自立に向けた支援 …… 33
施策３　次代の親の育成 …… 33

2 基本施策２　安全な妊娠・出産の支援と負担の軽減 …… 34
施策４　母子の健康の確保と増進（妊娠・出産期）〈重点施策1〉 …… 35
施策５　不妊に対する支援 …… 35
施策６　出産・子育て後の職場復帰への支援 …… 35
施策７　思春期保健対策の充実 …… 35

施策の方向２　子どもの健やかな育ちを守ります

3 基本施策３　子どもの健康の確保と増進 …… 36
施策８　母子の健康の確保と増進（子育て期）〈重点施策2〉 …… 37
施策９　初期小児救急医療の提供 …… 37
施策10　食育の推進 …… 37

4 基本施策４　幼児期の教育・保育の充実と児童の健全育成 …… 38
施策11　教育・保育の量の確保と質の向上〈重点施策3〉 …… 39
施策12　児童の健全育成〈重点施策4〉 …… 39

5 基本施策５　特別な支援が必要な子どもへの配慮 …… 40
施策13　要保護児童への支援〈重点施策5〉 …… 41
施策14　障がいや発達に遅れのある子どもへの支援〈重点施策6〉 …… 41
施策15　ひとり親家庭への支援〈重点施策7〉 …… 42
施策16　子どもの貧困対策の推進 …… 43
施策17　外国につながる子ども等への支援 …… 43

6 基本施策６　教育環境等の充実 …… 44
施策18　子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実 …… 45
施策19　子どもを取り巻く有害環境対策の推進 …… 45

7 基本施策７　安全・安心な生活環境の整備 …… 46
施策20　良好な生活環境の整備 …… 47
施策21　子どもの生活の安全を守るための事業の推進 …… 47

施策の方向３　保護者への子育て支援を充実します

8 基本施策８　子育て支援の充実 …… 48
施策22　子育て支援事業の充実〈重点施策8〉 …… 49
施策23　子育てにかかる経済的負担の軽減〈重点施策9〉 …… 49

9 基本施策９　家庭における親意識の向上 …… 50
施策24　家庭教育への支援の充実 …… 51
施策25　父親の家事・育児参画の推進 …… 51

施策の方向４　社会全体で子どもの育ちを支えます

10 基本施策10　職域における支援体制の整備 …… 52
施策26　ワーク・ライフ・バランスの推進〈重点施策10〉 …… 52

11 基本施策11　地域における支援体制の整備 …… 53
施策27　地域における教育力の向上 …… 54
施策28　地域の人材を活用した子育て支援機能の向上 …… 54

12 基本施策12　行政における推進体制の強化 …… 55
施策29　関係機関との連携と一元的な情報提供〈重点施策11〉 …… 55

第２章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

1 教育・保育提供区域の設定 …… 56
2 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」 …… 60
3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」 …… 68

◆第二期計画のポイント …… 89
◆指標のまとめ …… 90

第３部　資　料

1 参考資料 …… 94
2 計画策定に係る調査 …… 97
3 計画策定の経過 …… 98

第２部第１章「施策の展開」（P.32～55）で使用するマークの説明

・新　第二期計画から新たな施策として追加したものや、新たに掲載する事業
・確保計画　第２部第２章の「確保方策」に関連する事業

第１部

総　論

第１章　計画の概要
第２章　福井市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況と課題
第３章　計画の基本的な考え方

第１章　計画の概要

1 計画策定の趣旨

⑴ 第二期計画策定の趣旨

本市では、2015（平成27）年４月からの「子ども・子育て支援新制度」のスタートにあわせ、子ども・子育て支援法（支援法）に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「市町村行動計画」の一体的な計画として、「福井市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度）を策定し、「教育・保育の量の確保と質の向上」「児童の健全育成」「子育て関連情報の一元的な提供」、また、少子化対策の一環として「結婚の機会の提供」等、８つの項目を重点項目に定めて取り組んできました。

計画期間中には、幼稚園や保育園の認定こども園への移行推進や児童クラブ等の増設による待機児童ゼロの維持、結婚や子育てに関するポータルサイトのリニューアルや冊子の新規発行による情報発信、婚活イベントや結婚相談会の開催による出会いの場の提供等を行い、一定の成果を得ることができました。

しかしながら、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進行する中、引き続き、少子化対策や子育て支援のための総合的な取組が必要となっています。

第二期計画策定にあたっては、支援法に基づく計画と次世代法に基づく計画がともに５年間の計画とされているものの、次世代法に基づく計画は、10年間のうちの後期計画の位置づけとされていることから、支援法が求める事項（「教育・保育の量の確保と質の向上」等）について主に見直し、施策を展開していきます。

安心して子どもを産み育てられる環境を整え、今後も多くの子どもたちの笑顔があふれる活気あるまちを目指すため、現状と課題をふまえながら、「子どもの貧困対策の推進」や「外国につながる子ども等への支援」を新たな施策として追加するとともに、「母子の健康の確保と増進」「要保護児童への支援」「ひとり親家庭への支援」等を新たに重点施策に加え、第二期計画を策定します。

⑵ 計画の位置づけ

①本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

②第七次福井市総合計画の政策「すべての市民が健康で生きがいをもち安心して暮らせるまちをつくる」の施策「子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる」を実現するものです。

③計画の個々の施策については、本市で策定する各計画と整合性のあるものとします。

【関係法令等及び本市の基本計画との関係】

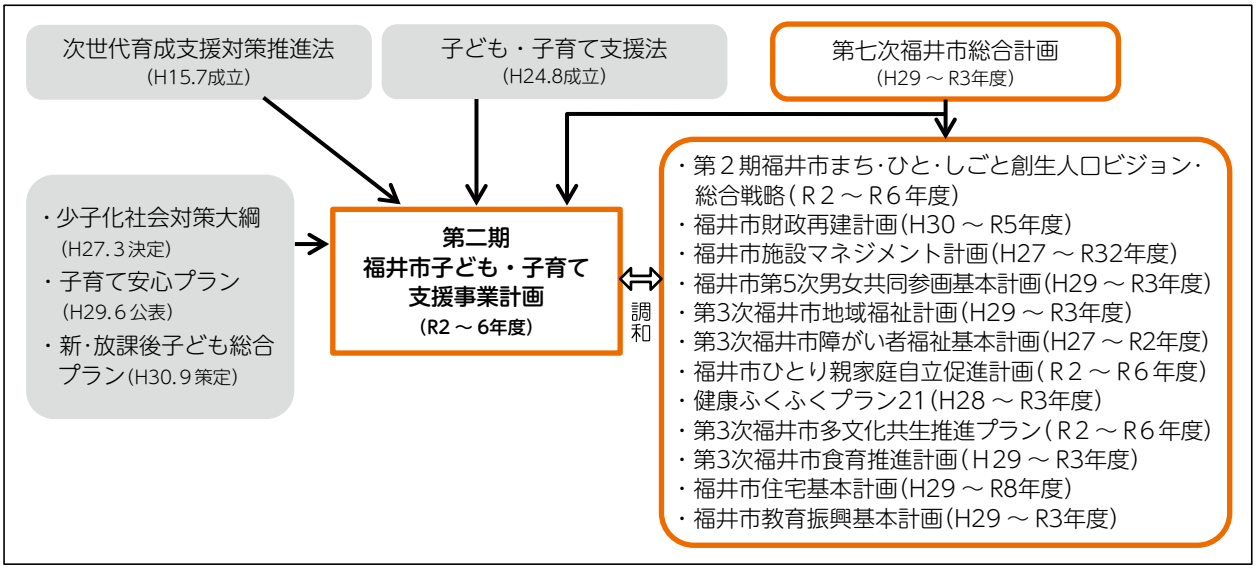

【これまでの取組】

	国　の　取　組	福 井 市 の 取 組
H 2年	1.57ショック=少子化の傾向が注目	
H 6年12月	エンゼルプラン(H7～11年度)	
	緊急保育対策等5か年事業(H7～11年度)	
H10年 4月		不死鳥ふくいエンゼルプラン(H10～14年度)
H11年12月	少子化対策推進基本方針	H12年4月「少子化対策センター」設置
	新エンゼルプラン(H12～16年度)	「少子化対策推進本部」設置
H13年 7月	仕事と子育ての両立支援等の方針(待機児童ゼロ作戦等)	
H14年 9月	**少子化対策プラスワン**	
H15年 4月		福井市少子化対策総合計画(H15～19年度)
		(H21年度まで延長)
7月	**少子化社会対策基本法**　**次世代育成支援対策推進法**	福井市次世代育成支援対策推進行動計画
		(H16～21年度)
H16年 6月	少子化社会対策大綱	
H17年 4月	子ども・子育て応援プラン(H17～21年度)	
H18年 6月	新しい少子化対策について	
H19年12月	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」	
	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」	
	「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略	
H20年 2月	新待機児童ゼロ作戦について	
H22年 1月	子ども・子育てビジョン	延長
H22年 4月		福井市第2次次世代育成支援対策推進行動計画
		(H22～26年度)
H22年11月	待機児童解消「先取り」プロジェクト	「福井市少子化対策審議会」設置
H24年 8月	**子ども･子育て関連3法成立**	
H25年 4月	待機児童解消加速化プラン	
6月	少子化危機突破のための緊急対策	
H26年 7月	放課後子ども総合プラン	
H26年 4月	まち・ひと・しごと創生法施行	「福井市子ども・子育て審議会」設置
H27年 3月	少子化社会対策大綱	
H27年 4月	**子ども・子育て支援新制度本格施行**	**福井市子ども･子育て支援事業計画**
		(H27～31年度)
H28年 4月	子ども・子育て支援法改正	
H29年 6月	子育て安心プラン(H30～R4年度)	
H30年 6月	働き方改革関連法成立	
H30年 9月	新・放課後子ども総合プラン(R元～5年度)	
R 元年 4月		「福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」設置
R 元年 5月	子ども・子育て支援法改正	
R 2年 4月		**第二期福井市子ども･子育て支援事業計画**
		(R2～6年度)

10年延長

2 計画期間

令和２年度～ 令和６年度（５年間）

3 計画の推進体制と評価

⑴ 「福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、子ども・子育て支援事業計画に掲げる各種施策の実施状況等について調査審議します。

⑵ 行政の推進組織である「福井市子ども・子育て支援推進会議」において、施策を総合的に推進します。施策の実施状況について毎年点検、評価するとともに、この結果を公表し、必要に応じて施策内容の見直しを行います。

⑶ 本計画の中間年である令和４年度に中間評価を実施します。実施結果は、その後の対策や計画の見直し等に反映させます。

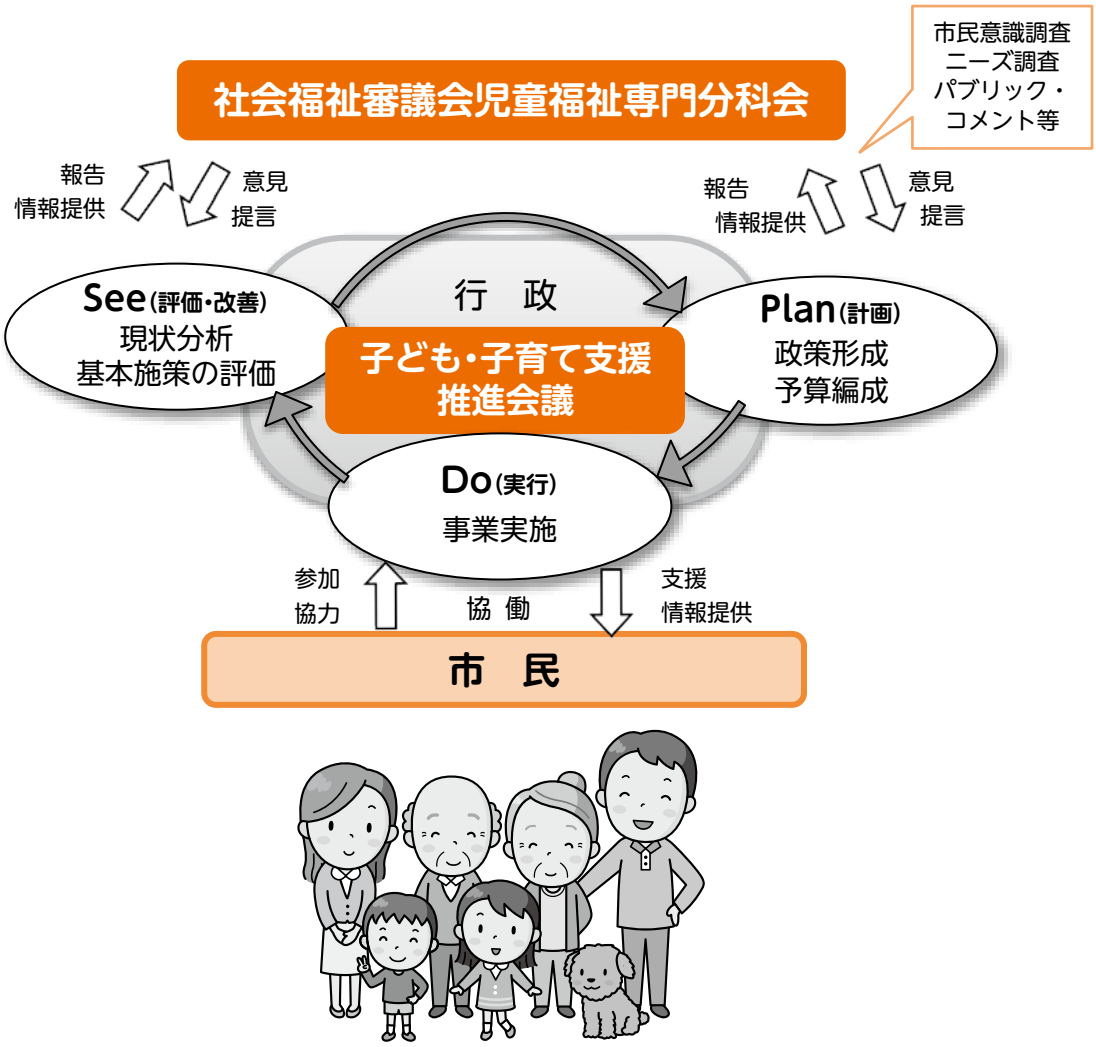

第１章　計画の概要

1 結婚・妊娠・出産の状況と課題

(1) 未婚化・晩婚化の進行

本市の未婚率は年々上昇しており、平成27年の平均初婚年齢は男性31.1歳、女性29.4歳になっています。平成27年の50歳時未婚率は男性19.17%、女性10.60%で、全国平均に比べて低いものの、未婚化・晩婚化が進行しています。

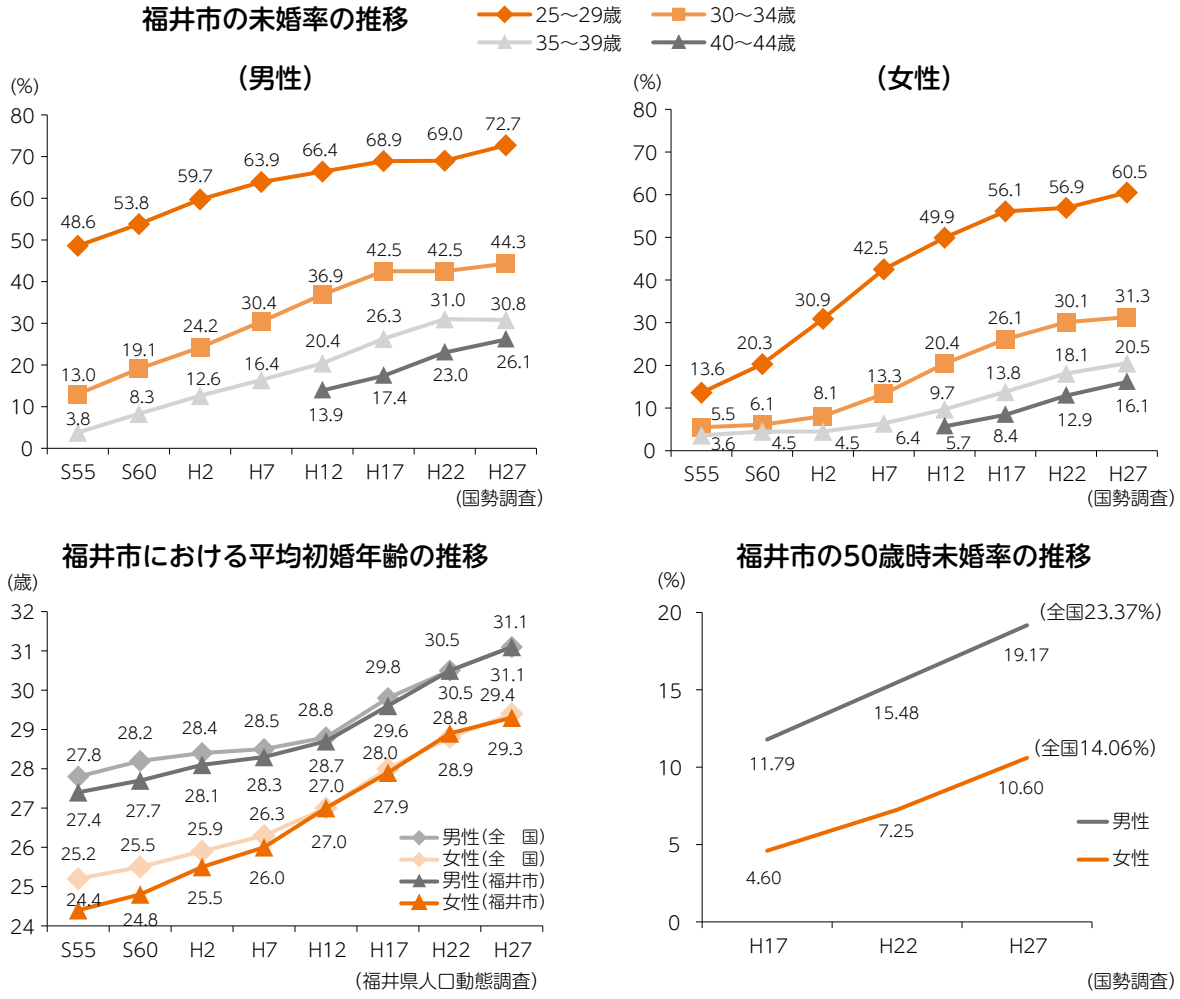

平成30年度に実施した「少子化・子育てに関する福井市民意識調査」（以下、「H30市民意識調査」という。）では、独身者が独身でいる理由について、男女ともに「結婚する相手と知り合うきっかけがない」「結婚するにはまだ早すぎる」「独身の自由さや気楽さを失いたくない」の３項目の割合が高くなっています。特に、前回（H25）の調査で男性６位、女性４位だった「独身の自由さや気楽さを失いたくない」が、今回の調査では男性３位、女性２位と高くなり、結婚に対する考え方の多様化がうかがえます。

その他、項目ごとに男女の回答割合を比較したところ、男性では「結婚生活を維持するだけの経済力がない」、女性では「家事や育児が負担に思える」が高くなっています。

結婚に対するよいイメージについては、男女とも「家庭や子どもを持てる」の割合が最も高くなっています。一方、結婚に対するよくないイメージについては、「自分の自由になる時間が少なくなる」の割合が男女とも高くなっていますが、女性では、「義父母や親戚などの人間関係が複雑になる」が約５割と最も高く、祖父母との同居・近居率が高い福井においては、義父母との関わりを負担に感じる女性が多いと考えられます。

独身でいる理由【男性】（複数回答）

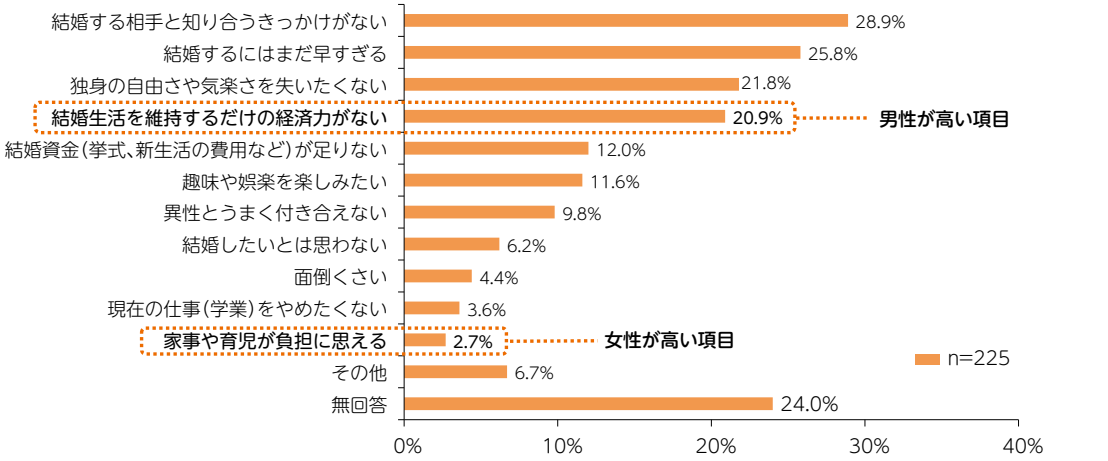

（H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査）

独身でいる理由【女性】（複数回答）

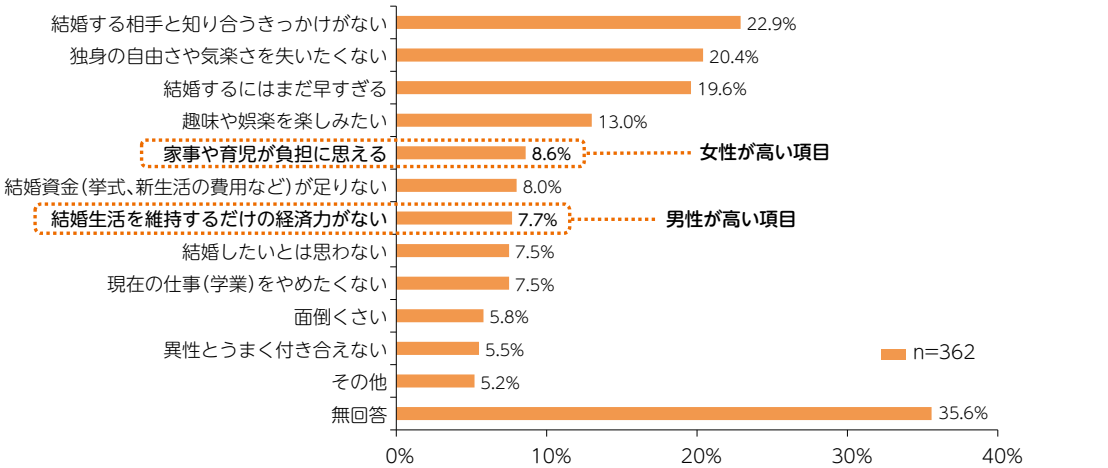

（H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査）

結婚に対するよいイメージ【男女別】(複数回答)

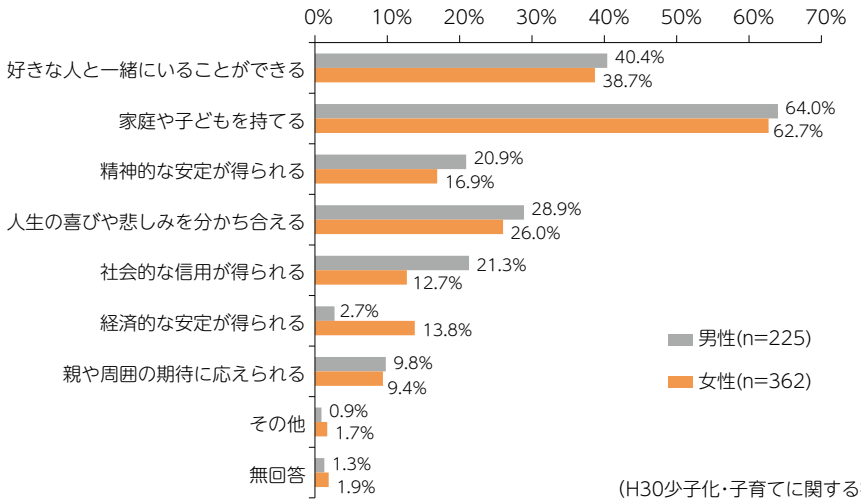

(H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査)

結婚に対するよくないイメージ【男女別】(複数回答)

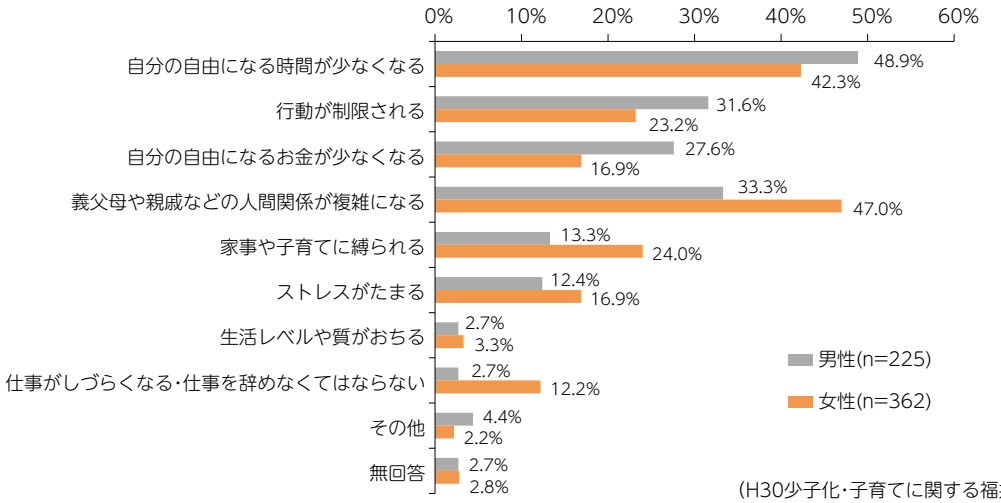

(H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査)

⑵ 晩産化の進行による妊娠・出産のリスクや負担の増加

本市の高齢初産婦（35歳以上）の数は、ここ数年は横ばいになっています。平成25年度厚生労働白書によれば、医学的には男性、女性ともに妊娠・出産には適した年齢があることが指摘されており、30代半ば頃から、年齢が上がるにつれて様々なリスクが相対的に高くなるとともに、出産に至る確率が低くなっていくことが指摘されています。

また、不妊を心配したり、検査や治療経験のある夫婦の割合は、近年増加傾向にあります。

高齢初産婦(35歳以上)※の年次推移

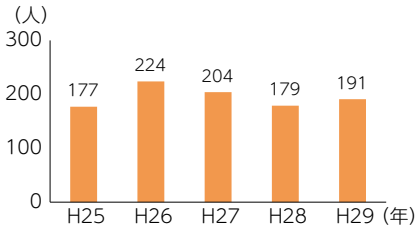

※妊娠届出時の年齢(福井市健康管理センター)

⑶　妊娠中や産後における不安や負担

平成30年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「H30ニーズ調査」という。）によると、妊娠中や産後に不安や負担を感じた女性は75.4％であり、不安や負担を感じた時期は「妊娠中」（34.7％）、「出産後(退院後～１か月)」（29.8％）が多くなっています。

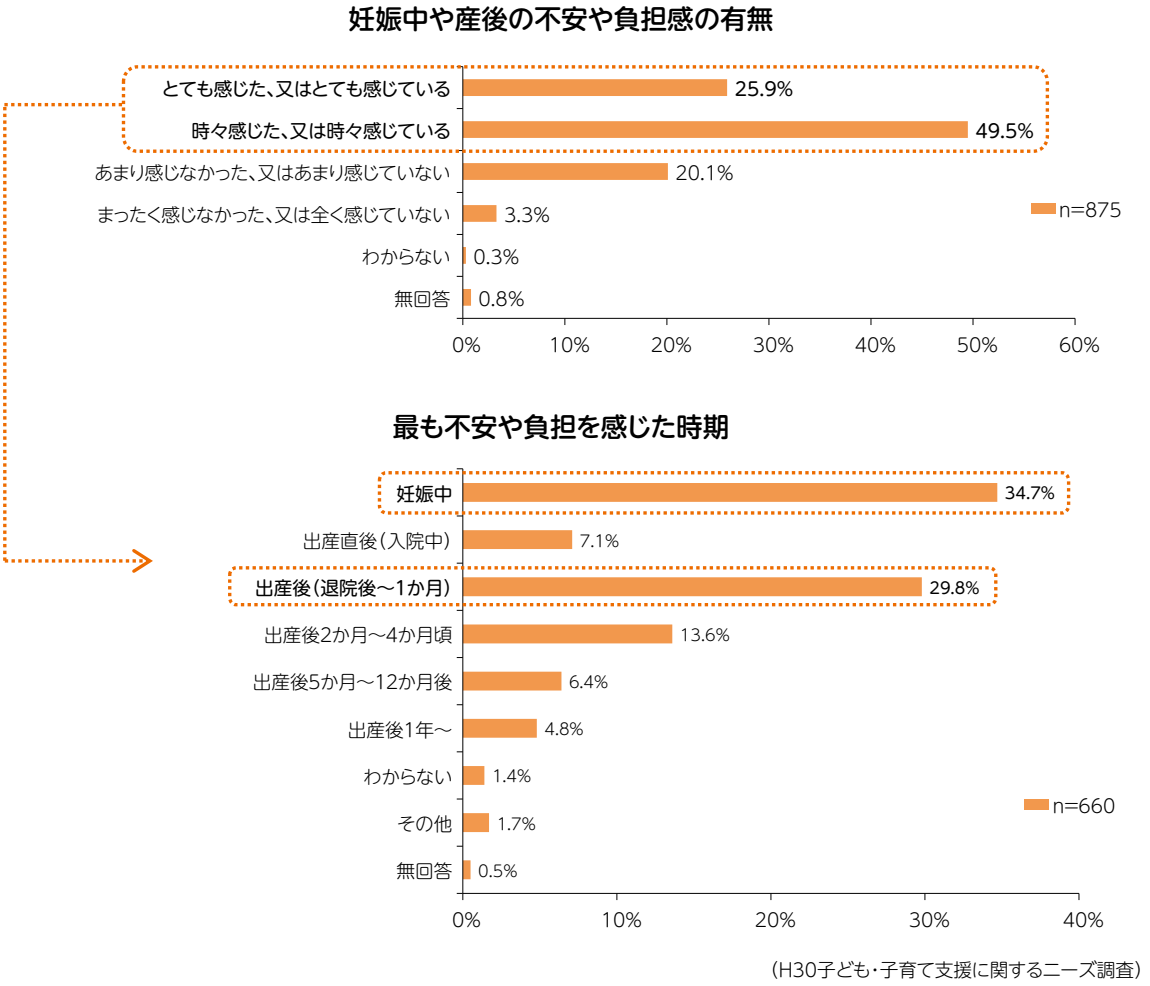

（H30子ども･子育て支援に関するニーズ調査）

結婚や出産に対する考え方が多様化する中、結婚や子どもを持つことへの意識を醸成するとともに、不安や負担を解消し、結婚や子育てに夢を持てる環境を整えることが必要です。

2 子どもを取り巻く状況と課題

(1) 少子化による子どもの育ちへの影響

ア 合計特殊出生率[1]と出生数の推移

本市の合計特殊出生率は平成15年の1.42を底に緩やかに改善し、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。平成29年には全国平均1.43に比べ、本市は1.62となりましたが、依然として人口置換水準[2] 2.07を大きく下回っています。出生数は、年によって増減はあるものの、平成19年以降減少傾向にあります。

合計特殊出生率及び出生数の推移

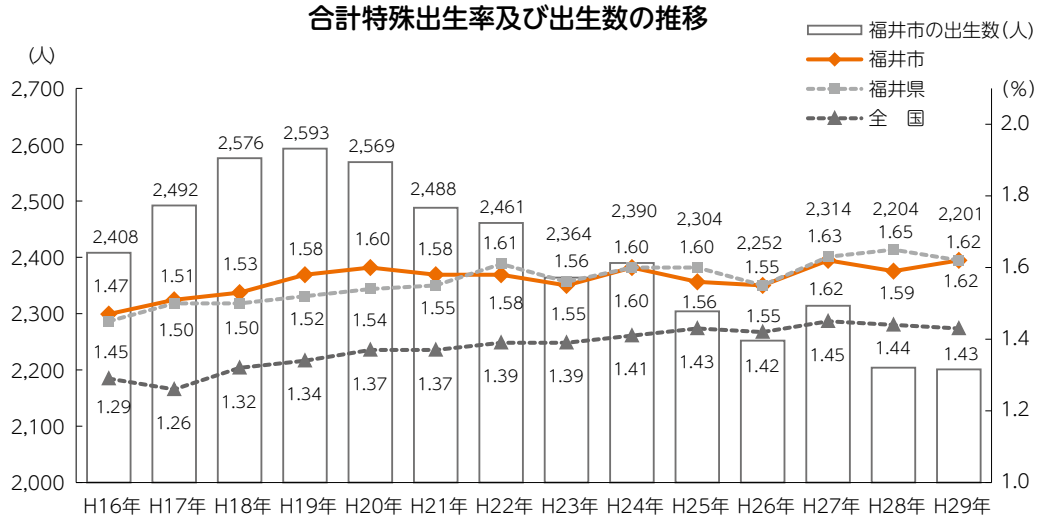

福井市の合計特殊出生率　　：福井県衛生統計年報人口動態統計及び福井市調べ
全国・福井県の合計特殊出生率：厚生労働省人口動態統計
福井市の出生数　　：福井県衛生統計年報人口動態統計

イ 若年女性人口の減少

団塊ジュニア（昭和46～49年生まれ）が40代後半に突入し、出産年齢の中心である20～39歳の若年女性が急激に減少していきます。そのため、合計特殊出生率が回復しても、少子化は更に加速することが予想されます。

福井市の「20～39歳女性」の将来推計人口

H27年(2015年) 総人口	H27年(2015年) 20～39歳女性①	R27年(2045年) 総人口	R27年(2045年) 20～39歳女性②	H27年（2015年）→R27年（2045年） 若年女性人口変化率（1－②／①）
265,904	27,304	234,380	20,666	－24.3%

（国立社会保障・人口問題研究所）

ウ 少子化がもたらす子どもの育ちへの影響

年少人口（15歳未満）は、平成27年では34,750人でしたが、今後の推計によると、令和2年では平成27年に比べ4.2%減少の33,292人となる見込みです。さらに、令和27年は平成27年の約77%まで減少し、27,000人程度を見込んでいます。

少子化の進行で、児童の社会性を養うために必要な集団での教育・保育が困難となることが懸念されます。また、保育園等に入園せず家庭で過ごす子どもにとっては地域での遊び相手が減少していきます。

1　合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
2　人口置換水準：人口規模が維持される水準

福井市の年少人口（15歳未満）の将来推計

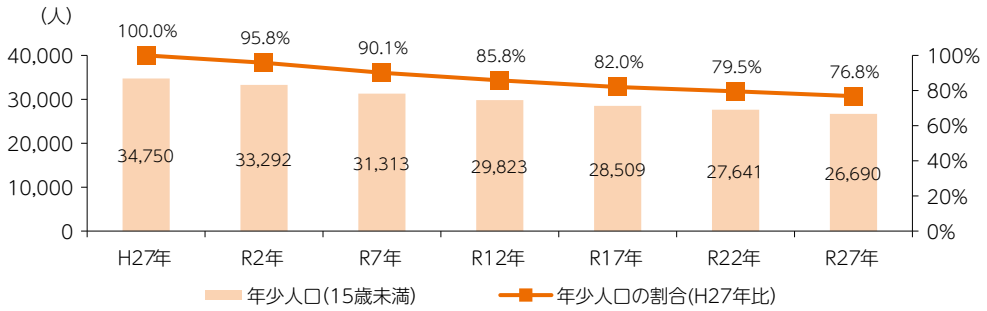

（国立社会保障・人口問題研究所）

集団での教育・保育環境を確保するため、区域ごとの少子化の状況をふまえた施設配置の検討が必要です。
また、親子が安心して集える場などを地域に確保することが必要です。

⑵　保育を必要とする子どもの増加

保育園・認定こども園の利用状況とニーズ

市全体の就学前児童数は減少しているものの、保育ニーズ（特に低年齢児）は増加しています。平成31年４月現在、年度当初においては待機児童[3]はゼロとなっていますが、年度途中には待機児童が生じています。（平成30年10月：10人、平成29年10月：７人）

「H30ニーズ調査」によると、「子どもが小さいためまだ保育園や認定こども園等を利用していない」人のうち、子どもを０～２歳で預けたい人は、前回（H25）調査時の約５割から、約７割へと増え、低年齢児の保育ニーズが増加していることがわかります。

また、令和元年10月から幼児教育・保育無償化が始まりましたが、H30同調査によると、「０～２歳で保育園等に預けたい」人の割合は、現在（平成30年度）の保育料の場合66.6％でしたが、「非課税世帯の子どものみが無償」の場合は73.6％と1.1倍に増え、さらに、「全てが無償」の場合は86.7％と1.3倍に増える結果となっています。

保育園・認定こども園（2、3号認定）入園児童数の推移

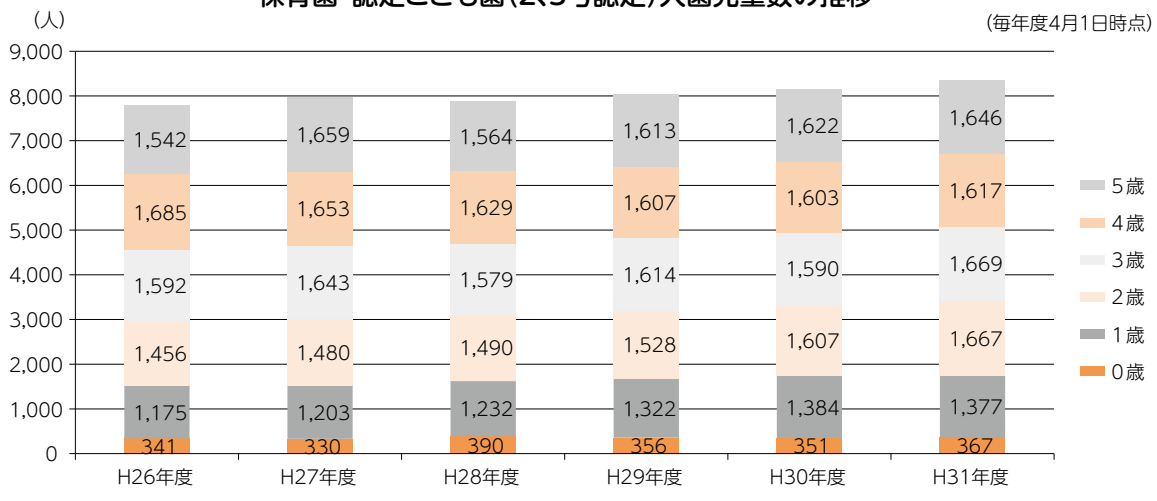

（福井市子育て支援課）

3　待機児童：保育所等の入所を希望し、入所要件を満たしているが、入所できない状態にある児童

保育園・認定こども園の入園状況【0歳児】

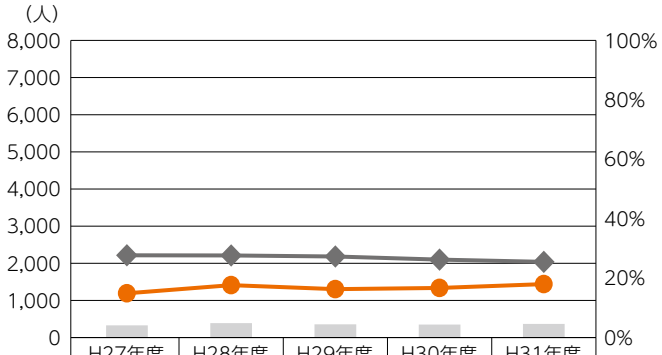

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育園・認定こども園入園者数	330	390	356	351	367
0歳人口	2,216	2,211	2,183	2,100	2,039
保育園・認定こども園入園割合	14.9%	17.6%	16.3%	16.7%	18.0%

4月・3月の入園者数比較【0歳児】

	H28年度	H29年度	H30年度
4月①	390	356	351
3月②	721	708	695
②/①	185%	199%	198%

（福井市子育て支援課）

保育園・認定こども園の入園状況【1・2歳児】

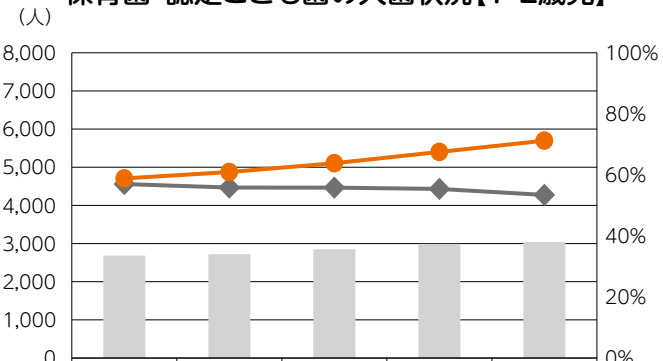

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育園・認定こども園入園者数	2,683	2,722	2,850	2,991	3,044
1−2歳人口	4,560	4,468	4,466	4,431	4,274
保育園・認定こども園入園割合	58.8%	60.9%	63.8%	67.5%	71.2%

4月・3月の入園者数比較【1・2歳児】

	H28年度	H29年度	H30年度
4月①	2,722	2,850	2,991
3月②	2,777	2,894	3,012
②/①	102%	102%	101%

（福井市子育て支援課）

保育園・認定こども園・幼稚園の入園状況【3 ～ 5歳】

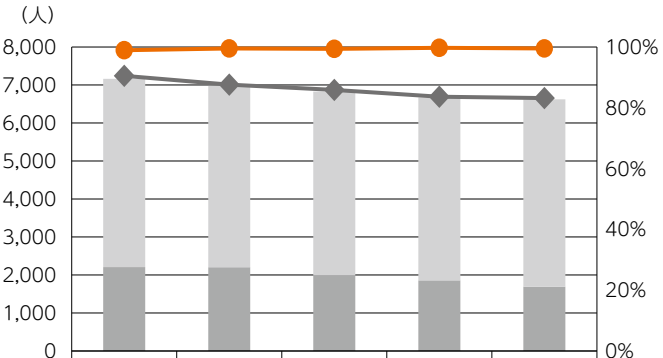

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育園・認定こども園入園者数	4,955	4,772	4,834	4,815	4,932
幼稚園入園者数	2,207	2,203	1,993	1,858	1,691
3−5歳人口	7,240	7,010	6,870	6,692	6,655
保育園・認定こども園・幼稚園入園割合	98.9%	99.5%	99.4%	99.7%	99.5%

（福井市子育て支援課）

（子どもが小さいため、まだ保育園等を利用していない人）

利用したい年齢

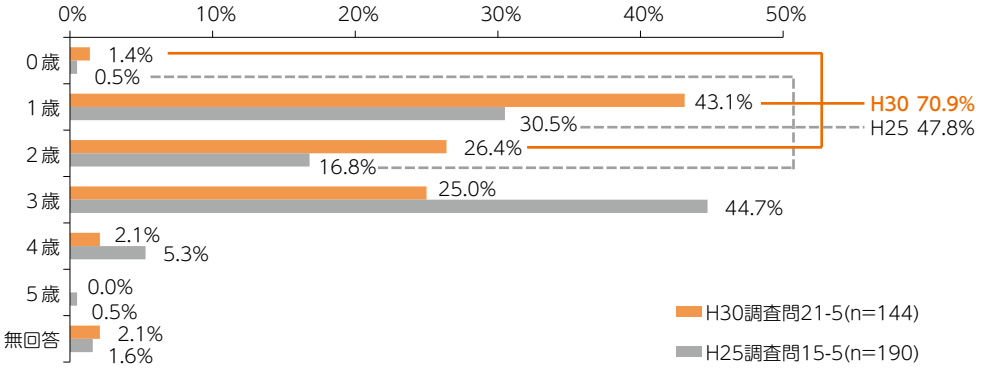

（H25・H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

無償化された場合の保育園に預けたい年齢

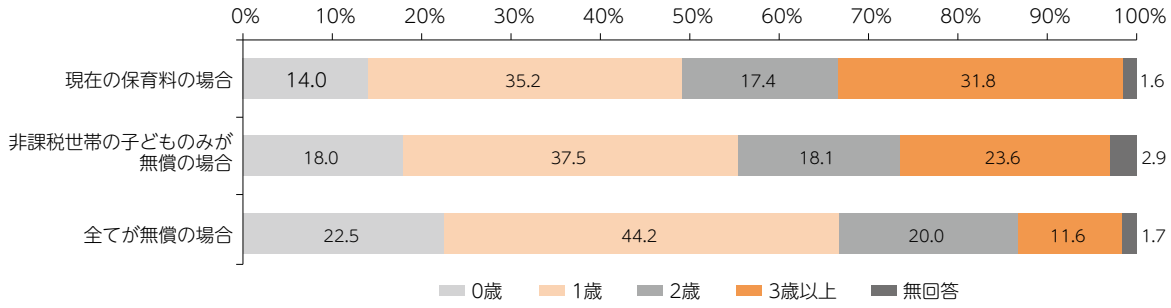

（H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

区域ごとの保育ニーズをみながら、保育園や認定こども園の整備を進める必要があります。
また、施設の確保にあわせて、保育士の確保やさらなる教育・保育の質の向上が必要です。

⑶　放課後の預かりを必要とする子どもの増加

放課後児童会・児童クラブ[4]の利用状況とニーズ

市全体の就学児童数は減少しているものの、放課後児童会・児童クラブの登録児童数は増加しています。

「H30ニーズ調査」によると、放課後に過ごさせたい場所として、低学年では７割、高学年では約４割の人が、「放課後児童会・児童クラブ」と回答しており、いずれも前回（H25）調査時より大幅に増加しています。

4　放課後児童会・児童クラブ：本市では、児童館で実施する学童保育を放課後児童会、学校の余裕教室や公共施設等で実施する学童保育を放課後児童クラブと定義する。

放課後児童会・児童クラブの登録児童数及び就学児童数の推移

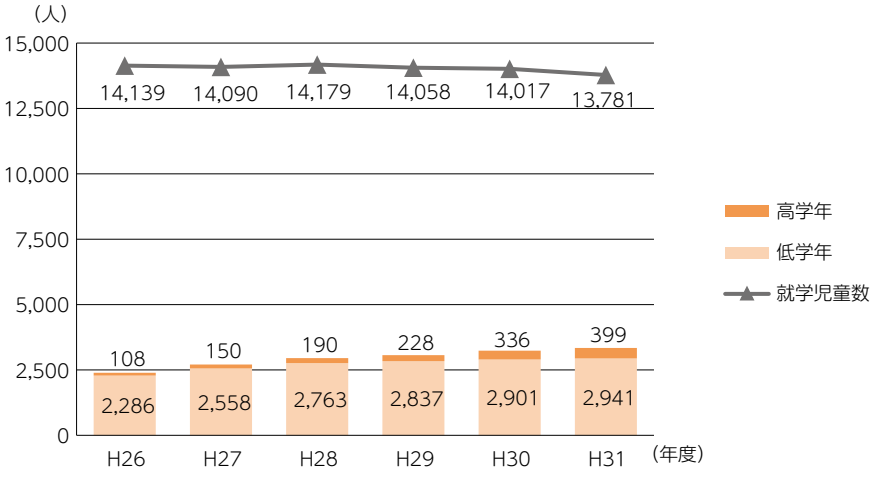

（福井市学校教育課）

放課後に過ごさせたい場所【低学年】（複数回答）

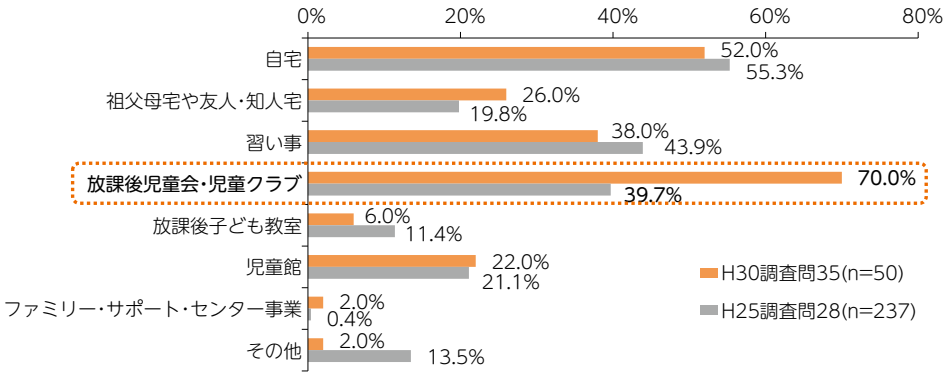

（H25・H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

放課後に過ごさせたい場所【高学年】（複数回答）

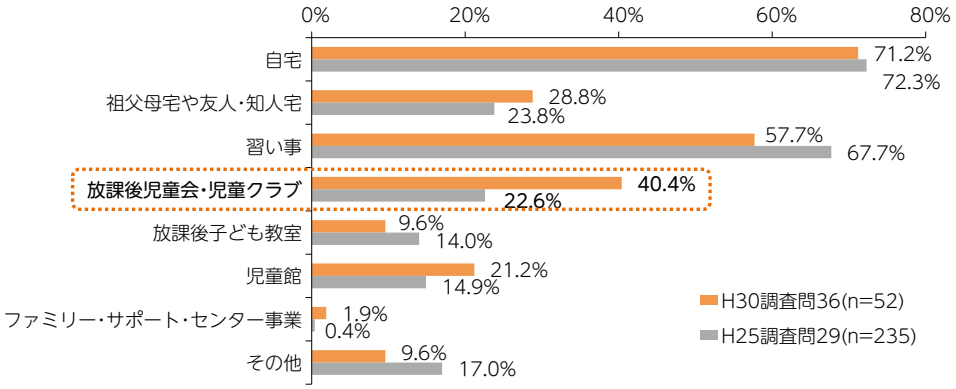

（H25・H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

留守家庭児童の放課後の預かりについて、区域ごとのニーズをみながら、児童クラブの整備を進める必要があります。
また、施設の確保にあわせて、携わる職員の確保と質の向上が必要です。

⑷　特別な支援が必要な子どもの増加

ア　虐待等による要保護児童の増加

虐待等による要保護児童数（要保護児童対策地域協議会[5]における進行管理中の児童数）が５年間で2.5倍以上に増えています。「H30市民意識調査」によると、児童虐待が起こる理由について、「経済的困窮に伴う不満やストレス」「保護者の子育てに関する知識不足」「保護者自身の虐待を受けた経験」「保護者の精神疾患等」と考える人の割合が高くなっています。防止策については、「保育園や学校などの関係機関による見守りや迅速な対応」や「保護者の精神疾患や子どもの発達障がいへの支援」等の回答が多くなっています。

要保護児童対策地域協議会における進行管理中の児童数

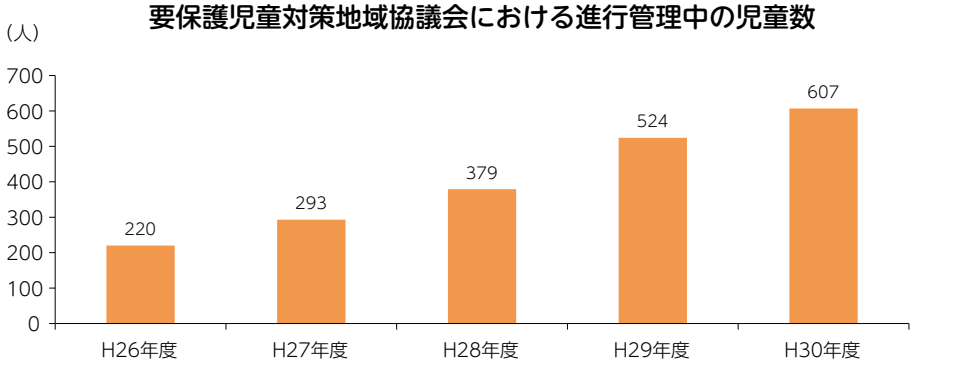

（福井市子ども福祉課）

児童虐待が起こる理由（複数回答）

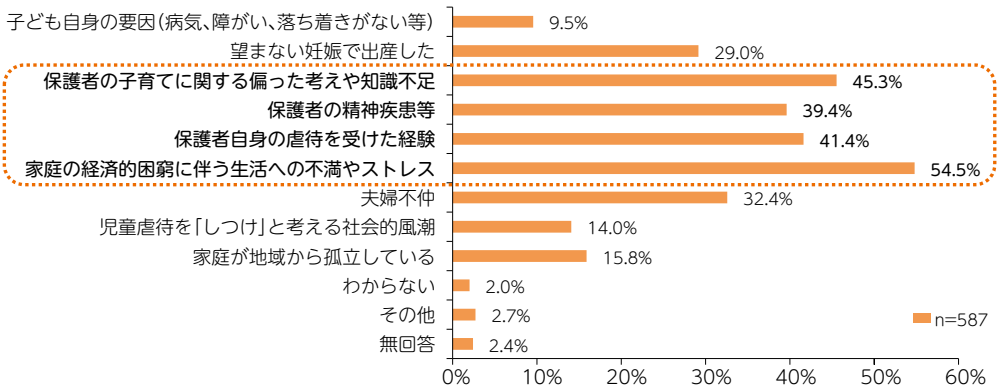

（H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査）

児童虐待を防止するために重要なこと（複数回答）

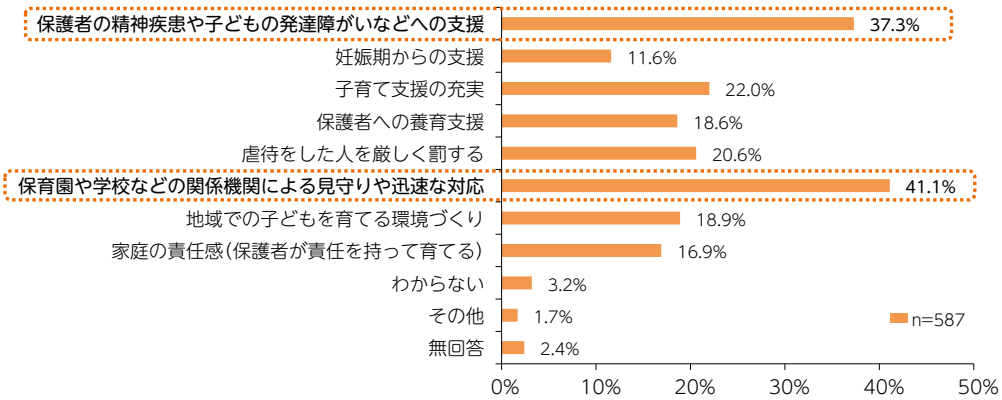

（H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査）

5　要保護児童対策地域協議会：警察、保育園・認定こども園、小中学校、健康管理センターなどの関係機関と連携して、要保護児童を取り巻く情報の交換を行うとともに、児童とその家族への支援について協議を行っている。

イ　障がい児等や医療的ケア児の増加

保育園、認定こども園に入園する子どもの約15％が、障がい児や発達障がい児、気になる子であり、これらの子どもの割合は増加傾向にあります。

また、放課後児童会・児童クラブに登録する障がい児等の割合や、障がい児通所支援支給決定数についても、増加傾向にあります。

さらに、医療的ケアを必要とする子どもについても、受入体制の整備が求められています。

障がい児等の保育園・認定こども園への入園状況（保育を必要とする児童）　（毎年度３月末時点）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
障がい児保育対象児童[6]	44人	62人	60人	69人	53人
ふれあい保育対象児童[7]	127人	169人	170人	156人	130人
気になる子[8]	865人	838人	936人	922人	1,204人
合計①	1,036人	1,069人	1,166人	1,147人	1,387人
全入園児童②	8,134人	8,865人	8,953人	9,329人	9,624人
入園割合（①／②）	12.7%	12.1%	13.0%	12.3%	14.4%

（福井市子育て支援課）

医療的ケア児の保育園・認定こども園への入園状況（保育を必要とする児童）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
医療的ケア児[9]	1人	1人	0人	2人	2人

（福井市子育て支援課）

障がい児等の放課後児童会・児童クラブへの登録状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
障がい児登録児童[10]①	43人	36人	52人	66人	87人
全登録児童②	2,212人	2,398人	2,708人	2,952人	3,252人
登録割合（①/②）	1.9%	1.5%	1.9%	2.2%	2.7%

（福井市学校教育課放課後児童育成室）

障がい児通所支援[11]支給決定状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
児童発達支援[12]	125人	151人	156人	144人	144人
放課後等デイサービス[13]	252人	261人	316人	398人	475人

（福井市障がい福祉課）

6　障がい児保育対象児童：特別児童扶養手当支給対象児童
7　ふれあい保育対象児童：障がい児保育の対象とはならないが、中程度の障がいを有する児童で、福井県子ども療育センター等の専門機関が認めた児童。又は療育手帳Ａ１～Ｂ１身体障害者手帳１～４級の交付を受けている児童。又は福井市特定教育・保育施設発達相談会で該当すると判定を受けた児童
8　気になる子：発達障害や知的障害などの疑いまたは環境や育て方に問題があると思われる児童で、特別な配慮が必要であると保育士等が判断する児童
9　医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障がい児、その他日常生活を営むために、医療を要する状態にある障がい児
10　障がい児登録児童数：放課後児童会・児童クラブの入会時に、医療機関等からの診断書等の書類を提出している児童
11　障がい児通所支援：障がいのある児童に対し、通所により日常生活における支援や療育を行う障がい福祉サービス
12　児童発達支援：未就学の障がい児に対し、必要な療育支援を行う障がい福祉サービス
13　放課後等デイサービス：幼稚園および大学を除く学校に就学している障がい児に対し、放課後や学校の休業日に支援を行う障がい福祉サービス

ウ　暮らし向きや、ひとり親世帯の状況

「H30ニーズ調査」によると、現在の暮らしの状況について、51.3%が「ふつう」と回答した一方で、「大変苦しい」「やや苦しい」は合わせて34.9%となっています。

さらに、ひとり親家庭について取り出してみると、現在の暮らしの状況を「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した人は合わせて57.2%となり、苦しいと感じている家庭の割合が高くなっています。

また、近年、全国的に「子どもの貧困」が問題となってきましたが、「H30市民意識調査」によると、子どもの貧困対策に向けての重要な支援、施策としては、「衣食住の生活支援」「居場所の提供や相談支援」「子ども又はその保護者の就労支援」と考える人の割合が高くなっています。

現在の暮らしの状況

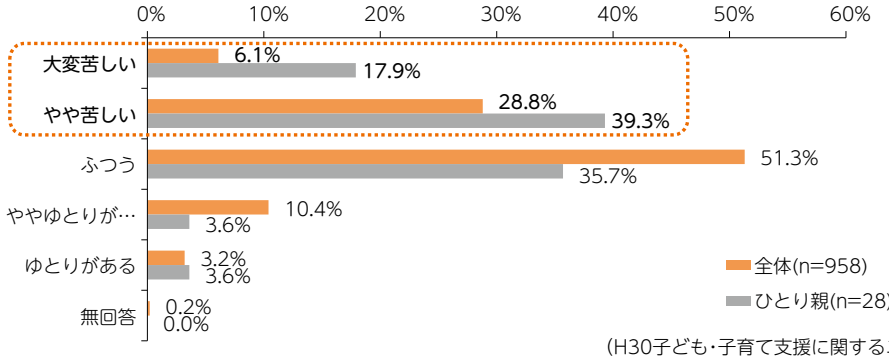

（H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

子どもの貧困対策に向けての重要な支援、施策（複数回答）

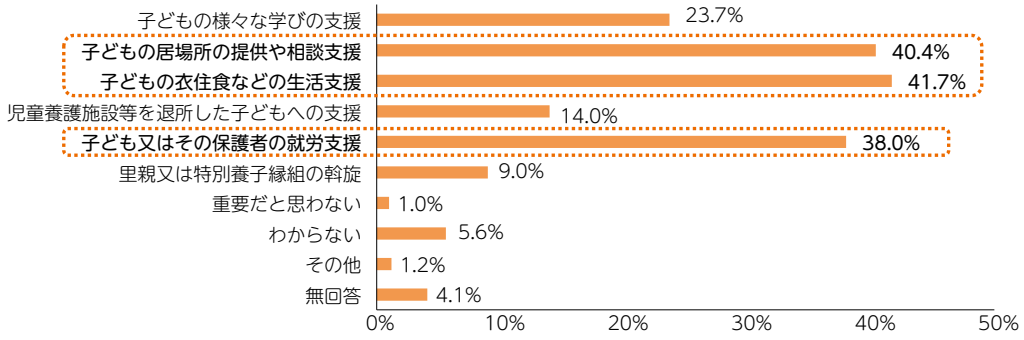

（H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査）

エ　外国につながる子ども[14]の入園状況

保育園、認定こども園に入園する児童の1.4%が、言葉や対応などに配慮を要する子どもです。

言葉や対応などに配慮を要する子どもの保育園・認定こども園への入園状況

	H29年度	H30年度	H31年度
外国人児童※①	116人	132人	135人
全入園児童②	8,880人	9,294人	9,631人
外国人児童の割合（①/②）	1.3%	1.4%	1.4%

※両親とも又は父親や母親のどちらかが外国人で言葉や対応などに配慮を要する子どもで、国籍は問わない

（福井市子育て支援課）

14　外国につながる子ども：海外から帰国した子どもや外国人子ども、両親が国際結婚の子どもなど

すべての子どもの健やかな育ちを保障するとともに、その家族等に対する支援の充実を図るため、受入体制の整備、関係機関との連携や相談体制の強化が必要です。

3 保護者の子育てをめぐる状況と課題

(1) 子育て支援事業の利用状況

ア 各種子育て支援事業の認知度

「H30ニーズ調査」によると、認定こども園等での園開放・園庭開放や子育て相談窓口、子育て関連情報のポータルサイト等、各種子育て支援事業についての認知度は、前回（H25）調査時に比べて全体的に向上しています。

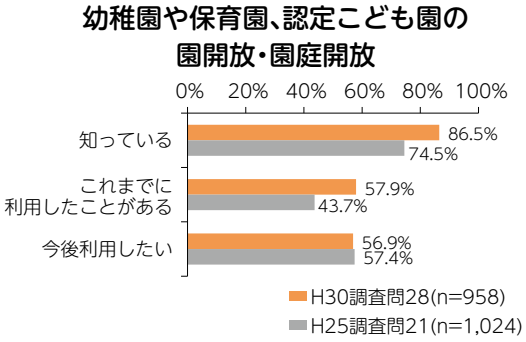

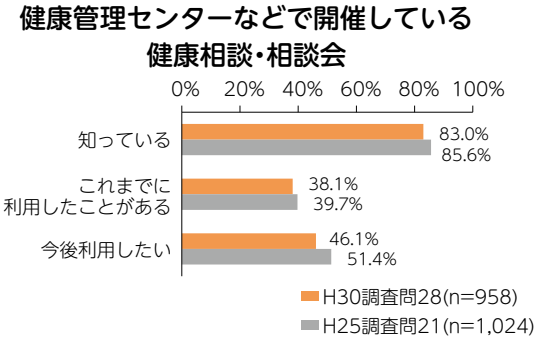

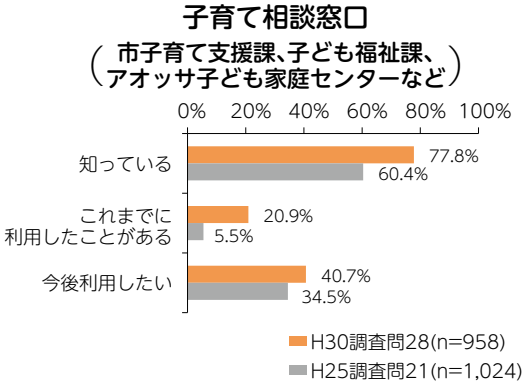

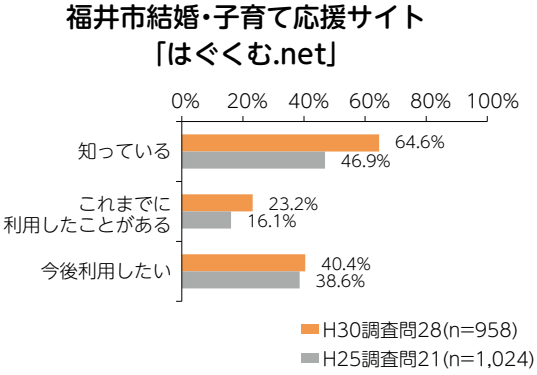

（いずれもH25・H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

イ 地域子育て支援センター[15]やすみずみ子育てサポート事業[16]の利用状況や認知度

「H30ニーズ調査」によると、定期的な教育・保育事業を利用していない人のうち、今後「地域子育て支援センター」の利用見込みがある人の割合は74.3%で、前回（H25）調査の75.9%とほぼ変わらず、依然として子育て支援センターに対するニーズは高くなっています。一方、利用していない理由として、「内容がわからない」（15.5%）、「土曜・休日に利用したいが開所していない」（14.4%）、「利用するのに抵抗がある」（10.4%）などがみられます。

15 地域子育て支援センター：子育て中の親子(概ね４歳未満の児童とその保護者)が気軽に集い、一緒に遊べる場所を提供するとともに、子育て相談や講演会等を開催している施設。市内に12か所設置している。
16 すみずみ子育てサポート事業：一時的に児童（小学校３年生以下）を養育できない保護者や第１子を出産予定の妊婦が、認可外保育施設の一時預かりや家事代行等を利用した際の利用料を補助する事業

また、「すみずみ子育てサポート事業」については、今後利用見込みのある人の割合は29.9%に留まりました。利用していない理由の一つとして、「内容がわからない」が41.1%と高くなっています。

「地域子育て支援センター」の利用状況と今後の意向

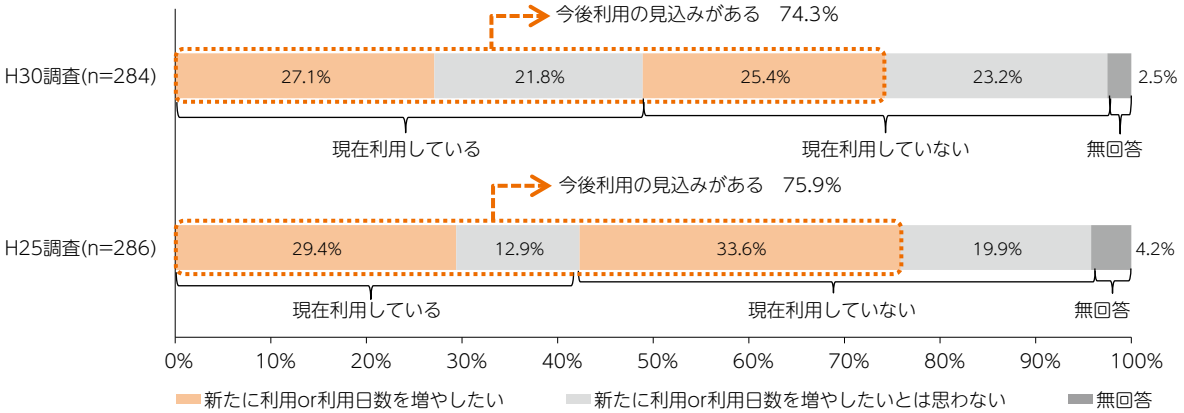

(H25･H30子ども･子育て支援に関するニーズ調査)

▶地域子育て支援センターでは、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て相談、子育てに関する情報提供等を行っている。幼稚園や保育園、認定こども園などの定期的な教育・保育を利用している子どもが利用することを想定していないため、上記集計では、これらの施設を利用している児童を母数から除外して集計した。

「地域子育て支援センター」を利用していない理由(複数回答)

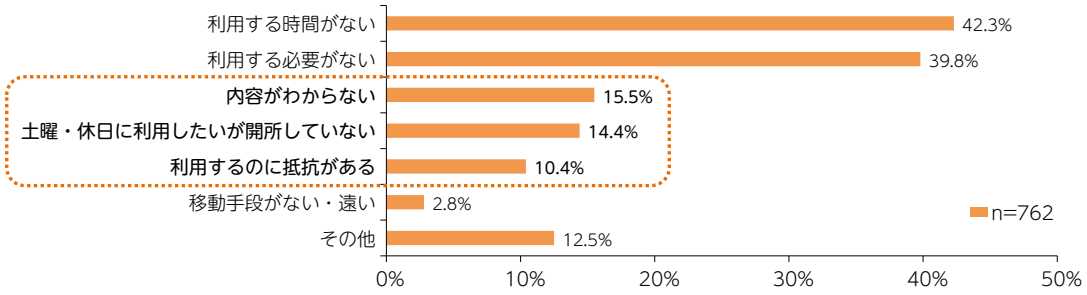

(H30子ども･子育て支援に関するニーズ調査)

「すみずみ子育てサポート事業」の利用状況と今後の意向

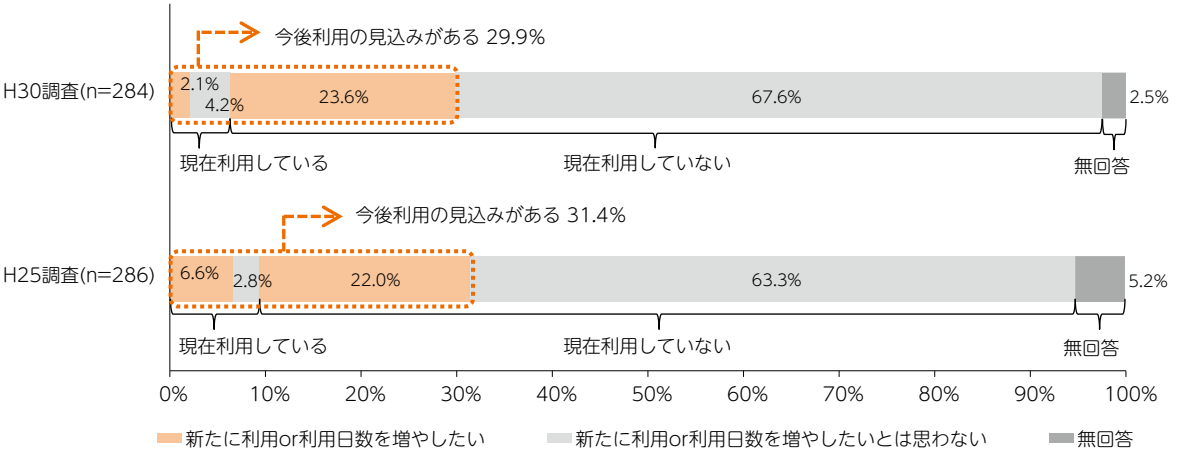

(H25･H30子ども･子育て支援に関するニーズ調査)

▶すみずみ子育てサポート事業では、施設での一時預かりのほか、保育園等への送迎、家事援助を行っている。幼稚園や保育園、認定こども園などの定期的な教育・保育を利用している時間帯に事業を利用することを想定していないため、上記集計では、これらの施設を利用している児童を母数から除外して集計した。

「すみずみ子育てサポート事業」を利用していない理由（複数回答）

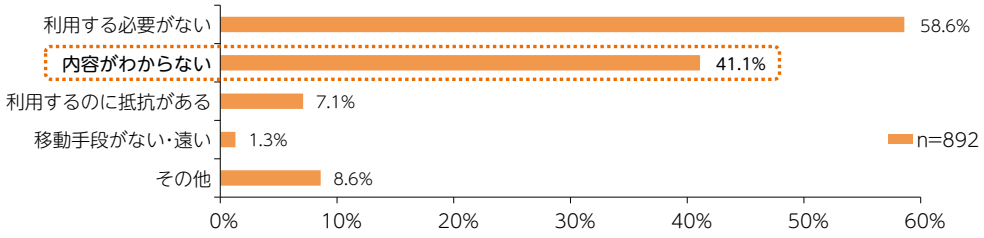

（H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

各種子育て支援事業の認知度は全体的に向上していますが、支援を必要とする人に支援を届けるためにさらに認知度の向上に努めるとともに、支援内容の充実や利便性の向上が必要です。

⑵　保護者の子育てにかかる経済的負担

2⑷ウ（p.16）により、現在の暮らしの状況について、「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した人は合わせて34.9%となっています。

また、子育てに重要だと思う支援・施策については、「子育てにかかる経済的負担の軽減」（57.8%）と回答した人が最も多くなっています。

子育てに重要だと思う支援・施策（複数回答）

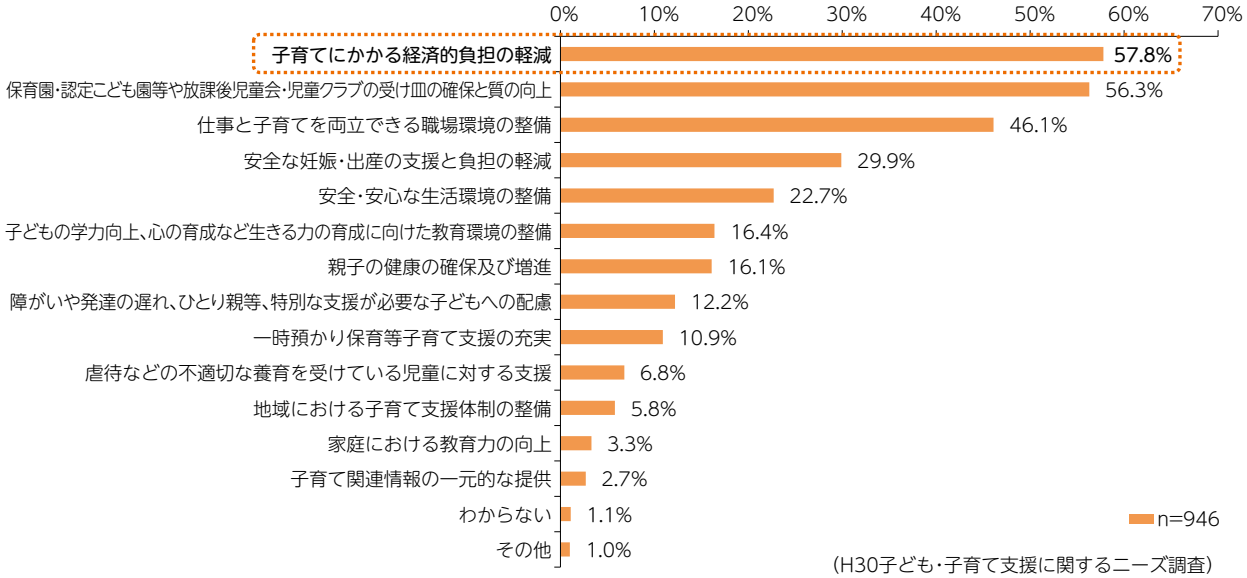

（H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

保護者への子育て支援を充実するため、子育てにかかる経済的負担の軽減が必要です。

4 職域・地域における子育て支援の状況と課題

(1) 職域における子育て支援の状況

ア 保護者の就労状況や子育て(教育)への関わり

「H30ニーズ調査」によると、未就学児の母親の75.9%が働いており（育児・介護休暇中を含む)、フルタイム勤務がパート勤務の割合を上回っています。長時間働く母親が多く、働く母親の家事・育児の負担は重くなっています。

保護者の帰宅時刻については、母親が「16時以前」が26.8%で、19時までに90.7%が帰宅する一方、父親は「19時以降」が66.8%（うち21時以降が23.9%）であり、父親の帰宅時刻が遅くなっています。

子育てに主に関わっている人として、「父親」の割合が、前回（H25）の調査よりも48.0%から57.8%へと増加し、父親の育児参加が増えてきているものの、まだ十分に参画できていない状況がうかがえます。

未就学児の母親の就労状況

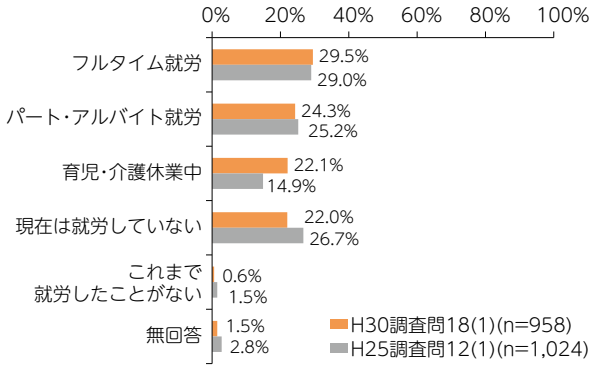

未就学児の父親の就労状況

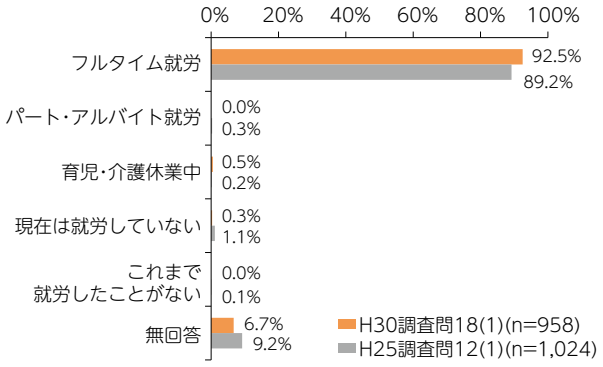

母親の帰宅時刻

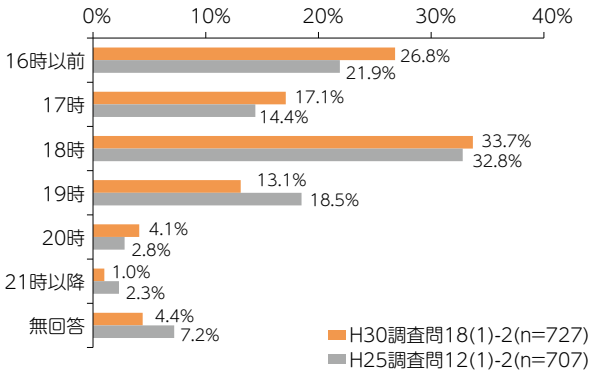

父親の帰宅時刻

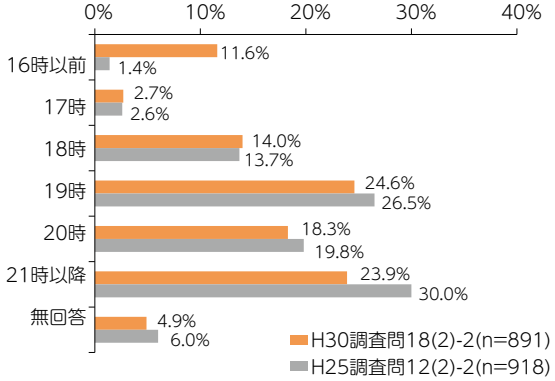

子育て(教育)に主にかかわっている人(施設)(複数回答)

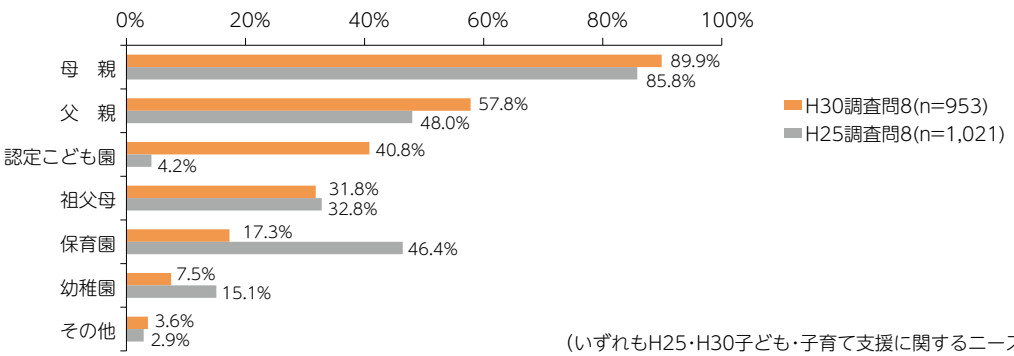

(いずれもH25・H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

イ　育児休業取得や短時間勤務制度利用の状況

「H30ニーズ調査」によると、育児休業給付や保険料免除などの仕組みについて、「知っている」と回答した人が、前回（H25）の調査よりも増え、制度の周知が進んでいることがわかります。

育児休業の取得状況は、母親は、「取得した」が58.1％、「働いていなかった」が29.7％、「取得していない」が10.8％で、父親は、「取得した」が3.5％、「取得していない」は90.2％となっています。父親、母親ともに、前回（H25）の調査よりも取得割合は増えているものの、父親の取得は数パーセントに留まっています。

また、短時間勤務制度の利用状況についても、父親、母親ともに、前回（H25）の調査時よりも利用割合は増えているものの、「利用したかったが利用しなかった」人が、母親では33.5％、父親では11.5％いることがわかります。

さらに、職場に３歳までの育児休暇取得制度があった場合、何歳まで取得したいかについては、母親の39.9％が「３歳」、21.0％が「２歳０～５か月」と回答しており、育児休暇制度が充実すれば長く在宅育児をしたいという人が多いことがわかります。

制度周知度

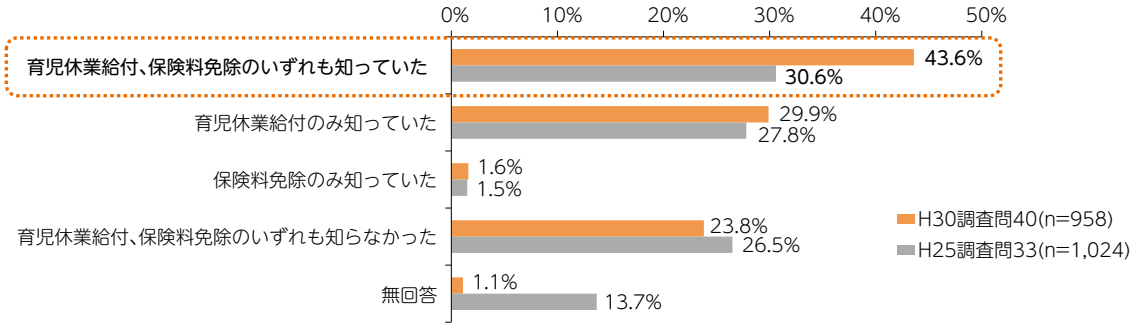

母親の育児休業制度取得状況

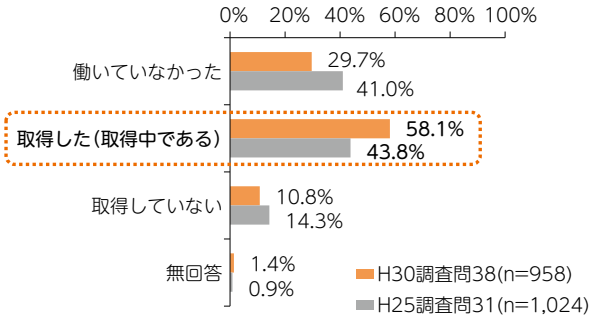

父親の育児休業制度取得状況

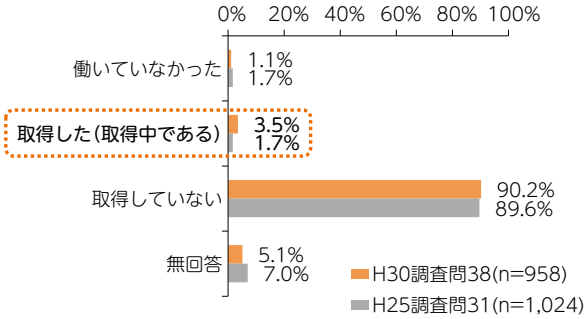

母親の短時間勤務制度の利用状況

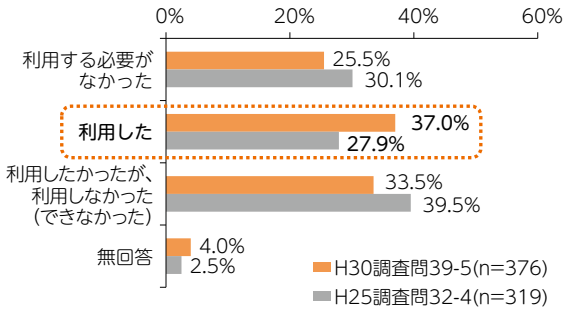

父親の短時間勤務制度の利用状況

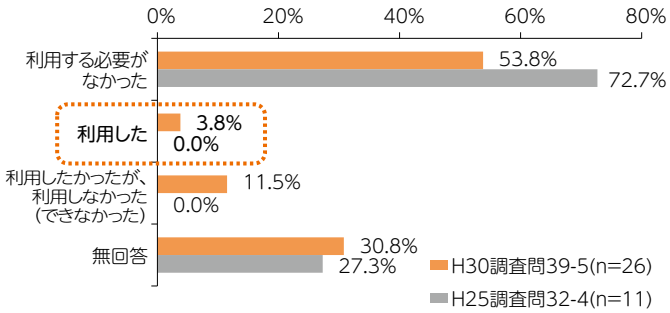

（いずれもH25・H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

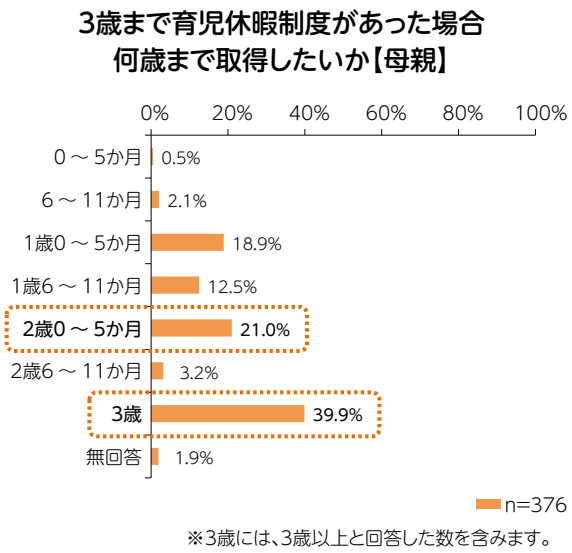

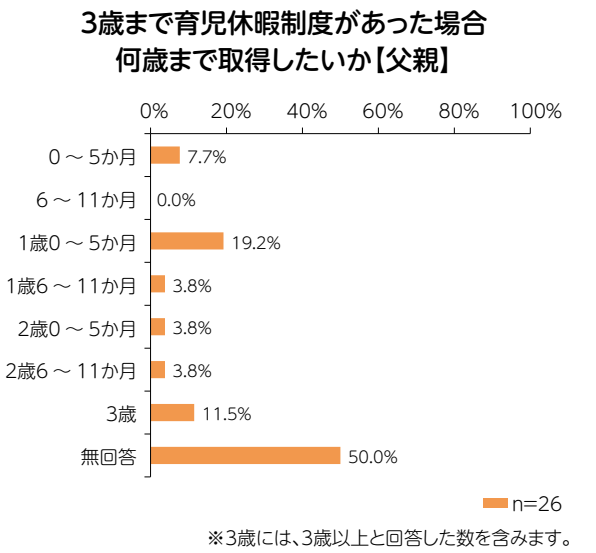

（いずれもH30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

ウ　仕事と子育ての両立に必要な支援

「H30市民意識調査」によると、育児休業取得に必要な職場環境について、「上司や同僚の理解など、職場の雰囲気」「休業中の代替要員の確保等適切な人員配置」「休業中の収入減に対する経済的支援」の３項目の割合が男女とも高くなっています。

仕事と子育ての両立支援に必要なことは、多い順に「配偶者の家事・育児への参加」（64.9%）、「保育園や児童クラブなどの充実」（57.1%）、「祖父母や兄弟、地域などによる支援」（43.7%）となっています。

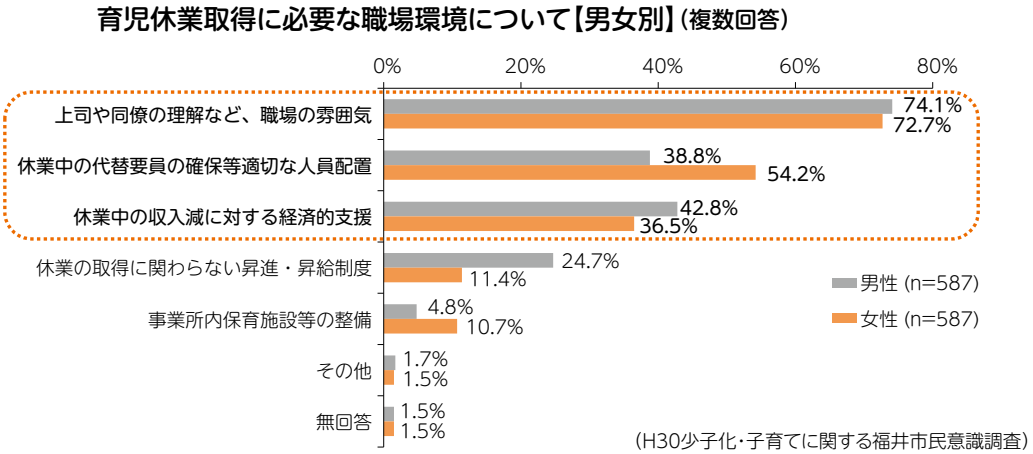

（H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査）

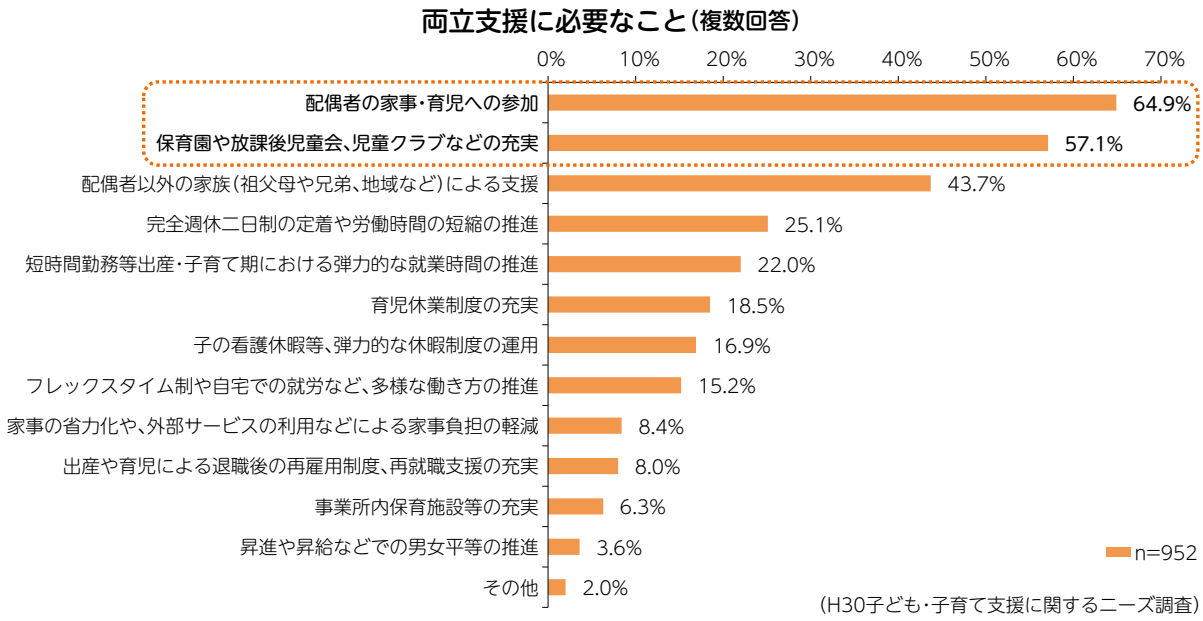

（H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

父親の家事・育児参画の推進とあわせて、職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と子育てを両立できる環境づくりが必要です。

(2) 祖父母や地域の人材による子育て支援の状況

ア 祖父母の同居・近居の状況

「H30ニーズ調査」によると、未就学児の祖父の同居・近居の割合は68.5%で、祖母の同居・近居の割合は78.3%となっており、依然として全国と比較して高い割合です。

子どもを祖父母に見てもらえる割合は「日常的に」が42.5%、「緊急時に」が59.8%であり、本市の子育て世帯が、祖父母の支援を受けやすい環境にあることがわかります。

一方で、見てもらえる親族・知人が「いずれもいない」人が9.9%おり、祖父母等の支援が受けられない家庭が少なからず存在していることがわかります。

未就学児の同居・近居の状況
（複数回答）

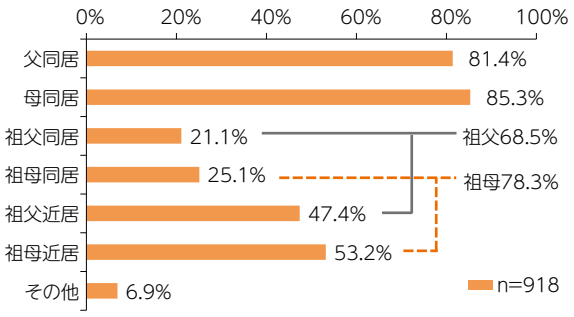

（H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

※同居・近居の範囲は、概ね30分以内で行き来できる範囲としています。

未就学児を見てもらえる親族・知人の有無
（複数回答）

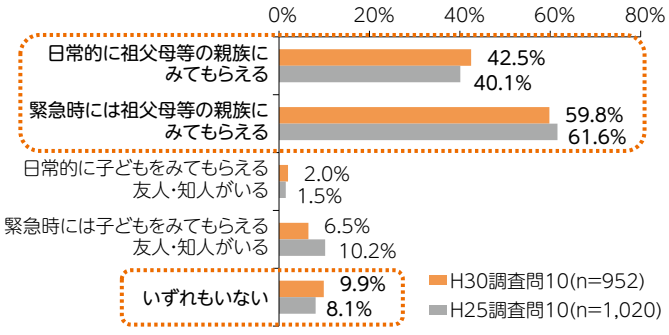

（H25・H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

イ　地域における子育て支援の状況

「H30市民意識調査」によると、子育てについて協力したいことについて、「家族からの要望や機会があれば協力したい」（56.4%）、「自分の孫やひ孫の面倒をみたい」（47.4%）が多くなっています。また、「子育て支援に関する地域の活動に積極的に参加したい」（6.3%）、「地域からの要望や機会があれば協力したい」（16.7%）など地域の子育て支援に協力したいとの回答も少なからずみられます。

子育て支援に関する地域の活動で協力したいことについては、「挨拶や声掛け」（61.5%）、「児童の「子ども１１０番」、「かけこみ所」への協力」（46.2%）、「通学路での交通安全指導及び見守り活動」（41.0%）が多くなっています。

子育てについて協力したいこと（複数回答）

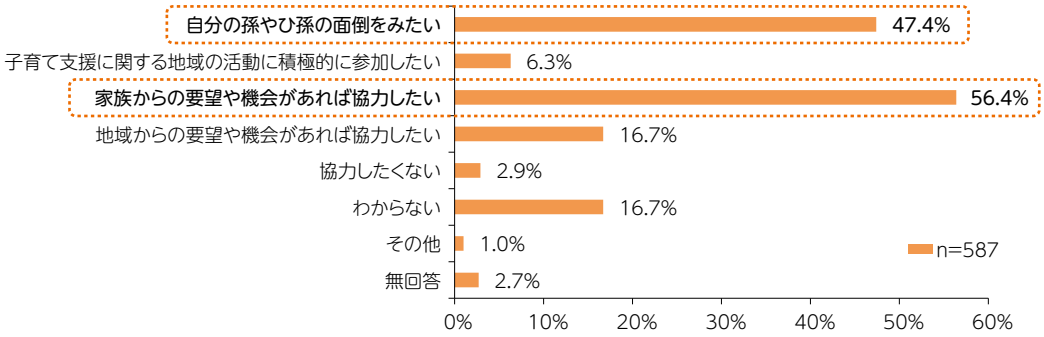

（H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査）

子育てについて地域活動で協力したいこと（複数回答）

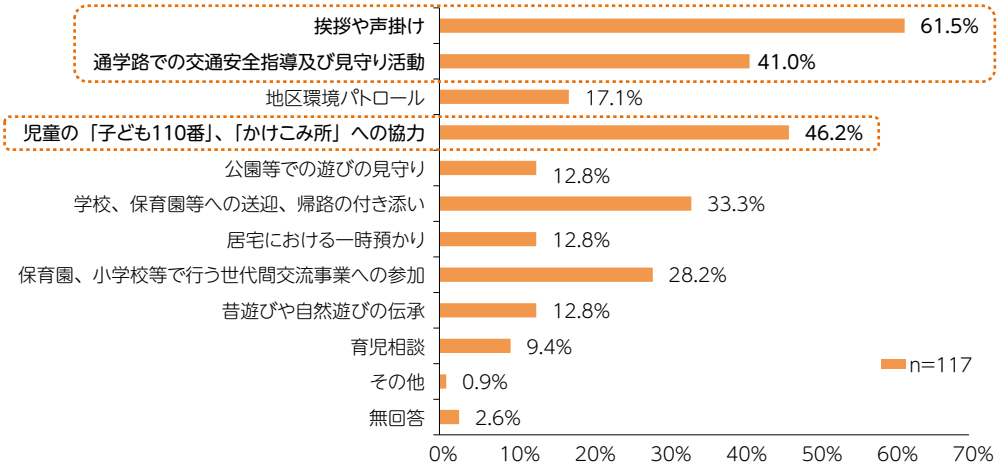

（H30少子化・子育てに関する福井市民意識調査）

ウ　各種子育て支援事業の認知度、「孤育て（こそだて）」家庭の存在

3(1)イ（p.17-18）により、各種子育て支援事業の認知度向上に向け、引き続き取組が必要になっています。「H30ニーズ調査」によると、子育てに関する情報の取得方法として、「ウェブサイト」(60.8%)や「スマートフォンや携帯電話のアプリ」(58.5%）が多くなっています。

また、4(2)ア（p.23）により、祖父母等の支援が受けられない家庭が約１割あります。上記ニーズ調査によると、子育て（教育を含む）についての相談先について、相談先がある人が大多数である一方、相談先が無いと答えた人もいます。子育て相談する場合の最も相談しやすい方法として、全体の約７割（70.4%）が「直接相談(直接話す)」と回答したほか、「電話相談」が14.7%、「メール相談」が9.3%と、様々な方法が求められています。

情報の取得方法

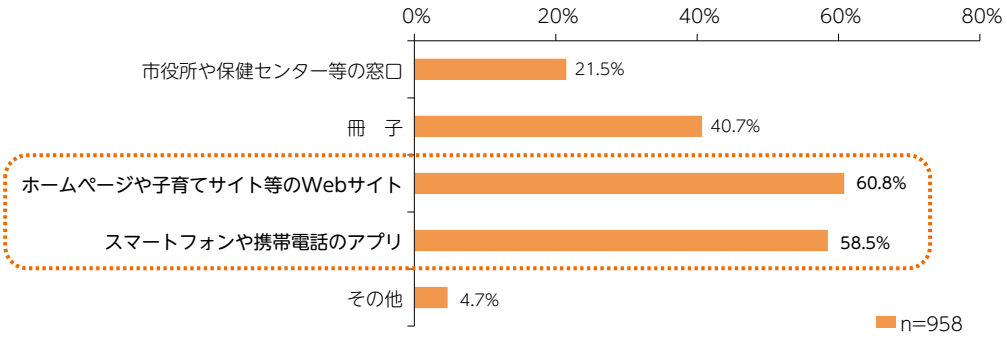

（H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

未就学児の子育て（教育）についての相談先の有無

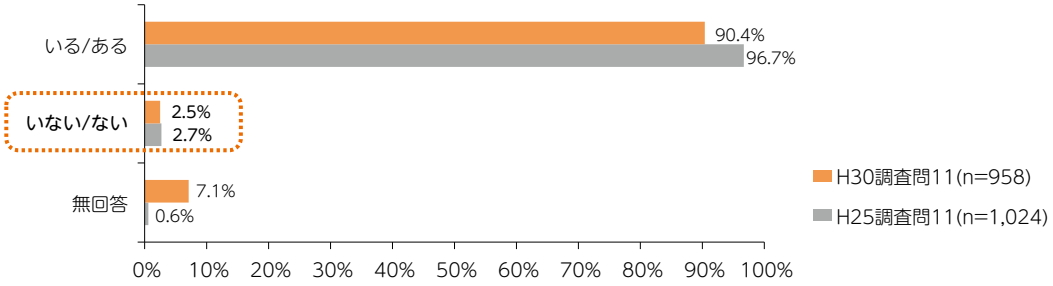

（H25・H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

最も相談しやすい方法

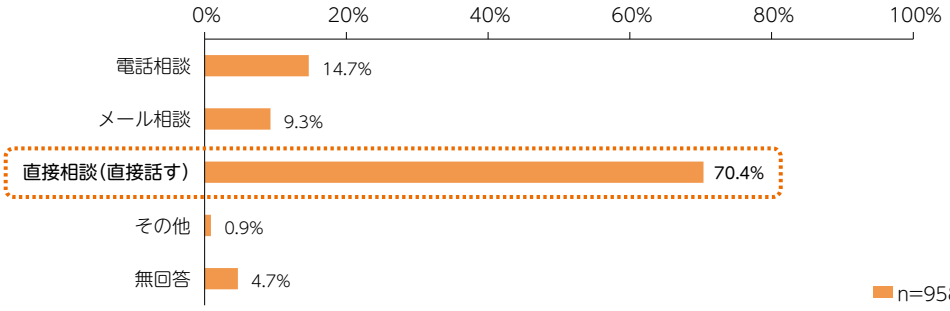

（H30子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

地域住民の協力や子育て関係機関のネットワークを強化しつつ、相談しやすい、情報を受け取りやすい環境を整える必要があります。

5 課題の整理

現　状	課　題	重点施策（p.29）
1　結婚・妊娠・出産		
・未婚化・晩婚化の進行 ・晩産化の進行による妊娠・出産のリスクや負担の増加 ・妊娠中や産後における不安や負担	・結婚や出産に対する考え方が多様化する中、結婚や子どもを持つことへの意識を醸成するとともに、不安や負担を解消し、結婚や子育てに夢を持てる環境を整えることが必要	母子の健康の確保と増進
2　子どもを取り巻く環境		
・少子化の進行	・集団での教育・保育環境を確保するため、区域ごとの少子化の状況をふまえた施設配置の検討が必要 ・親子が安心して集える場などを地域に確保することが必要	・教育・保育の量の確保と質の向上 ・子育て支援事業の充実
・保育を必要とする子どもの増加	・区域ごとの保育ニーズをみながら、保育園や認定こども園の整備を進めることが必要 ・施設の確保にあわせて、保育士の確保やさらなる教育・保育の質の向上が必要	教育・保育の量の確保と質の向上（再掲）
・放課後の預かりを必要とする子どもの増加	・留守家庭児童の放課後の預かりについて、区域ごとのニーズをみながら、児童クラブの整備を進めることが必要 ・施設の確保にあわせて、携わる職員の確保と質の向上が必要	児童の健全育成
・特別な支援が必要な子どもの増加	・すべての子どもの健やかな育ちを保障するとともに、その家族等に対する支援の充実を図るため、受入体制の整備、関係機関との連携や相談体制の強化が必要	要保護児童、障がいや発達に遅れのある子ども、ひとり親家庭への支援
3　保護者の子育てをめぐる環境		
・子育て支援事業の利用における不便等	・各種子育て支援事業の認知度は全体的に向上しているが、支援を必要とする人に支援を届けるためにさらに認知度の向上に努めるとともに、支援内容の充実や利便性の向上が必要	子育て支援事業の充実（再掲）
・保護者の子育てにかかる経済的負担	・保護者への子育て支援を充実するため、子育てにかかる経済的負担の軽減が必要	子育てにかかる経済的負担の軽減
4　職域・地域における子育て支援		
・職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組不足	・父親の家事・育児参画の推進とあわせて、職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と子育てを両立できる環境づくりが必要	ワーク・ライフ・バランスの推進
・子育て支援事業の認知度不足や「孤育て（こそだて）」家庭の存在	・地域住民の協力や子育て関係機関のネットワークを強化しつつ、相談しやすい、情報を受け取りやすい環境を整えることが必要	関係機関との連携と一元的な情報提供

第３章　計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子どもすくすく　おとないきいき　みんなで育ちあうまちへ」

子どもは社会の希望であり未来を創る存在です。まずは保護者が子育てについての責任を担うべきであることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな育ちを保障することは社会全体の責任です。

安心して子どもを産み育てられる環境を整え、保護者の親としての成長に寄り添うことで、保護者が出産や子どもの成長に喜びを感じることができるよう支援し、今後も多くの子どもたちの笑顔があふれる活気あるまちを目指します。

2 施策の方向

結婚・妊娠から子育てのライフステージに沿って、「結婚・妊娠・出産」、「子どもの育ち」、「保護者の支援」、「職場・地域の役割」の視点から次の４つの方向を定めます。

施策の方向１　結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます

結婚や子育てに関する負担や不安を払拭し、子どもを産み育てることに夢と希望を持てる施策を展開します。

施策の方向２　子どもの健やかな育ちを守ります

すべての子ども一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、健やかな育ちが等しく保障されるための仕組みや環境を整備します。

施策の方向３　保護者への子育て支援を充実します

子育てに対する負担の軽減や不安の解消を図るとともに、親としての成長を促すことで、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる社会を実現します。

施策の方向４　社会全体で子どもの育ちを支えます

家庭、職域、地域におけるすべての市民と行政が子ども・子育て支援の重要性を認識し、各々が協働し、それぞれの役割を果たすための取組を展開します。

3 施策の体系

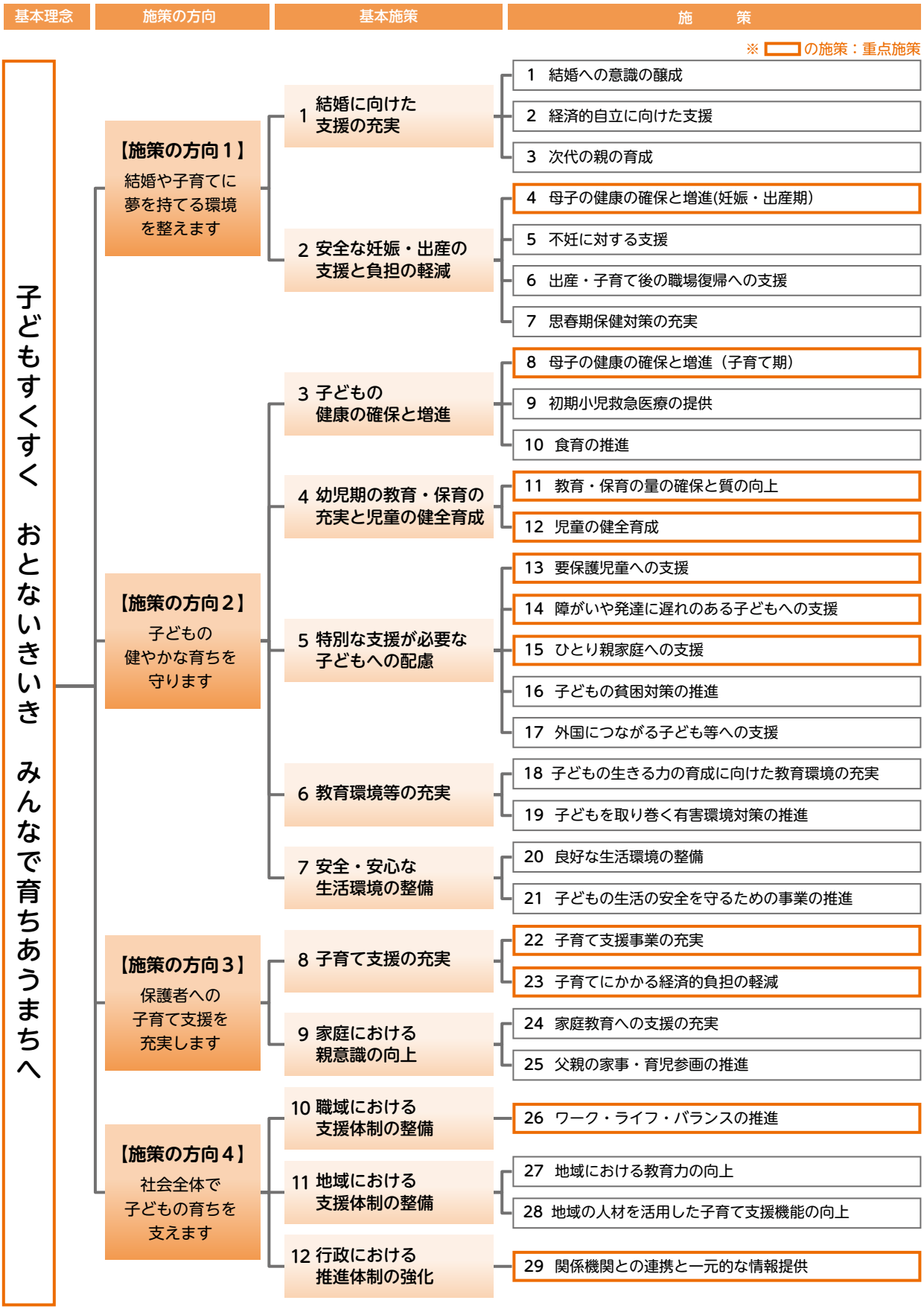
基本理念
施策の方向
基本施策
施　策
※ の施策：重点施策
子どもすくすく　おとないきいき　みんなで育ちあうまちへ
【施策の方向１】結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます
【施策の方向２】子どもの健やかな育ちを守ります
【施策の方向３】保護者への子育て支援を充実します
【施策の方向４】社会全体で子どもの育ちを支えます
1 結婚に向けた支援の充実
2 安全な妊娠・出産の支援と負担の軽減
3 子どもの健康の確保と増進
4 幼児期の教育・保育の充実と児童の健全育成
5 特別な支援が必要な子どもへの配慮
6 教育環境等の充実
7 安全・安心な生活環境の整備
8 子育て支援の充実
9 家庭における親意識の向上
10 職域における支援体制の整備
11 地域における支援体制の整備
12 行政における推進体制の強化
1 結婚への意識の醸成
2 経済的自立に向けた支援
3 次代の親の育成
4 母子の健康の確保と増進(妊娠・出産期)
5 不妊に対する支援
6 出産・子育て後の職場復帰への支援
7 思春期保健対策の充実
8 母子の健康の確保と増進（子育て期）
9 初期小児救急医療の提供
10 食育の推進
11 教育・保育の量の確保と質の向上
12 児童の健全育成
13 要保護児童への支援
14 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援
15 ひとり親家庭への支援
16 子どもの貧困対策の推進
17 外国につながる子ども等への支援
18 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実
19 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
20 良好な生活環境の整備
21 子どもの生活の安全を守るための事業の推進
22 子育て支援事業の充実
23 子育てにかかる経済的負担の軽減
24 家庭教育への支援の充実
25 父親の家事・育児参画の推進
26 ワーク・ライフ・バランスの推進
27 地域における教育力の向上
28 地域の人材を活用した子育て支援機能の向上
29 関係機関との連携と一元的な情報提供

4 重点施策

本市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況と課題をふまえ、１１の施策を重点施策とし、事業を推進します。

⑴⑵ 母子の健康の確保と増進（妊娠・出産期）（子育て期） <施策4><施策8>

「妊娠・子育てサポートセンターふくっこ」を活用し、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。

⑶ 教育・保育の量の確保と質の向上 <施策11>

低年齢児や年度途中入園の増加に対応するために保育の受け皿を整理・確保するとともに、多様化する保育ニーズにあわせて利便性やサービスの向上に努めます。また、保育士の確保や教育・保育の質の向上を図ります。

⑷ 児童の健全育成 <施策12>

留守家庭児童の放課後の預かりニーズに応じて児童クラブの受け皿を確保します。また、携わる職員の確保と質の向上を図ります。

⑸ 要保護児童への支援 <施策13>

関係機関との連携により、虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めます。

⑹ 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援 <施策14>

障がいや発達に遅れのある児童、医療的ケア児等の健全な育成を目指し、受入体制の整備、関係機関の連携や相談体制の強化を図ります。

⑺ ひとり親家庭への支援 <施策15>

ひとり親家庭に対する手当の給付や医療費の助成、資金の貸付等とともに養育費や就労の相談などを行い、ひとり親家庭の自立を総合的に支援します。

⑻ 子育て支援事業の充実 <施策22>

地域子育て支援センターや病児保育施設等の内容充実や利便性向上を図ります。

⑼ 子育てにかかる経済的負担の軽減 <施策23>

幼児教育・保育の無償化や子ども医療費助成等の実施により、子育てにかかる経済的負担を軽減します。

⑽ ワーク・ライフ・バランスの推進 <施策26>

父親の家事･育児参画の推進とあわせて､職場におけるワーク･ライフ･バランスの取組を推進し､仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めます。

⑾ 関係機関との連携と一元的な情報提供 <施策29>

子育て関連機関のネットワークを強化しつつ､子育て関連情報をわかりやすく整理して提供し､相談しやすい、情報を受け取りやすい環境を整えます。

第２部

各　論

第１章　施策の展開

第２章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
「量の見込み」と「確保方策」

第２部第１章「施策の展開」（P.32～55）で使用するマークの説明

・新　第二期計画から新たな施策として追加したものや、新たに掲載する事業

・確保計画　第２部第２章の「確保方策」に関連する事業

第１章　施策の展開

基本施策 1

施策の方向１ 結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます

結婚に向けた支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- 未婚化や晩婚化が進んでいます。平成30年度に実施した「少子化・子育てに関する福井市民意識調査（以下、「H30市民意識調査」）という。）では、結婚しない理由について、「知り合うきっかけがない」「まだ早すぎる」の次に、「独身の自由さや気楽さを失いたくない」が、前回（H25）調査時よりも増加しており、結婚に対する考え方の多様化がうかがえます。（p.6参照）

  結婚に対する意識を高めながら、結婚したい人が結婚できるよう、総合的な支援が必要です。
- 令和元年度版「少子化社会対策白書」によると、非正規雇用者の有配偶率は低く、30～34歳の男性においては正規の半数以下となる等、就労形態の違いにより家庭を持てる割合が大きく異なります。また、年収別に男性の有配偶率をみると一定水準までは年収が高い人ほど結婚していることがわかります。

  さらに、「H30市民意識調査」では、独身でいる理由について、男性では「結婚生活を維持するだけの経済力がない」が多くなっています。（p.6参照）

  雇用創出や住宅確保等、経済的自立に向けた支援が必要です。
- 少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化に伴い、乳幼児とふれあう機会がないまま、親になるケースが増えています。乳幼児とふれあうことで、命の大切さや子育てについて考える機会を提供するとともに、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思える意識を醸成し、次代の親を育成する必要があります。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●結婚意識が明確になり、さらに結婚への意欲が高まった割合

90%以上（平成30年度）　→　90%以上（令和６年度）

福井市主催の婚活講座のアンケート項目

施策１　結婚への意識の醸成

結婚を希望する独身男女を対象に、結婚の意識啓発から出会いの場の創出、結婚への後押し等、成婚につながるように総合的に支援します。

結婚・子育て情報のポータルサイトの運用や情報冊子の発行を通して、最近の結婚事情や結婚のよさ、相談場所や支援等の情報を提供し、結婚したい人が結婚できる環境を整えます。

主な事業

出愛♥恋々応援事業　　子育て情報発信事業

施策２　経済的自立に向けた支援

産業の活性化や企業誘致の促進により、若い世代への魅力ある雇用を創出するとともに、雇用における不合理な待遇差を解消するため、国等が設ける支援制度の周知に努めます。

住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を供給するほか、住宅の確保に配慮を要する人に対し住宅の安定確保に努めます。

主な事業

企業立地支援事業　　中小企業労働相談事業　　市営住宅管理事業

新 住宅確保要配慮者[17]円滑入居賃貸住宅事業の登録及び情報提供

施策３　次代の親の育成

保育園や認定こども園において、地域の小中学生や高校生の保育体験を受け入れ、乳幼児とふれあう機会を通して命の大切さを実感させるとともに、家族や子育てについて考える機会を提供します。

児童期から男女共同参画意識を醸成し、次世代を担う子ども達の個性や能力を生かした成長を促します。

主な事業

育児体験学習の充実　　男女共同参画意識啓発教材（夢への招待状）

17　住宅確保要配慮者：高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に配慮が必要な人

基本施策 2

施策の方向１ 結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます

安全な妊娠・出産の支援と負担の軽減

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- 平成30年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「H30ニーズ調査」という。）によると、妊娠中等に不安や負担を感じた女性は75.4％であり、その時期は「妊娠中」や「出産後(退院後～１か月)」が多くなっています。(p.8参照)

  令和元年度に、母子保健の拠点として「妊娠・子育てサポートセンターふくっこ[18]」を開設しました。妊娠期、出産期、子育て期を通じた切れ目ない支援が必要です。
- 晩婚化の進行や女性の社会進出に伴う晩産化が進むことで、夫婦の出生力の低下や妊娠・出産のリスクの増加が指摘されています。不妊検査や治療にかかる経済的負担は大きく、不妊に対する支援が必要です。
- 国では、平成28年４月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法)」を全面施行し、働きたいという希望を持つすべての女性の活躍を推進しています。また、「H30ニーズ調査」では、現在就労していない母親の74.6％は就労を希望しており、前回（H25）調査時（69.4％）よりも就労希望は高まっています。

  出産や子育て後に職場復帰を希望する人の増加が見込まれるため、職場復帰への支援が必要です。
- 早期から、妊娠・出産等に関する知識を身につけ、適切な行動を取ることができるよう、思春期の保健対策の充実が必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●妊娠・子育てサポートセンターふくっこ相談件数

令和元年度開設　→　3,150件（令和６年度）

18　妊娠・子育てサポートセンターふくっこ：平成３１年４月の中核市移行に伴い母子保健の拠点として、健康管理センター内に開設した。妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、関係機関と連携し妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行う。

施策４　母子の健康の確保と増進（妊娠・出産期）重点施策１

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠届出時の妊婦全数面接や妊婦健康診査、相談・教育等、様々な機会を活用し、妊娠・出産・育児の正しい知識の普及や助言・指導を行う等、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。

妊娠を希望する女性の風しん罹患を防ぐことにより、先天性風しん症候群の発生を防止し、安心して妊娠・出産ができるよう支援します。

主な事業

新 妊娠・子育てサポートセンターふくっこ事業 確保計画　　妊婦健康診査事業 確保計画

新 産後ケア事業　　妊産婦・新生児訪問指導　　新 風しん抗体検査事業

施策５　不妊に対する支援

医療保険の適用がない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた人に対し、治療に要する費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

特定不妊治療費助成事業

施策６　出産・子育て後の職場復帰への支援

出産や育児等を機に離職した女性を対象に講座を開催し、復職や再就職につながるよう支援します。

主な事業

男女共同参画・子ども家庭センター事業（再チャレンジ支援講座）

施策７　思春期保健対策の充実

児童生徒に対し、性に関する健全な意識を浸透させ、命の大切さに対する意識を持つとともに、心身の機能の発達と心の健康を理解し、悩みへの適切な対処ができるよう、性に関する指導の年間計画を作成し、各学年ごとに発育・発達段階をふまえ、計画的・継続的に指導します。

主な事業

性教育年間指導計画作成

基本施策 3

施策の方向２ 子どもの健やかな育ちを守ります

子どもの健康の確保と増進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- 子どもの健康を守るためには、疾病や心身の発達の異常を早期に発見し、早期に治療や療育につなげることが必要です。

  また、育児に関わる社会環境が大きく変化し、子育てに不安やストレスを抱える親が増えており、個々の相談や育児に関する正しい情報の提供が必要です。

- 「H30市民意識調査」では、子どもの健康を守る上で充実すべき行政サービスとして、約５割の人が「小児救急医療体制」と回答しており、子どもの急病時への対応として、初期小児救急医療体制の充実が必要です。

- 本市では、福井市食育推進計画を策定し、「元気な子どもの育成」等に向けた取組を進めています。特に、朝食や夕食を家族と食べる市民の割合が減少しており、共食[19]によるコミュニケーションの充実が課題となっています。

  家庭や教育・保育の場面において、子どもの成長段階にあわせた継続的な食育の推進が必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●乳幼児健診受診率

４か月児健康診査　96.5％（平成30年度）　→　97.6％（令和６年度）

３歳児健康診査　96.9％（平成30年度）　→　97.4％（令和６年度）

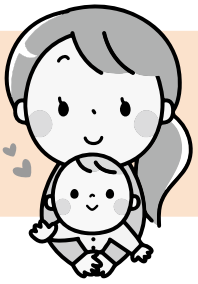

19 共食（きょうしょく）：一般に誰かと共に食事をすることと定義されているが、本市では一緒に食べることだけでなく、食にまつわる行動（買い物に行く、食事の用意をする、片付けるなど）を共にすることも含めて共食としている。食事の楽しさを実感できることや、家族のコミュニケーションが図れること、食事のマナーが身に付くこと、規則正しい生活リズムが形成できることなどのメリットがある。

施策８　母子の健康の確保と増進（子育て期）重点施策２

育児や疾病予防に関する知識や情報を提供するとともに、育児に不安を抱える保護者に対して個別相談に応じます。また、乳幼児健康診査、教育・保育施設[20]や学校での健康診断を通して、疾病や心身の発達異常がある子どもの早期発見、早期治療を推進し、関係機関と連携しながら、支援が必要な子どもと保護者に対して適切な支援を行います。

また、応急手当講習会を開催し、誤飲、転落、やけど等の子どもの事故への対処法について指導します。

主な事業

乳幼児健康診査事業　　乳幼児期の健康教育及び相談　　予防接種事業
教育・保育施設や学校における健康診断　　子どもの応急手当支援事業

施策９　初期小児救急医療の提供

国、県及び福井市を含めた嶺北11市町が協力し、初期小児救急医療の提供体制を充実します。

主な事業

小児救急医療支援事業

施策10　食育の推進

子どもたちが発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことで「食べる力」を育むことができるよう、教育・保育施設、小中学校等で食に関する正しい知識の普及を図るとともに、生涯の健康につながる「食を営む力」を育成するため、食育指導や体験活動等を通して、子どもの健康と望ましい食習慣の形成に努めます。

また、家庭や地域等との連携・協働により、食育の理解と米を中心とした「日本型食生活」を改めて見直し、「地産地消」の推進や地域の食文化への関心を深めます。

主な事業

乳幼児期の食育の推進　　保育園・認定こども園食育推進事業
学校における食育の推進　　家庭における食育の推進　　食育推進事業

20　教育・保育施設：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に規定する認定こども園、学校教育法第１条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第１項に規定する保育所

基本施策 4

施策の方向２　子どもの健やかな育ちを守ります

幼児期の教育・保育の充実と児童の健全育成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

● 市全体の就学前児童数は減少しているものの、保育ニーズ（特に低年齢児）は増加しています。平成31年４月現在、待機児童はゼロとなっていますが、年度途中には待機児童が生じています。

「H30ニーズ調査」によると、保育園や認定こども園等を利用していない人のうち、子どもを０～２歳で預けたい人は、前回（H25）調査時の約５割から、約７割へと増え、低年齢児の保育ニーズが増加していることがわかります。

また、令和元年10月から幼児教育・保育無償化が始まりましたが、H30同調査によると、「０～２歳で保育園等に預けたい」人の割合は、無償化前と比べ「非課税世帯の子どものみが無償」の場合は1.1倍に、さらに、「全てが無償」の場合は1.3倍に増える結果となっています。（p.12参照）

区域ごとに少子化の状況は様々であるため、集団での教育・保育環境の確保や増加する低年齢児保育のニーズに対応できるよう、施設配置の検討を進めながら教育・保育の量の確保や質の向上を図る必要があります。

● 本市の放課後児童クラブは、児童館で実施する放課後児童会とそれ以外の場所で実施する児童クラブがあり、その利用人数は近年大幅に増加しています。また、放課後子ども教室として、地域の人々の参画を得ながら、安全で安心な子どもの居場所となる活動拠点を公民館や小学校に設けています。

「H30ニーズ調査」によると、放課後に過ごさせたい場所として、低学年では７割、高学年では約４割の人が、「放課後児童会・児童クラブ」と回答しており、いずれも前回（H25）調査時より大幅に増加していることがわかります。（p.13参照）

また、平成30年９月に策定された、国の「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子ども教室のさらなる推進と、一体的な又は連携による実施が求められています。

地域ごとに放課後児童会・児童クラブの状況は様々であるものの、増加する学童保育のニーズに対応できるよう、施設の配置を検討しながら学童保育環境の確保や質の向上を図る必要があります。

少年非行、いじめ、不登校等の問題についても解決支援が必要であり、児童の健全育成を図る取組が必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●待機児童（保育）	ゼロ（令和元年度）	→	ゼロ（令和６年度）
●待機児童（学童保育）	ゼロ（令和元年度）	→	ゼロ（令和６年度）
●公開保育の実施	７か所（平成30年度）	→	30か所（令和６年度）

施策11　教育・保育の量の確保と質の向上　重点施策３

保護者のニーズに合わせて、きめ細かに定員の確保や支援の充実を図るため、教育・保育提供区域をこれまでの５区域から１３区域へと細分化します。１区域に１園、公立の「拠点園」の配置を進め、地域における公私立園ネットワークのコーディネーター的役割を担うほか、特別な配慮が必要な子ども（障がい児、医療的ケア児、虐待等による要保護児童）の受入、年度途中入園の受入に対応します。

定員の確保や公立の「拠点園」の配置に向けては、区域ごとの需給バランスを整理しながら、私立園の新設や、老朽化が進む公立園の建替も含めた再配置を進めます。

また、県と連携して保育士の確保に努めます。すべての公私立園において質の高い教育・保育を等しく提供できるよう、「福井市の認定こども園、保育所等における質の向上のためのアクションプログラムvol.3」に基づき、研修の充実に努めるとともに、公開保育の促進や園児と小学校児童、保育者と小学校教諭との交流や合同の研修会実施により、保育園や認定こども園における職員の資質と専門性を高めます。

その他、連携中枢都市圏内での広域サービスの推進や認可外保育施設の質の向上を図ります。

主な事業

公立保育園等環境整備事業 確保計画　　私立教育・保育施設等整備補助事業 確保計画
私立教育・保育施設運営費補助事業　　研修指導事業

施策12　児童の健全育成　重点施策４

児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、地域のニーズに応じた児童館の運営や、放課後児童クラブ施設の老朽化対策を考慮した整備の検討を進めて学童保育環境の確保を行い、あわせて、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう、放課後子ども教室を実施し、放課後等の児童の安心・安全な居場所づくりを推進します。

質の向上に向けては、研修の充実に努めるとともに、関係機関との連携等の支援を講じることで、児童館や児童クラブにおける職員の資質向上を図ります。

公民館においては、自然体験学習や地域住民との交流活動等を行い、次世代を担う子どもたちの人間性や自主性・社会性を養います。

さらに、少年非行、いじめ、不登校問題等にかかる相談活動を実施し、関係機関が情報を共有し、問題解決に向けて連携するとともに、巡回指導等を通して非行の未然防止に努めます。

主な事業

児童館運営事業　　放課後児童健全育成事業 確保計画　　放課後子ども教室推進事業
公民館教育事業（少年教育）　　学校不適応対策推進事業

基本施策 5

施策の方向２ 子どもの健やかな育ちを守ります

特別な支援が必要な子どもへの配慮

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- 本市の要保護児童対策地域協議会で進行管理している児童数は年々増加傾向にあり、平成26年度からの５年間で2.5倍以上に増えています。

  「H30市民意識調査」によると、児童虐待が起こる理由について、「経済的困窮に伴う不満やストレス」「保護者の子育てに関する知識不足」「保護者自身の虐待を受けた経験」「保護者の精神疾患等」と考える人の割合が高くなっており、その防止策については、「保育園や学校などの関係機関による見守りや迅速な対応」や「保護者の精神疾患や子どもの発達障がいなどへの支援」等の回答が多くなっています。(p.14参照)

  児童虐待に対する市民の関心や理解を進めるとともに、関係機関等と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めることが重要です。

- 保育園、認定こども園に入園する子どもの約15％が、障がい児や発達障がい児、気になる子であり、これらの子どもの割合は増加傾向にあります。また、放課後児童会・児童クラブに登録する障がい児等の割合や、障がい児通所支援支給決定数についても、増加傾向にあります。(p.15参照) 本市の障がい者福祉基本計画に基づき、障がいのある児童等が身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策を円滑に連携させ、切れ目なく支援を行うことが必要です。

  さらに、医療的ケアを必要とする子どもについても、入園の希望に添えるよう受入体制の整備が求められています。

- 「H30ニーズ調査」によると、現在の暮らしの状況について、ひとり親家庭では苦しいと感じている割合が高くなっています。

  また、近年、「子どもの貧困」に対する関心が高まっており、「H30市民意識調査」によると、子どもの貧困対策に向けての施策としては、「衣食住の生活支援」「居場所の提供や相談支援」が多く、現在行われている子ども食堂や学習支援等がこれにあたると考えられます。また、子どもの貧困は親の貧困であり、貧困問題の根幹にあるのは労働問題であるため、「子ども又はその保護者の就労支援」が重要と考える人も多くなっています。(p.16参照)

  これらのことから、経済的支援を充実するとともに、生活安定と自立促進、孤立防止を目指したひとり親家庭への支援が必要です。

- 平成31年４月に改正出入国管理及び難民認定法（入管法）が施行され、政府横断的に、外国人材の適正・円滑な受入の促進や外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進しています。新設された在留資格では、要件を満たせば家族帯同が認められるものもあることから、今後は外国につながる子どもの増加が予想され、これらの子どもやその保護者へのサポートを強化する必要があります。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●要保護児童対策地域協議会実務者運営会議の開催回数
　12回（令和元年度）　→　12回（令和６年度）
●支援の向上を目的とした発達障がい児者支援の人材育成数
　延べ12人（令和元年度）　→　延べ72人（令和６年度）
●ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける自立支援相談の認知度
　23.6%（令和元年度）　→　60.0%以上（令和６年度）　福井市ひとり親家庭等ニーズ調査

施策13　要保護児童への支援　重点施策５

幼い命が虐待によって失われることがないよう、関係機関と連携し情報共有や役割分担を行いながら、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。また、子どもが適切に養育され健全に育つことができるよう、県児童相談所と連携し、継続的な家庭支援や里親制度の周知等を行っていきます。

主な事業

児童虐待防止等事業　　児童虐待防止普及啓発事業　　養育支援訪問事業　確保計画

施策14　障がいや発達に遅れのある子どもへの支援　重点施策６

早期からの相談対応を行う等、障がい児支援の拡充を図るとともに、受入体制の整備、人材育成や関係機関の連携、相談体制の強化により、幼児期から就労までの一貫した支援体制を整備します。

保育園、幼稚園、認定こども園、学校においては、特別な配慮が必要な子どもに対する職員の加配、研究や研修等を通した職員の資質向上、支援ツール「子育てファイルふくいっ子[21]」を活用した一人一人に合った切れ目のない支援を行います。

また、放課後児童クラブにおいても、障がいや発達に遅れのある児童に対する職員への理解を深めるため、引き続き研修会を実施します。

さらに、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備に向けて、課題の整理や対応策について検討します。

障がいのある子どものうち対象者には、医療費の保険診療分等にかかる自己負担金の助成や各種手当の支給、障がい児通所支援等の利用負担の軽減を行います。

21　子育てファイルふくいっ子：福井県が黒澤礼子氏、講談社と共同で開発した発達障がい児者の「早期発見・早期支援・途切れない支援」のための支援ツールであり、子どもの発達段階に応じて、子の特性を客観的かつ総合的に見ることができる評価シート、評価を活用した支援計画、次の支援機関に引き継ぐための支援シートからなり、専門職でなくても使用可能なこと、乳幼児期から成人期まで使用可能なことが特長。

主な事業

発達障がい児支援　　新児童発達支援センター[22]機能強化事業　　障がい児健全育成事業
いきいきサポーター[23]配置事業　　心身障がい児介助員[24]配置事業
新医療的ケア児支援　　重度障がい者（児）医療費等の助成
障がい児等に対する各種手当の支給
障がい児福祉サービス利用における多子軽減措置

施策15　ひとり親家庭への支援　重点施策７

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図るため、手当の給付や医療費の助成、各種資金の貸付、資格取得等の支援とともに、養育費や就労の相談等を行い、ひとり親家庭の自立を総合的に支援します。

また、貧困の連鎖を防止するため、子どもに対する学習支援や基本的な生活習慣の習得支援等を行うとともに、保育園や児童クラブ等では、ひとり親家庭の子どもは優先的に利用できるように配慮し、利用料の一部を支援することで経済的負担を軽減します。

さらに、ひとり親家庭の親等の雇用の促進や雇用継続のため、雇い入れた市内企業に対し支援します。

主な事業

新ひとり親家庭就業・自立支援センター[25]事業　　児童扶養手当給付事業
母子家庭等医療費等助成事業　　母子家庭自立支援事業
母子父子寡婦福祉資金貸付事業　　母子家庭等日常生活支援事業
子どものまなび支援事業　　ひとり親家庭に対する保育料等の軽減
学童保育利用支援事業　　雇用奨励金事業

22　児童発達支援センター：児童福祉法第43条に規定される施設で、発達の遅れのある又は障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、家族が安心して子育てできるよう、家族への支援も行う。また、地域における中核的な支援機関として、障がい児を支援する機関との連携づくりや援助、助言など地域支援も合わせて行う施設
23　いきいきサポーター：学校において特別な支援が必要な児童生徒に対し、悩み相談、話し相手、学校生活にかかわる諸問題に対しての指導援助を行い、楽しく有意義な学校生活を送ることができるようにする教員免許等を有する非常勤特別職員
24　心身障がい児介助員：学校において肢体不自由や病弱の障がいのある児童生徒（原則、特別支援学校該当の判断を受けたもの）の学校生活の援助を図る非常勤特別職員
25　ひとり親家庭就業・自立支援センター：ひとり親家庭の総合的な相談窓口として、就業や養育費等の各種相談、手当や貸付等支援制度の案内などを行う。

施策16　子どもの貧困対策の推進　新

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育成され教育の機会均等が図られるよう、就学にかかる費用の援助や学習支援、基本的な生活習慣の習得支援等を行います。

主な事業

子どものまなび支援事業（再掲）　　要・準要保護児童就学援助事業

要・準要保護生徒就学援助事業

施策17　外国につながる子ども等への支援　新

外国につながる子どもの増加に対応するため、子育て相談や入園・入学手続き等の多言語による情報提供や支援体制の整備を進めるほか、国籍や性別等に関わりなく、お互いの多様性を認めあう環境づくりを進めます。

保育園や認定こども園等では、通訳員等による外国語対応支援を行うとともに、保育者に対して多文化共生に関する研修を実施し、外国の文化、習慣、指導上の配慮等に関する支援を行います。

福井市の小中学校へ編入学した外国籍児童生徒や帰国児童生徒が日本の学校生活に早く適応できるように、日本語指導員による指導を行うとともに、保護者懇談会等で通訳をするなど外国人の保護者への支援も行います。

主な事業

新 通訳員等による外国語対応支援　　研修指導事業（再掲）

外国人・帰国児童生徒日本語指導事業

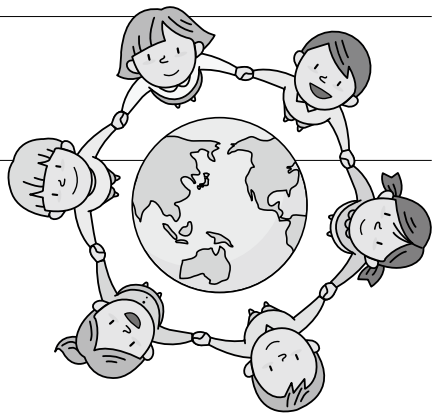

施策の方向２ 子どもの健やかな育ちを守ります

基本施策 6

教育環境等の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- 福井市教育振興基本計画では、未来を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力等の「生きる力」を身につけるよう、学校、家庭、地域が連携し教育の充実を図っています。

  「H30市民意識調査」では、学校において必要と思う支援、施策について、「子どもの不登校や非行、いじめなどへの適切な対応」（47.0％）、「一人一人の学力や興味に応じた指導」（34.2％）、「心の教育（道徳や体験活動など）の充実」（34.1％）が多くなっています。

  豊かな心の育成等、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備が必要です。

- 青少年の健全育成のため、環境浄化活動に取り組んでいます。

  また、インターネットやスマートフォン等の長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪に子どもが巻き込まれることが危惧され「H30市民意識調査」では、子どもたちが安心してインターネットを利用するために必要なこととして、回答者の半数以上が「フィルタリングシステムの普及」をあげており、次いで「子どもの安全･プライバシーの保護」、「情報リテラシー[26]を養う教育の推進」が必要と回答しています。

  これらのことから、子どもを取り巻く有害環境対策の推進が必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●「将来の夢やめざす目標をもっている」と回答した児童生徒の割合

80％（平成30年度）　→　80％以上（令和６年度）

福井市小中学校学校評価のアンケート項目（小学校３年生～中学校３年生）

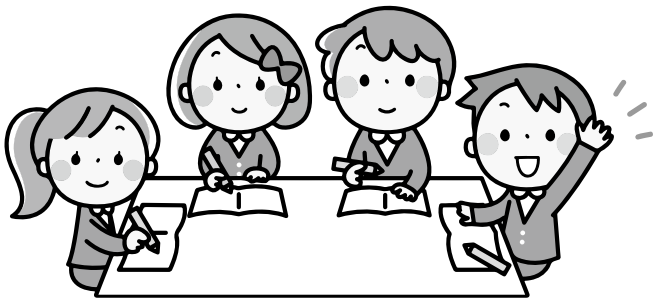

26　情報リテラシー：情報活用能力。ここでは、ＩＴネットワークなどを利用して、情報を管理・利用する能力を指す。

施策18　子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

子どもたちが生き生きと学校生活を送るための支援をするとともに、社会の急激な変化に対応できる力を身に付けられるよう、家庭や地域と連携し、充実した学校教育を行います。

中学校の運動部活動において、高度な技術指導力を持った地域の人材を講師として積極的に活用し、生徒に運動する楽しさや喜びを体験させ、生涯スポーツの基礎を培うとともに競技力の向上につなげます。

また、自然史博物館、美術館、郷土歴史博物館、少年自然の家、スポーツ施設、文化財保護センター、図書館等において、様々な体験や学習機会を提供し、子どもの生きる力の育成につなげます。

主な事業

英語活動推進事業　　学校図書館支援員事業　　鑑賞教室事業
キャリア教育推進事業　　教職員力量向上研修事業
地域に生きる学校づくり推進事業　　運動部活動地域連携推進事業

施策19　子どもを取り巻く有害環境対策の推進

「白いポスト」を設置し、有害図書等を回収します。また、市内の図書等販売業者に対し、区分陳列することや、青少年に有害図書を販売･貸出しない、閲覧･視聴をさせないよう協力を依頼します。

小中学校において、情報モラル[27]講習会等を開催し、インターネット上の危険性と安全な利用について指導します。

主な事業

環境浄化活動　　情報モラル教育の推進

27　情報モラル：情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用により、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指す。情報倫理。

基本施策 7

施策の方向２ 子どもの健やかな育ちを守ります

安全・安心な生活環境の整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- 本市では、福井市住宅基本計画を策定し、子育て世帯等に対する居住支援に取り組んでいます。また、「H30ニーズ調査」では、子育てに重要な支援･施策について、22.7％の人が「安全･安心な生活環境の整備」と回答しています。

  良質な住宅の確保や、安全な歩行者空間の整備等、良好な生活環境の整備が必要です。

- 「H30市民意識調査」において、子育てをする上で困ったこととして、17.5％の人が「小さな子どもにとって安全な遊び場が少ない」と回答しています。また、市内の教育・保育施設や学校には老朽化が著しい施設があります。

  交通安全や防犯に関する教育や活動の推進、安心して利用できる施設の整備等、子どもの生活の安全を守るための事業の推進が必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●保育園・幼稚園・認定こども園における安全意識の向上に向けた「お散歩安全マップ」の作成・見直し

令和２年度開始　→　全園（令和６年度）

施策20　良好な生活環境の整備

子育て世帯等の住宅取得やリフォーム等を支援することにより、良質な住環境での居住を促進します。

また、子育て中の家族が安心して歩ける環境を整備するため、道路照明灯の維持補修や、自治会が実施する防犯灯の設置支援等を行います。

主な事業

居住推進支援事業　　交通安全施設維持管理事業　　防犯灯設置補助事業
公衆街路灯電気料補助事業

施策21　子どもの生活の安全を守るための事業の推進

交通安全教室や避難訓練、防犯隊のパトロール活動、通学路等への防犯カメラの設置推進等により、安全、安心なまちを目指します。

保育園や認定こども園では、不審者対応訓練や防犯訓練を実施し、保育者の危機管理意識の向上に努めます。学校においても、防犯教室や訓練を行い防犯に対する啓発と自らの安全を確保する能力を育成するとともに、不審者情報の共有により事故等の未然防止に努めます。

また、安全マップ等により、危険箇所の共有や見守り活動の強化等、戸外活動及び通学路等の安全対策に努めます。

さらに、公園の遊具等の施設整備や、自治会が管理している遊具の整備支援を行うとともに、計画的に園舎や校舎等の改修、改築を進め、子どもの健全育成と安全･安心な施設環境を維持します。

主な事業

交通安全教育推進事業　　交通安全普及啓発事業　　防犯隊活動支援事業
防犯カメラ設置補助事業　　安全教育の実施　　不審者情報の共有
安全マップの見直し（小中学校）
「通学路安全プログラム[28]」に基づいた通学路安全対策の検討・実施
新 お散歩安全マップの作成・見直し（保育園、幼稚園、認定こども園）
交通安全施設設置事業　　市内公園設備管理事業　　児童小遊園遊具整備補助事業
公立保育園等環境整備事業（再掲）確保計画　　外壁落下防止対策事業
窓ガラス飛散防止対策事業　　校舎大規模改造事業

28　通学路安全プログラム：通学路の安全確保に関する取組方針について記載している計画書。本プログラムのもと、「交通安全」「防犯」「防災」の３つの観点で各関係機関との連携を図りながら通学路の安全対策の充実を図っている。

基本施策 8

施策の方向３ 保護者への子育て支援を充実します

子育て支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- 少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感が増加しています。

  「H30ニーズ調査」によると、地域子育て支援センターに対するニーズは高いものの、支援センターの利用に対する抵抗感や利便性に課題があることがうかがえます。(p.18参照) 同様に、病児保育事業では料金や利便性、また、公民館等の学級・講座や児童館の子育てひろば、子育て相談窓口では利用に対する抵抗感を理由に、利用していない人が一定数いることから、これら子育て支援事業について、利用しやすくする工夫が必要です。

- 「H30ニーズ調査」によると、現在の暮らしの状況について、34.9%の人が「大変苦しい」「やや苦しい」と感じています。また、子育てに重要だと思う支援・施策は、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が最も多くなっています。(p.19参照)

  引き続き、子育てにかかる経済的負担の軽減が必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●地域子育て支援センターでの相談会等の年間開催数

1,138回(平成30年度) → 1,200回(令和６年度)

●保育施設の利用料に対する満足度

59.2%(平成30年度) → 65.0%(令和６年度)

子ども・子育て支援に関するニーズ調査（福井市）

（地域子育て支援センター）

施策22　子育て支援事業の充実　重点施策８

子どもを持つ親の孤独感や不安感を緩和し、安心して子育てや仕事ができるよう、必要な情報を提供し適切なサービスにつなぐとともに、各種子育て支援事業について、サービスの充実や周知の強化を図ります。

多様化するニーズに応えるため、開設曜日や利用時間帯、開設場所について検討し、利便性の向上に努めます。

主な事業

乳児家庭全戸訪問事業 確保計画　　地域子育て支援拠点事業 確保計画
すみずみ子育てサポート事業 確保計画　　一時預かり事業 確保計画
病児保育事業 確保計画　　子育て支援短期利用事業 確保計画

施策23　子育てにかかる経済的負担の軽減　重点施策９

安心して出産や子育てができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

また、幼児教育・保育無償化事業の実施に当たっては、保護者の利便性等を勘案しながら給付方法を検討する等、円滑な実施に努めます。

主な事業

出産育児一時金支給事業　　児童手当給付事業　　子ども医療費助成事業
養育医療給付事業　　新 幼児教育・保育無償化事業　　新 ２人っ子・３人っ子支援
実費徴収に伴う補足給付事業（保育園、幼稚園、認定こども園）
要・準要保護児童就学援助事業（再掲）　　要・準要保護生徒就学援助事業（再掲）
新 小児慢性特定疾病医療費助成事業

▶障がいや発達に遅れのある子どもへの支援に向けた経済的負担の軽減策については、施策14に記載しています。（p.41）
▶ひとり親家庭の自立促進に向けた経済的負担の軽減策については、施策15に記載しています。（p.42）

基本施策 9

施策の方向３ 保護者への子育て支援を充実します

家庭における親意識の向上

◆◆ 現状と課題 ◆◆

● 家庭や家族を取り巻く環境が変化し、親としての意識の低下が指摘されています。親子で参加したり親意識を高める機会の提供等、家庭教育への支援の充実が必要です。

「H30市民意識調査」によると、子どもを教育する上で、家庭・地域において必要だと思う支援、施策について、「社会性などを養うことを目指した体験学習の提供」「家族で過ごす時間を増やす意識の啓発」「規則正しい生活習慣を身につける機会の提供」と回答した人が多く、体験や家族との時間を通しての教育が必要とされています。

● 「H30ニーズ調査」によると、保護者の帰宅時刻について、母親は約９割が19時までに帰宅する一方、父親は約７割が19時以降であり、父親の帰宅時刻が遅くなっています。また、子育てに主に関わっている人として、「父親」の割合が前回（H25）調査時よりも増加し父親の育児参加が増えてきているものの、まだ十分に参画できていない状況がうかがえます。(p.20参照)

父親の家事・育児への参画の推進が必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●保育園・認定こども園における親意識向上のための取組

令和２年度調査開始　→　全園（令和６年度）

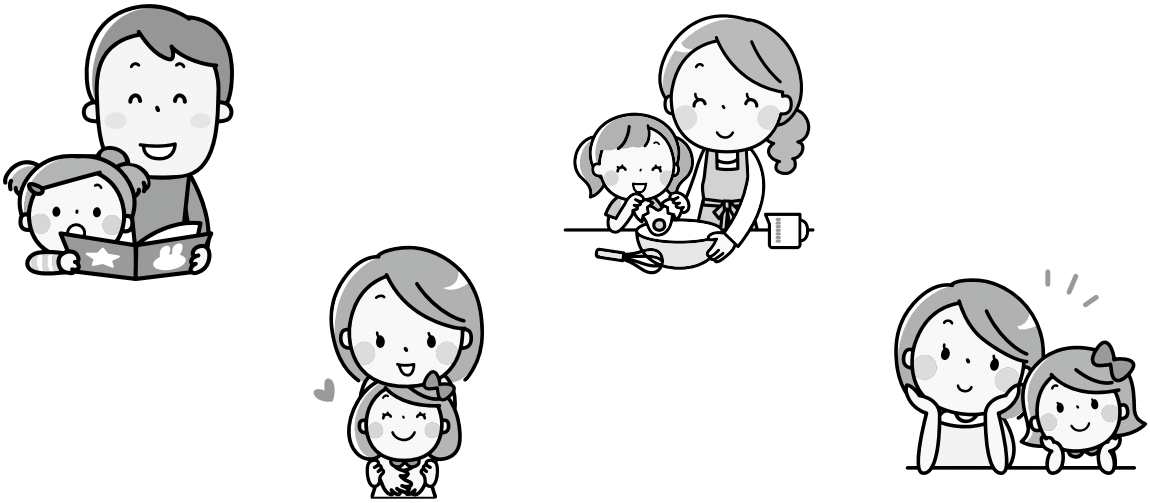

施策24　家庭教育への支援の充実

子育ての喜びや楽しさを実感できるよう、保育園や認定こども園において子育て講座等を開催し、親子ふれあい遊び等について知らせていきます。

公民館では、地域の子育て支援グループ等と連携しながら、家庭の教育力や親意識の向上を図り、健康管理センターや各図書館においては、３歳未満の乳幼児とその保護者を対象に絵本の贈呈及び読み聞かせを行います。

その他、図書館での、親子が参加できるわらべうたの会の定例開催やファミリーコンサート等の開催、「子育て支援図書コーナー」の設置等を通して、学習機会の充実を図ります。

さらに、スポーツや絵手紙コンクール等を通して、家族のふれあいや家庭の教育力向上を推進します。

主な事業

新保育園・認定こども園における親意識向上のための取組　　公民館教育事業（家庭教育）
ブックスタート[29]事業　　子育てファミリー応援講座　　生涯スポーツ推進事業
家族ふれあい推進事業

施策25　父親の家事・育児参画の推進

父親と子どものふれあい、夫婦・家族の話し合いを通して、父親（男性）の家事・育児に参画する意識を高めるとともに、家事や育児に積極的に取り組む男性や、男性向けの育児講座等をホームページ等で紹介します。

主な事業

男女共同参画・子ども家庭センター事業（子育てパパカレッジ）
女性活躍応援事業（家庭編）　　イクメン応援事業

29　ブックスタート：赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、絵本を開く体験で心のふれあうひと時を持つきっかけをつくる活動

基本施策 10

施策の方向４　社会全体で子どもの育ちを支えます

職域における支援体制の整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

● 「H30ニーズ調査」によると、育児休業の取得状況や短時間勤務制度の利用状況は、父親、母親ともに前回（H25）よりも増えていますが、育児休暇制度のさらなる充実により長く在宅で育児をしたいという希望や、短時間勤務制度の利用希望が多いことがわかります。また、父親の育児休業の取得は3.5パーセントに留まっています。

「H30市民意識調査」によると、育児休業取得に必要な職場環境について、「上司や同僚の理解など、職場の雰囲気」、「休業中の代替要員の確保等適切な人員配置」「休業中の収入減に対する経済的支援」の３項目の割合が男女とも高くなっています。(p.21-22参照)

平成31年４月からは「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法)」が順次施行され、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進などに取り組むことで、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すこととしています。

これらのことから、職場全体でのワーク・ライフ・バランス意識の向上を図り、仕事と子育て等の両立支援制度を利用できる環境づくりが必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●職場環境改善に関するセミナー参加企業数
40社(令和元年度)　→　延べ200社(令和６年度)
●女性が働きやすい職場環境整備に新たに取り組む事業所数
10社(平成30年度)　→　50社(５年間累計)

施策26　ワーク・ライフ・バランスの推進　重点施策10

労働力人口が減少する中、仕事と子育てや介護を両立していくためには、働き方への意識改革が重要です。そのため、男女がともに活躍し働きやすい職場環境の改善に関するセミナーを開催し、啓発活動を行っていきます。また、労働相談やセミナー等を通して改善に積極的に取り組む企業を支援することで、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

主な事業

魅力ある職場づくり推進事業　　中小企業労働相談事業（再掲）
子育てファミリー応援企業登録事業　　女性活躍応援事業（企業編）

基本施策 11

施策の方向４ 社会全体で子どもの育ちを支えます

地域における支援体制の整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- 学校、家庭及び地域が相互に連携し、子どもの生きる力を育んでいくことが求められています。世代間交流の推進、学習の機会や情報の提供、関係機関との連携等により、地域における教育力の向上が必要です。
- 祖父母の同居・近居の割合が高く、祖父母等による子育て支援が受けられる人が多いことが本市の特長です。

  「H30市民意識調査」によると、子育てで協力したいことについて、「家族からの要望や機会があれば協力したい」「自分の孫やひ孫の面倒をみたい」が多くなっていますが、地域の子育て支援活動に協力したいとの回答も少なからずみられます。協力したいことについては、「挨拶や声掛け」「児童の「子ども110番」や「かけこみ所」への協力」「通学路での交通安全指導及び見守り活動」が多くなっています。(p.24参照)

  祖父母や地域の人々との交流を通して、子どもの社会性を育み、成長を見守る地域づくりが必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●子育て・孫育て出前講座の参加者満足度

令和２年度調査開始　→　80%（令和６年度）

施策27　地域における教育力の向上

高齢者のふれあいや仲間づくりの場を支援し、地域のコミュニティ力を高めるとともに、世代間交流の取組を促します。

保育園や認定こども園においても、地域での世代間交流、異年齢児交流、育児講座・育児と仕事両立支援等を進めます。

また、ＰＴＡ連合会や、青少年育成福井市民会議、福井市子ども会育成連合会、スポーツ少年団等、地域の人々による活動を支援します。

さらに、学校体育施設を地域住民に積極的に開放し、地域活動を推進します。

主な事業

多機能よろず茶屋設置事業　　地区敬老事業　　保育園・認定こども園地域活動事業
地域教育力活性化事業　　青少年育成団体活動支援事業　　スポーツ協会育成事業
学校体育施設開放事業

施策28　地域の人材を活用した子育て支援機能の向上

子育て世代や祖父母世代等、地域の皆で支えあい安心して子育てができるよう、地域のニーズに応じた子育てや孫育ての出前講座を開催します。

また、母子保健事業、地域の子育て教室や母子サークルの開催に協力する保健衛生推進員[30]の活動を支援するとともに、地域に身近な主任児童委員[31]の活動の充実を図ります。

主な事業

地域での子育てや孫育ての支援　　保健衛生推進員会育成事業
主任児童委員研修事業

30　保健衛生推進員：市が委嘱し、妊産婦、乳幼児、成人老人の家庭訪問、各種健診、健康教室のPR など、地域と市をつなぐボランティア活動をする人

31　主任児童委員：民生委員児童委員の中から厚生労働大臣の指名を受けて、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとの相談・支援を行うほか、関係機関との連絡調整や児童委員に対する援助、協力を行う特別職の地方公務員(非常勤)

基本施策 12

施策の方向４ 社会全体で子どもの育ちを支えます

行政における推進体制の強化

◆◆ 現状と課題 ◆◆

● 教育・保育施設や地域の子育て関係機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察等、様々な機関が子どもや子育て支援に関わっています。地域や家庭の状況を共有し、切れ目ない支援を実現するために、関係機関との連携が必要です。

「H30ニーズ調査」によると、本市は子どもを祖父母に見てもらえる家庭が多い一方で、祖父母等の支援が受けられない家庭も約１割あります。また、子育て（教育を含む）についての相談先について、相談先がある人が大多数である一方で、相談先が無いと答えた人もおり、相談しやすい体制整備が必要です。(p.25参照)

国、県、市において、子どもや子育てに関する様々な施策を実施しています。関係機関が連携し、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事等あらゆる場面において利用者が必要とする情報を、利用者自身が活用しやすい方法で、一元的に提供することが必要です。

◆◆ 成果指標 ◆◆

●子育てについての相談先が無い人の割合

2.5%（平成30年度） → 1.0%（令和６年度） 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（福井市）

●妊娠や出生時における情報冊子配布率

100%（平成30年度） → 100%（令和６年度）

施策29 関係機関との連携と一元的な情報提供 重点施策11

市民ニーズに的確かつ迅速に応えるため、母子保健、子育て支援に関する窓口を設け、多くの部署にまたがる相談に応じるとともに、児童虐待、ひとり親支援、学校不適応等についても、関係部署や関係機関とのネットワークを強化し、子育て支援を充実します。

さらに、子育て情報のポータルサイトの運用や情報冊子の発行を通して、子育てに関する情報を一元的に発信することにより、子育てしやすい環境を整備します。さらなる利便性の向上に向け、アプリ化を検討します。

主な事業

利用者支援事業（子育て支援） 確保計画

新 妊娠・子育てサポートセンターふくっこ事業（再掲） 確保計画

子育て情報発信事業（再掲）

第２章
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

1 教育・保育提供区域の設定

⑴ 区域設定の趣旨

本市では、地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅から容易に移動できる範囲で、教育・保育提供区域（以下、区域）を設定します。

⑵ 区域設定

区域設定の趣旨をふまえ、小学校区とほぼ一致する公民館区を最小単位に、保護者のニーズに合わせて、きめ細かく支援を充実させるために細分化し、下図のとおり市内を１３区域に設定します。ただし、広域的な利用が見込まれる事業については、市全域を１つの区域とします。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定は次ページのとおりです。

なお、設定した区域は、子どもの居住区域外での事業の利用希望を妨げるものではありません。

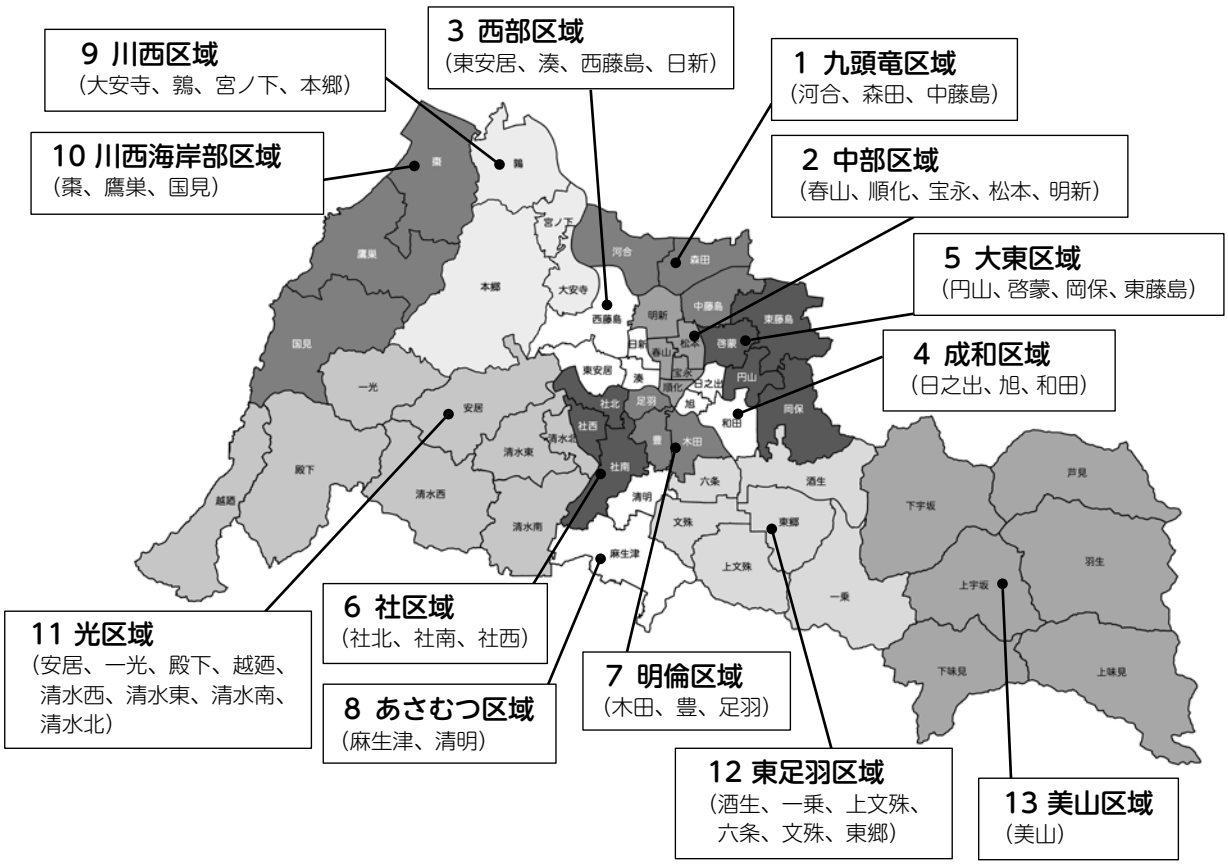

（カッコ内は区域を構成する公民館区）

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定】

教育・保育又は事業名		区　域	区域設定の理由
教育・保育		13区域	地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育施設の利用状況や整備状況等から判断して最も適切な区域であるため。
地域子ども・子育て支援事業	（1）　延長保育事業	13区域	在園児対象の事業であるため、教育・保育と同様の区域設定が適切であるため。
	（2）　放課後児童健全育成事業	小学校区	放課後の小学生対象の事業であり、日常的な広域利用は困難であるため。
	（3）　子育て短期支援事業	市全域	事業を実施する施設が限られており、区域を設定することで、事業を実施できない区域が生ずるため。
	（4）　地域子育て支援拠点事業	市全域	居住地区以外にも広域的な利用が見込まれるため。
	（5-1）　一時預かり事業 （幼稚園型）	13区域	在園児対象の事業であるため、教育・保育と同様の区域設定が適切であるため。
	（5-2）　一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	市全域	居住地区以外にも広域的な利用が見込まれるため。
	（6）　病児保育事業	市全域	事業を実施する施設が限られており、区域を設定することで、事業を実施できない区域が生ずるため。
	（7）　利用者支援事業	市全域	市窓口において、市全域を対象に実施するため。
	（8）　妊婦健康診査事業	市全域	妊婦が各自で医療機関を選択するため。
	（9）　乳児家庭全戸訪問事業	市全域	訪問事業であり、区域の設定を必要としないため。
	（10）　養育支援訪問事業	市全域	訪問事業であり、区域の設定を必要としないため。

※ファミリー・サポート・センター事業は、ニーズ調査の結果、利用希望が少なかったため実施していません。

⑶　区域の状況

ア　児童数の推移と将来推計

①就学前児童（0歳～ 5歳）

九頭竜区域の就学前児童は増加する見込みです。残りの12区域においては減少する見込みで、特に、美山区域と川西区域の減少割合が大きくなっています。

（毎年４月時点）（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R6/H31
1九頭竜	2,021	2,124	2,095	2,091	2,061	2,061	2,089	2,066	2,114	2,136	103.6%
2中部	2,074	1,960	1,910	1,908	1,946	1,946	1,937	1,937	1,926	1,873	96.2%
3西部	1,212	1,173	1,133	1,113	1,137	1,109	1,071	1,045	1,032	1,018	89.5%
4成和	1,381	1,334	1,335	1,294	1,293	1,276	1,281	1,269	1,270	1,260	97.4%
5大東	1,310	1,240	1,209	1,121	1,066	1,036	1,009	960	928	926	86.9%
6社	1,758	1,724	1,743	1,705	1,709	1,693	1,683	1,639	1,585	1,560	91.3%
7明倫	1,609	1,593	1,591	1,581	1,520	1,511	1,473	1,462	1,457	1,446	95.1%
8あさむつ	837	824	848	808	756	733	717	679	660	643	85.1%
9川西	288	270	239	219	187	175	167	159	145	143	76.5%
10川西海岸部	168	160	149	141	119	113	106	110	107	112	94.1%
11光	610	575	566	566	528	522	529	505	474	455	86.2%
12東足羽	606	580	556	544	529	543	523	509	489	477	90.2%
13美山	142	132	145	132	117	107	99	95	83	80	68.4%
全　域	14,016	13,689	13,519	13,223	12,968	12,825	12,684	12,435	12,270	12,129	93.5%

※H27～H31は住民基本台帳人口、R2～R6は住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法を用い独自集計したものです。

②就学児童（6歳～ 11歳）

九頭竜区域の就学児童は増加する見込みです。残りの12区域においては減少する見込みで、特に、川西区域と川西海岸部区域の減少割合が大きくなっています。

（毎年４月時点）（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R6/H31
1九頭竜	1,766	1,830	1,869	1,937	1,977	1,978	1,979	2,030	2,012	1,997	101.0%
2中部	2,121	2,158	2,121	2,105	2,035	2,019	1,961	1,867	1,810	1,788	87.9%
3西部	1,192	1,184	1,164	1,126	1,082	1,052	1,066	1,069	1,053	1,060	98.0%
4成和	1,158	1,181	1,159	1,200	1,203	1,214	1,208	1,201	1,213	1,192	99.1%
5大東	1,320	1,314	1,319	1,314	1,304	1,262	1,228	1,197	1,156	1,103	84.6%
6社	1,694	1,740	1,743	1,722	1,668	1,651	1,644	1,614	1,659	1,645	98.6%
7明倫	1,698	1,658	1,650	1,633	1,608	1,560	1,519	1,524	1,504	1,517	94.3%
8あさむつ	913	908	876	890	885	869	840	831	817	775	87.6%
9川西	365	375	361	348	326	310	296	268	243	222	68.1%
10川西海岸部	183	190	180	172	171	165	153	144	134	124	72.5%
11光	766	722	714	687	679	652	607	593	583	575	84.7%
12東足羽	757	762	744	727	699	662	645	624	607	578	82.7%
13美山	158	161	158	156	144	144	134	128	135	125	86.8%
全　域	14,091	14,183	14,058	14,017	13,781	13,538	13,280	13,090	12,926	12,701	92.2%

※H27～H31は市立小学校の在籍児童数、R2～R6は住民基本台帳人口を基に独自集計したものです。

イ　各区域の施設の設置数

（平成 31 年 4 月時点）（単位：か所）

区　域	教育・保育施設						放課後児童会、児童クラブ	ショートステイ	地域子育て支援センター	一時預かり施設	病児・病後児施設
	幼稚園		保育園		認定こども園						
	国公立	私立	公立	私立	公立	私立					
1九頭竜	0	1	5	4	0	3	11	0	0	13	0
2中部	1	1	3	0	0	14	10	0	1	21	1
3西部	0	2	3	0	0	5	7	0	1	11	1
4成和	0	2	3	0	0	5	7	1	3	14	1
5大東	1	0	1	1	1	3	6	1	0	8	1
6社	0	0	1	0	0	8	8	0	1	9	0
7明倫	0	0	1	1	0	8	8	0	2	10	0
8あさむつ	1	0	1	0	1	5	5	0	0	8	0
9川西	3	0	1	0	1	0	3	0	1	2	0
10川西海岸部	2	0	0	1	1	1	3	0	0	3	0
11光	1	0	1	1	0	2	6	0	2	4	0
12東足羽	3	0	0	0	3	2	6	0	0	5	0
13美山	3	0	1	0	0	0	2	0	1	1	0
計	15	6	21	8	7	56	82	2	12	109	4

※分園及び休園中の園を含みます。
※一時預かり施設については、幼稚園、保育園、認定こども園、乳児院、児童養護施設、すみずみ子育てサポート事業実施施設を含みます。

2 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 事業の内容

幼稚園、保育園、認定こども園において、教育・保育を提供します。

(2) 取組状況

（特定教育・保育施設：平成31年4月1日、確認を受けない幼稚園：令和元年5月1日現在）

（単位：人）

区域	入園者数				合計
	1号	2号	3号		
			1～2歳	0歳	
1九頭竜	209	701	417	60	1,387
2中部	574	752	501	59	1,886
3西部	126	341	217	34	718
4成和	189	460	278	47	974
5大東	40	359	221	27	647
6社	171	663	406	52	1,292
7明倫	186	574	361	37	1,158
8あさむつ	112	419	254	24	809
9川西	13	54	31	1	99
10川西海岸部	21	69	45	6	141
11光	12	234	136	9	391
12東足羽	32	256	144	7	439
13美山	6	50	33	4	93
計	1,691	4,932	3,044	367	10,034

※1号の人数は、確認を受けない幼稚園児数を含みます。

【語句の説明】
量の見込み…H30 ニーズ調査により算出された、想定される需要量
1号…1号認定（満3歳以上で、教育を希望する子ども（保育の必要性なし））
2号…2号認定（満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する子ども）
3号…3号認定（満3歳未満で、保育に必要な事由に該当し、保育を希望する子ども）
教育希望…2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い子ども
特定教育・保育施設…教育・保育施設として市町村の確認を受けた幼稚園、保育園、認定こども園

⑶ 計画期間内の量の見込み及び確保方策

＜市全域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		1,679	281	4,812	2,953	684	1,664	278	4,832	2,939	676
確保量②	特定教育・保育施設	1,886		5,737	3,134	699	1,886		5,737	3,106	735
	確認を受けない幼稚園	340					340				
過不足数（②－①）		547		644	181	15	562		627	167	59

R４年度					R５年度				R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
1,655	277	4,789	2,965	671	1,642	275	4,750	2,952	665	1,631	275	4,728	2,943	661
1,891		5,863	3,195	766	1,891		5,800	3,167	757	1,891		5,740	3,153	752
340					340					340				
576		797	230	95	589		775	215	92	600		737	210	91

※１号の人数は、確認を受けない幼稚園児数を含みます。
※確保量は、休園中の園の定員を含みません。

【確保方策】

定員の確保や公立の「拠点園」の配置に向けて、区域ごとの需給バランスを整理しながら、私立園の新設や、老朽化が進む公立園の建替も含めた再配置を進めます。

＜1九頭竜区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		211	40	688	435	100	213	41	714	451	101
確保量②	特定教育・保育施設	35		743	423	85	35		743	423	85
	確認を受けない幼稚園	200					200				
過不足数（②－①）		24		15	△12	△15	22		△12	△28	△16

R４年度					R５年度				R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
215	43	740	468	103	217	45	765	484	104	219	46	791	501	106
40		869	512	116	40		869	512	116	40		869	512	116
200					200					200				
25		86	44	13	23		59	28	12	21		32	11	10

【確保方策】

令和４年度　民間事業者を募集（公立から民間への定員移譲による募集も含む）し、保育園等を新設することで利用定員を確保します。

＜2中部区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		589	43	744	463	130	589	45	770	438	129
	隣接区域からの流入				18	1				13	
確保量②	特定教育・保育施設	507	946		523	106	507	946		463	139
	確認を受けない幼稚園	140					140				
過不足数（②－①）		58	159		42	△25	58	131		12	10

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
590	45	775	432	128	590	45	782	425	127	590	44	750	418	126
			12					7						
507	946		463	139	507	883		435	130	507	823		419	126
140					140					140				
57	126		19	11	57	56		3	3	57	29		1	0

【確保方策】

令和２年度の０歳の不足数は、3号の定員枠の中で調整することにより確保可能です。

＜3西部区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		124	20	336	221	57	122	20	351	225	56
確保量②	特定教育・保育施設	173	448		244	48	173	448		244	48
	隣接区域への流出					9					8
過不足数（②－①）		49	92		23	0	51	77		19	0

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
120	21	364	229	56	118	22	378	233	55	117	23	392	237	54
173	448		244	48	173	448		244	48	173	448		244	48
				8					7					6
53	63		15	0	55	48		11	0	56	33		7	0

【確保方策】

既に充足しています。

＜4成和区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		189	26	452	293	59	188	27	459	294	58
確保量②	特定教育・保育施設	226		556	283	71	226		556	301	62
	確認を受けない幼稚園										
過不足数（②－①）		37		78	△10	12	38		70	7	4

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
188	27	462	296	57	187	27	465	297	57	187	27	464	299	57
226		556	301	62	226		556	301	62	226		556	301	62
38		67	5	5	39		64	4	5	39		65	2	5

【確保方策】

令和２年度の１～２歳の不足数は、3号の定員枠の中で調整することにより確保可能です。

＜5大東区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		38	20	342	229	43	35	20	345	224	42
確保量②	特定教育・保育施設	52		415	211	42	52		415	211	42
	隣接区域への流出				18	1				13	
過不足数（②－①）		14		53	0	0	17		50	0	0

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
33	20	349	223	41	30	20	352	218	40	28	21	354	213	40
52		415	211	42	52		415	211	42	52		415	213	41
			12					7						
19		46	0	1	22		43	0	2	24		40	0	1

【確保方策】

既に充足しています。

＜6社区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		168	39	669	373	72	165	38	662	376	70
確保量②	隣接区域からの流入					9					8
	特定教育・保育施設	194		685	394	102	194		685	394	102
	確認を受けない幼稚園										
過不足数（②－①）		26		△23	21	21	29		△15	18	24

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
163	37	631	380	68	160	35	601	371	67	157	35	598	364	65
				8					7					6
194		685	394	102	194		685	394	102	194		685	394	102
31		17	14	26	34		49	23	28	37		52	30	31

【確保方策】

令和２、３年度の２号の不足数は、２号のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い子どもが１号かつ預かり保育の利用を選択することにより確保可能です。

＜7明倫区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		185	33	564	354	89	183	31	539	353	88
確保量②	特定教育・保育施設	235		630	351	79	235		630	371	88
	確認を受けない幼稚園										
過不足数（②－①）		50		33	△3	△10	52		60	18	0

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
182	31	538	347	88	181	31	538	344	87	180	31	536	341	87
235		630	371	88	235		630	371	88	235		630	371	88
53		61	24	0	54		61	27	1	55		63	30	1

【確保方策】

令和３年度　公立保育園の分園設置等により利用定員を確保します。

＜8あさむつ区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		110	22	384	257	68	108	21	372	254	68
確保量②	特定教育・保育施設	138		490	282	68	138		490	282	68
	確認を受けない幼稚園										
過不足数（②－①）		28		84	25	0	30		97	28	0

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
107	21	359	252	67	105	20	346	249	66	103	19	334	247	66
138		490	282	68	138		490	282	68	138		490	282	68
31		110	30	1	33		124	33	2	35		137	35	2

【確保方策】

既に充足しています。

＜9川西区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		4	5	78	33	6	4	4	75	33	6
確保量②	特定教育・保育施設	80		81	40	9	80		81	40	9
	確認を受けない幼稚園										
過不足数（②－①）		76		△2	7	3	76		2	7	3

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
3	4	65	35	6	3	3	59	33	5	2	3	57	31	5
80		81	40	9	80		81	40	9	80		81	40	9
77		12	5	3	77		19	7	4	78		21	9	4

【確保方策】

令和２年度の２号の不足数は、２号のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い子どもが１号かつ預かり保育の利用を選択することにより確保可能です。

＜10川西海岸部区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		21	3	45	24	15	21	2	37	28	15
確保量②	特定教育・保育施設	60		102	54	14	60		102	48	17
	確認を受けない幼稚園										
過不足数（②－①）		39		54	30	△1	39		63	20	2

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
21	2	41	27	15	21	2	39	27	16	21	2	43	28	15
60		102	48	17	60		102	48	17	60		102	48	17
39		59	21	2	39		61	21	1	39		57	20	2

【確保方策】

令和２年度の０歳の不足数は、3号の定員枠の中で調整することにより確保可能です。

＜11光区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		11	13	228	104	19	9	14	241	96	18
確保量②	特定教育・保育施設	30		275	141	34	30		275	141	34
	確認を受けない幼稚園										
過不足数（②－①）		19		34	37	15	21		20	45	16

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
8	12	213	110	17	6	11	194	107	17	5	11	183	102	16
30		275	141	34	30		275	141	34	30		275	141	34
22		50	31	17	24		70	34	17	25		81	39	18

【確保方策】

既に充足しています。

＜12東足羽区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		24	14	235	147	19	22	13	224	147	18
確保量②	特定教育・保育施設	86		296	154	30	86		296	154	30
	確認を受けない幼稚園										
過不足数（②－①）		62		47	7	11	64		59	7	12

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
21	12	213	146	18	20	12	200	145	17	19	11	196	144	17
86		296	154	30	86		296	154	30	86		296	154	30
65		71	8	12	66		84	9	13	67		89	10	13

【確保方策】

既に充足しています。

＜13美山区域＞

（単位：人）

年度 認定区分		R２年度					R３年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
量の見込み①		5	3	47	20	7	5	2	43	20	7
確保量②	特定教育・保育施設	70		70	34	11	70		70	34	11
	確認を受けない幼稚園										
過不足数（②－①）		65		20	14	4	65		25	14	4

R４年度					R５年度					R６年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳		教育希望	左記以外	1～2歳	0歳
4	2	39	20	7	4	2	31	19	7	3	2	30	18	7
70		70	34	11	70		70	34	11	70		70	34	11
66		29	14	4	66		37	15	4	67		38	16	4

【確保方冊】

既に充足しています。

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 延長保育事業

ア 事業の内容

保育園、認定こども園等において、保育認定を受けた子どもを、通常の利用時間以外の時間において、保育します。

イ 取組状況

（平成30年度）

施設種類	実施園数	実利用人数
保育園	32か所	579人
認定こども園	59か所	1,836人
計	91か所	2,415人

ウ 量の見込み及び確保方策

＜市全域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	2,346	2,323	2,291	2,268	2,245
確保量②	2,346	2,323	2,291	2,268	2,245
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策】

（各区域も同様）在園児対象の事業であるため、保育の量の確保と合わせて実施します。

＜1九頭竜区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	369	374	369	379	385
確保量②	369	374	369	379	385
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜2中部区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	467	467	467	467	453
確保量②	467	467	467	467	453
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜3西部区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	123	116	116	113	113
確保量②	123	116	116	113	113
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜4成和区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	274	274	274	274	274
確保量②	274	274	274	274	274
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜5大東区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	150	145	141	137	137
確保量②	150	145	141	137	137
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜6社区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	212	212	204	197	197
確保量②	212	212	204	197	197
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜7明倫区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	337	330	323	323	323
確保量②	337	330	323	323	323
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜8あさむつ区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	176	176	169	161	154
確保量②	176	176	169	161	154
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜9川西区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	3	3	3	3	3
確保量②	3	3	3	3	3
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜10川西海岸部区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	12	12	12	12	12
確保量②	12	12	12	12	12
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜11光区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	103	103	103	97	91
確保量②	103	103	103	97	91
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜12東足羽区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	101	95	95	90	90
確保量②	101	95	95	90	90
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

＜13美山区域＞

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	19	14	14	14	14
確保量②	19	14	14	14	14
過不足数（②－①）	0	0	0	0	0

⑵　放課後児童健全育成事業

ア　事業の内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図ります。

イ　取組状況

（平成31年4月現在）

施設種類	施設数	登録児童数	
放課後児童会	29か所	低学年（1 ～ 3年）	1,282人
		高学年（4 ～ 6年）	121人
児童クラブ	53か所	低学年（1 ～ 3年）	1,655人
		高学年（4 ～ 6年）	282人
計	82か所	3,340人	

※福井市では、児童館で実施する場合を放課後児童会、それ以外を児童クラブとしています。

ウ　量の見込み及び確保量

＜市全域＞

（単位：人）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①		3,677	3,620	3,604	3,589	3,535
	1年生	1,199	1,188	1,232	1,185	1,149
	2年生	1,131	1,111	1,098	1,134	1,096
	3年生	865	842	814	816	836
	4年生	330	329	313	313	305
	5年生	115	112	110	104	110
	6年生	37	38	37	37	39
確保量②		3,660	3,681	3,696	3,731	3,731
過不足（②-①）		△ 17	61	92	142	196

【確保方策】

（各小学校区も同様）施設の老朽化対策等について検討を進めながら、利用を希望する放課後留守家庭児童の実情に応じて、定員を拡大するなど適切な定員の確保を進めます。

＜小学校区＞

（単位：人）

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1 木田	量の見込み①		245	247	246	248	245
		1年生	82	84	86	87	80
		2年生	85	77	79	80	82
		3年生	57	65	59	60	62
		4年生	18	17	19	17	18
		5年生	3	4	3	4	3
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		235	235	250	250	250
	過不足（②-①）		△ 10	△ 12	4	2	5
2 豊	量の見込み①		121	126	123	118	118
		1年生	36	44	39	34	41
		2年生	43	35	43	38	33
		3年生	30	35	28	35	31
		4年生	9	9	10	8	10
		5年生	2	2	2	2	2
		6年生	1	1	1	1	1
	確保量②		130	130	130	130	130
	過不足（②-①）		9	4	7	12	12
3 足羽	量の見込み①		47	45	42	41	45
		1年生	15	15	12	14	17
		2年生	19	17	18	14	17
		3年生	9	9	8	9	7
		4年生	4	4	4	4	4
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		40	40	40	40	40
	過不足（②-①）		△ 7	△ 5	△ 2	△ 1	△ 5

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
4社北	量の見込み①		130	133	139	157	151
		1年生	46	49	51	63	45
		2年生	34	39	41	43	53
		3年生	34	29	33	35	37
		4年生	12	13	11	13	13
		5年生	4	3	3	3	3
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		130	130	130	130	130
	過不足（②-①）		0	△ 3	△ 9	△ 27	△ 21
5社南	量の見込み①		179	182	210	226	224
		1年生	77	75	101	92	89
		2年生	58	69	68	91	83
		3年生	30	25	30	30	40
		4年生	8	8	6	8	7
		5年生	4	3	3	3	3
		6年生	2	2	2	2	2
	確保量②		210	210	210	245	245
	過不足（②-①）		31	28	0	19	21
6麻生津	量の見込み①		83	87	88	82	74
		1年生	29	26	33	23	22
		2年生	27	25	23	28	20
		3年生	19	15	14	13	16
		4年生	8	11	9	9	8
		5年生	0	5	5	5	4
		6年生	0	5	4	4	4
	確保量②		84	90	90	90	90
	過不足（②-①）		1	3	2	8	16
7清明	量の見込み①		129	127	126	126	122
		1年生	46	45	46	45	42
		2年生	43	42	41	42	41
		3年生	28	28	27	27	27
		4年生	11	11	11	11	11
		5年生	1	1	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		120	120	120	120	120
	過不足（②-①）		△ 9	△ 7	△ 6	△ 6	△ 2
8社西	量の見込み①		102	100	89	89	87
		1年生	28	26	18	24	18
		2年生	27	26	24	17	22
		3年生	22	21	20	21	14
		4年生	9	13	12	11	13
		5年生	11	8	11	10	12
		6年生	5	6	4	6	8
	確保量②		90	90	90	90	90
	過不足（②-①）		△ 12	△ 10	1	1	3

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
9 東安居	量の見込み①		93	101	96	91	88
		1年生	33	38	28	30	30
		2年生	32	32	36	27	28
		3年生	19	19	19	21	16
		4年生	5	8	8	8	9
		5年生	3	3	4	4	4
		6年生	1	1	1	1	1
	確保量②		90	90	90	90	90
	過不足（②-①）		△ 3	△ 11	△ 6	△ 1	2
10 湊	量の見込み①		79	86	88	88	87
		1年生	29	32	28	28	29
		2年生	25	29	32	28	28
		3年生	17	18	21	24	21
		4年生	6	6	6	7	8
		5年生	2	1	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		100	100	100	100	100
	過不足（②-①）		21	14	12	12	13
11 春山	量の見込み①		63	64	61	56	57
		1年生	29	28	26	21	26
		2年生	17	22	20	19	16
		3年生	15	11	13	13	12
		4年生	2	3	2	3	3
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		50	50	50	50	50
	過不足（②-①）		△ 13	△ 14	△ 11	△ 6	△ 7
12 順化	量の見込み①		39	39	41	43	44
		1年生	10	9	11	12	10
		2年生	9	10	9	10	11
		3年生	7	6	7	7	8
		4年生	7	7	6	7	7
		5年生	3	5	5	4	5
		6年生	3	2	3	3	3
	確保量②		35	35	35	35	35
	過不足（②-①）		△ 4	△ 4	△ 6	△ 8	△ 9
13 宝永	量の見込み①		48	48	45	46	48
		1年生	16	20	15	18	21
		2年生	18	15	19	14	17
		3年生	14	13	11	14	10
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		46	46	46	46	46
	過不足（②-①）		△ 2	△ 2	1	0	△ 2

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
14 松本	量の見込み①		101	99	96	92	90
		1年生	31	34	31	29	30
		2年生	31	28	31	28	26
		3年生	25	24	22	24	22
		4年生	9	8	8	7	8
		5年生	5	5	4	4	4
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		110	110	110	110	110
	過不足（②-①）		9	11	14	18	20
15 日之出	量の見込み①		130	123	114	110	112
		1年生	31	31	30	31	33
		2年生	41	32	32	30	32
		3年生	38	37	29	29	28
		4年生	13	17	16	13	13
		5年生	6	5	6	6	5
		6年生	1	1	1	1	1
	確保量②		126	126	126	126	126
	過不足（②-①）		△ 4	3	12	16	14
16 旭	量の見込み①		46	41	45	52	53
		1年生	14	16	18	21	19
		2年生	16	14	17	19	21
		3年生	15	10	9	11	12
		4年生	1	1	1	1	1
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		50	50	50	50	50
	過不足（②-①）		4	9	5	△ 2	△ 3
17 和田	量の見込み①		164	165	174	171	173
		1年生	70	58	69	60	66
		2年生	46	64	54	63	55
		3年生	36	29	40	33	39
		4年生	12	14	11	15	13
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		170	170	170	170	170
	過不足（②-①）		6	5	△ 4	△ 1	△ 3
18 円山	量の見込み①		143	144	138	133	125
		1年生	39	43	35	35	32
		2年生	41	43	47	39	39
		3年生	33	30	31	34	28
		4年生	20	18	16	17	18
		5年生	10	10	9	8	8
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		141	141	141	141	141
	過不足（②-①）		△ 2	△ 3	3	8	16

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
19 啓蒙	量の見込み①		112	107	100	103	97
		1年生	35	37	34	40	31
		2年生	47	34	37	34	39
		3年生	24	31	22	24	22
		4年生	5	4	6	4	4
		5年生	1	1	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		106	106	106	106	106
	過不足（②-①）		△ 6	△ 1	6	3	9
20 西藤島	量の見込み①		67	70	81	80	80
		1年生	24	24	33	23	26
		2年生	21	23	23	31	22
		3年生	14	16	18	18	24
		4年生	7	6	6	7	7
		5年生	1	1	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		59	59	59	59	59
	過不足（②-①）		△ 8	△ 11	△ 22	△ 21	△ 21
21 中藤	量の見込み①		196	187	201	187	191
		1年生	75	64	86	62	74
		2年生	57	57	49	65	47
		3年生	42	45	45	38	51
		4年生	19	18	19	19	16
		5年生	3	3	2	3	3
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		190	190	190	190	190
	過不足（②-①）		△ 6	3	△ 11	3	△ 1
22 河合	量の見込み①		29	24	26	22	20
		1年生	9	8	10	5	6
		2年生	8	9	8	10	5
		3年生	12	7	8	7	9
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		22	22	22	22	22
	過不足（②-①）		△ 7	△ 2	△ 4	0	2
23 岡保	量の見込み①		36	30	35	40	37
		1年生	7	8	15	11	6
		2年生	12	8	9	18	13
		3年生	12	10	7	8	15
		4年生	4	3	3	2	2
		5年生	1	1	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		28	28	28	28	28
	過不足（②-①）		△ 8	△ 2	△ 7	△ 12	△ 9

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
24 東藤島	量の見込み①		41	36	37	33	30
		1年生	11	9	12	8	6
		2年生	11	11	9	12	9
		3年生	12	10	10	8	11
		4年生	5	4	4	4	3
		5年生	2	2	2	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		40	40	40	40	40
	過不足（②-①）		△ 1	4	3	7	10
25 森田	量の見込み①		270	271	270	270	275
		1年生	105	103	105	104	109
		2年生	98	97	95	97	96
		3年生	67	71	70	69	70
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		256	271	271	271	271
	過不足（②-①）		△ 14	0	1	1	△ 4
26 明新	量の見込み①		297	281	273	263	270
		1年生	88	77	81	74	91
		2年生	79	80	70	74	67
		3年生	69	66	67	59	62
		4年生	50	48	46	47	41
		5年生	8	7	6	6	6
		6年生	3	3	3	3	3
	確保量②		293	293	293	293	293
	過不足（②-①）		△ 4	12	20	30	23
27 日新	量の見込み①		86	84	90	85	83
		1年生	26	23	25	19	20
		2年生	15	25	22	24	18
		3年生	18	12	21	19	20
		4年生	15	11	8	13	11
		5年生	5	9	6	4	8
		6年生	7	4	8	6	6
	確保量②		80	80	80	80	80
	過不足（②-①）		△ 6	△ 4	△ 10	△ 5	△ 3
28 安居	量の見込み①		49	45	47	46	46
		1年生	16	13	18	12	16
		2年生	20	16	13	18	12
		3年生	3	9	7	6	9
		4年生	6	2	6	5	4
		5年生	3	4	2	4	4
		6年生	1	1	1	1	1
	確保量②		40	40	40	40	40
	過不足（②-①）		△ 9	△ 5	△ 7	△ 6	△ 6

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
29 殿下	量の見込み①		16	10	8	6	5
		1年生	3	0	1	0	0
		2年生	1	3	0	1	0
		3年生	1	1	3	0	1
		4年生	2	1	1	3	0
		5年生	3	2	1	1	3
		6年生	6	3	2	1	1
	確保量②		15	15	15	15	15
	過不足（②-①）		△ 1	5	7	9	10
30 越廼	量の見込み①		17	15	18	16	17
		1年生	5	4	5	3	5
		2年生	3	5	4	5	3
		3年生	5	2	4	3	4
		4年生	1	3	2	3	2
		5年生	3	1	3	2	3
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		20	20	20	20	20
	過不足（②-①）		3	5	2	4	3
31 清水西	量の見込み①		65	62	58	57	57
		1年生	16	13	13	16	14
		2年生	21	22	18	18	21
		3年生	20	20	20	16	16
		4年生	6	5	5	5	4
		5年生	2	2	2	2	2
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		70	70	70	70	70
	過不足（②-①）		5	8	12	13	13
32 清水東	量の見込み①		0	0	0	0	0
		1年生	0	0	0	0	0
		2年生	0	0	0	0	0
		3年生	0	0	0	0	0
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		0	0	0	0	0
	過不足（②-①）		0	0	0	0	0
33 清水南	量の見込み①		41	41	36	44	40
		1年生	11	12	7	18	7
		2年生	10	11	12	7	18
		3年生	8	9	10	10	6
		4年生	8	5	5	6	6
		5年生	4	4	2	3	3
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		39	39	39	39	39
	過不足（②-①）		△ 2	△ 2	3	△ 5	△ 1

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
34 清水北	量の見込み①		53	54	50	50	48
		1年生	9	14	15	15	10
		2年生	12	6	9	10	10
		3年生	16	18	9	14	15
		4年生	11	11	12	6	9
		5年生	3	3	3	3	2
		6年生	2	2	2	2	2
	確保量②		46	46	46	46	46
	過不足（②-①）		△ 7	△ 8	△ 4	△ 4	△ 2
35 大安寺	量の見込み①		12	12	11	10	10
		1年生	7	7	5	5	3
		2年生	1	1	1	1	1
		3年生	1	1	2	1	1
		4年生	2	2	2	2	4
		5年生	1	1	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		15	15	15	15	15
	過不足（②-①）		3	3	4	5	5
36 国見	量の見込み①		15	13	9	10	9
		1年生	5	4	4	5	3
		2年生	8	4	3	3	4
		3年生	2	5	2	2	2
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		13	13	13	13	13
	過不足（②-①）		△ 2	0	4	3	4
37 鶉	量の見込み①		45	38	32	31	40
		1年生	12	10	13	11	10
		2年生	17	11	8	12	10
		3年生	16	17	11	8	12
		4年生	0	0	0	0	8
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		48	48	48	48	48
	過不足（②-①）		3	10	16	17	16
38 本郷	量の見込み①		15	14	10	11	12
		1年生	5	2	3	4	3
		2年生	5	8	3	5	6
		3年生	2	2	3	1	2
		4年生	2	1	1	1	0
		5年生	1	1	0	0	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		20	20	20	20	20
	過不足（②-①）		5	6	10	9	8

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
39 棗	量の見込み①		22	23	21	18	16
		1年生	4	8	3	5	4
		2年生	7	5	8	3	5
		3年生	4	4	3	5	2
		4年生	3	2	2	1	2
		5年生	1	3	2	2	1
		6年生	3	1	3	2	2
	確保量②		20	20	20	20	20
	過不足（②-①）		△ 2	△ 3	△ 1	2	4
40 鷹巣	量の見込み①		13	12	12	13	9
		1年生	6	3	5	5	2
		2年生	4	6	3	4	4
		3年生	2	2	3	2	2
		4年生	1	1	1	2	1
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		20	20	20	20	20
	過不足（②-①）		7	8	8	7	11
41 長橋	量の見込み①		0	0	0	0	0
		1年生	0	0	0	0	0
		2年生	0	0	0	0	0
		3年生	0	0	0	0	0
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		0	0	0	0	0
	過不足（②-①）		0	0	0	0	0
42 酒生	量の見込み①		45	43	38	38	35
		1年生	10	14	10	11	10
		2年生	14	9	13	9	10
		3年生	13	14	9	14	9
		4年生	7	5	5	3	5
		5年生	1	1	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		45	45	45	45	45
	過不足（②-①）		0	2	7	7	10
43 一乗	量の見込み①		24	27	21	23	19
		1年生	5	6	1	5	0
		2年生	4	5	6	1	5
		3年生	5	4	5	6	1
		4年生	2	4	3	4	5
		5年生	6	2	4	3	4
		6年生	2	6	2	4	4
	確保量②		22	22	22	22	22
	過不足（②-①）		△ 2	△ 5	1	△ 1	3

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
44 上文殊	量の見込み①		16	19	17	16	18
		1年生	4	7	5	5	7
		2年生	4	3	5	4	4
		3年生	5	3	2	4	3
		4年生	2	5	3	2	3
		5年生	1	1	2	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		20	20	20	20	20
	過不足（②-①）		4	1	3	4	2
45 文殊	量の見込み①		26	25	23	23	22
		1年生	6	6	5	4	5
		2年生	5	5	5	5	4
		3年生	11	10	9	10	9
		4年生	2	2	2	2	2
		5年生	2	2	2	2	2
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		40	40	40	40	40
	過不足（②-①）		14	15	17	17	18
46 六条	量の見込み①		19	17	19	23	24
		1年生	4	5	9	10	7
		2年生	2	3	3	6	7
		3年生	7	2	3	3	6
		4年生	4	6	2	3	3
		5年生	2	1	2	1	1
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		21	21	21	21	21
	過不足（②-①）		2	4	2	△ 2	△ 3
47 東郷	量の見込み①		52	54	54	54	45
		1年生	17	24	21	21	13
		2年生	21	15	21	18	18
		3年生	9	12	8	12	10
		4年生	5	3	4	3	4
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		45	45	45	45	45
	過不足（②-①）		△ 7	△ 9	△ 9	△ 9	0
48 美山啓明	量の見込み①		34	31	30	34	35
		1年生	7	6	9	13	9
		2年生	9	5	4	7	11
		3年生	10	12	7	6	10
		4年生	5	5	7	4	3
		5年生	3	3	3	4	2
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		30	30	30	30	30
	過不足（②-①）		△ 4	△ 1	0	△ 4	△ 5

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
49 下宇坂	量の見込み①		22	18	16	14	12
		1年生	6	4	2	4	2
		2年生	3	5	3	2	3
		3年生	7	3	5	3	2
		4年生	2	4	2	3	2
		5年生	4	2	4	2	3
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		40	40	40	40	40
	過不足（②-①）		18	22	24	26	28
50 羽生	量の見込み①		0	0	0	0	0
		1年生	0	0	0	0	0
		2年生	0	0	0	0	0
		3年生	0	0	0	0	0
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	確保量②		0	0	0	0	0
	過不足（②-①）		0	0	0	0	0

※清水東は清水北、長橋は鷹巣、羽生は美山啓明でそれぞれ合同で実施しているため、量の見込みと確保量はそれぞれの合計で算出しています。

⑶　子育て短期支援事業（ショートステイ）

ア　事業の内容

保護者の病気や出産、家族の看護等で子どもの世話ができない、また、冠婚葬祭や学校などの行事で子どもを連れて行けない等の理由により、一時的に家庭で養育できないときに子どもを預かります。

イ　取組状況

（平成30年度）

施設数	最大利用可能人数	利用実績
2か所	1,278人日／年	258人日／年

※利用実績には、市外施設を含みます。

ウ　量の見込み及び確保方策

＜市全域＞

（単位：人日／年）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	254	251	246	243	240
確保量②	1,278	1,278	1,278	1,278	1,278
過不足数（②－①）	1,024	1,027	1,032	1,035	1,038

【確保方策】

既存施設で対応が可能です。

⑷　地域子育て支援拠点事業

ア　事業の内容

地域子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育て相談や講習会等を通して、子育て家庭の支援を行います。

イ　取組状況　（平成30年度）

施設数	最大利用可能人数	利用実績
12か所	10,680人日／月	5,583人日／月

ウ　量の見込み及び確保方策

＜市全域＞　（単位：人日／月）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	8,010	7,928	7,904	7,796	7,682
確保量②	10,680	10,680	10,680	10,680	10,680
過不足数（②－①）	2,670	2,752	2,776	2,884	2,998

【確保方策】

既存施設で対応可能です。

⑸-1)　一時預かり事業（幼稚園型）

ア　事業の内容

幼稚園、認定こども園において、保育が必要とされる子どもを、通常の教育時間を超えて定期的に預かります。また、保育が必要とされない子どもを、保護者の事情等により迎えが困難な場合に不定期に預かります。

イ　取組状況　（平成30年度）

施設種類	施設数	利用実績
幼稚園・認定こども園	64か所	145,742人日／年

ウ　量の見込み及び確保方策

＜市全域＞　（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	10,741	10,636	10,355	10,240	10,096
	2号による利用（教育希望）	134,444	133,098	129,618	128,171	126,351
確保量②		145,185	143,734	139,973	138,411	136,447
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

【確保方策】

（各区域も同様）在園児対象の事業であるため、確保が可能です。

＜1九頭竜区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	680	696	671	690	693
	2号による利用（教育希望）	8,512	8,711	8,396	8,637	8,678
確保量②		9,192	9,407	9,067	9,327	9,371
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜2中部区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	2,612	2,702	2,719	2,744	2,631
	2号による利用（教育希望）	32,700	33,811	34,040	34,346	32,931
確保量②		35,312	36,513	36,759	37,090	35,562
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜3西部区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	1,252	1,169	1,154	1,147	1,142
	2号による利用（教育希望）	15,670	14,627	14,434	14,356	14,284
確保量②		16,922	15,796	15,588	15,503	15,426
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜4成和区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	1,185	1,202	1,210	1,220	1,216
	2号による利用（教育希望）	14,838	15,044	15,149	15,252	15,228
確保量②		16,023	16,246	16,359	16,472	16,444
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜5大東区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	323	303	279	265	270
	2号による利用（教育希望）	4,045	3,791	3,494	3,317	3,383
確保量②		4,368	4,094	3,773	3,582	3,653
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜6社区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	1,969	1,950	1,859	1,769	1,762
	2号による利用（教育希望）	24,647	24,402	23,268	22,157	22,057
確保量②		26,616	26,352	25,127	23,926	23,819
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜7明倫区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	884	845	843	843	840
	2号による利用（教育希望）	11,058	10,576	10,549	10,554	10,514
確保量②		11,942	11,421	11,392	11,397	11,354
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜8あさむつ区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	1,493	1,443	1,307	1,270	1,250
	2号による利用（教育希望）	18,684	18,055	16,373	15,891	15,622
確保量②		20,177	19,498	17,680	17,161	16,872
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜9川西区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	0	0	0	0	0
	2号による利用（教育希望）	5	4	4	3	3
確保量②		5	4	4	3	3
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜10川西海岸部区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	76	63	68	65	72
	2号による利用（教育希望）	946	785	851	814	895
確保量②		1,022	848	919	879	967
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜11光区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	80	84	75	68	64
	2号による利用（教育希望）	999	1,055	936	850	803
確保量②		1,079	1,139	1,011	918	867
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜12東足羽区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	187	179	170	159	156
	2号による利用（教育希望）	2,340	2,237	2,124	1,994	1,953
確保量②		2,527	2,416	2,294	2,153	2,109
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

＜13美山区域＞

（単位：人日／年）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	1号による利用	80	72	65	52	51
	2号による利用（教育希望）	665	598	544	430	424
確保量②		745	670	609	482	475
過不足数（②－①）		0	0	0	0	0

⑸-2)　一時預かり事業（幼稚園型を除く）

ア　事業の内容

幼稚園、保育園、認定こども園、その他の場所で、家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間に、必要な保育を行います。

イ　取組状況

（平成30年度）

施設種類	施設数	最大利用可能人数	利用実績
保育園・認定こども園	87か所	ー	10,215人日／年
幼稚園・認定こども園	20か所	ー	44,408人日／年
トワイライトステイ	2か所	1,278人日／年	11人日／年
すみずみ子育てサポート事業	10か所	45,921人日／年	21,086人日／年
計	119か所	47,199人日／年	75,720人日／年

※幼稚園については、満３歳に満たない児童の定期的な預かりを含みます。

ウ　量の見込み及び確保方策

＜市全域＞

（単位：人日／年）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	88,072	87,111	85,591	84,373	83,382
確保量②	102,943	102,943	102,943	102,943	102,943
過不足数（②－①）	14,871	15,832	17,352	18,570	19,561

【確保方策】

既存の施設・事業によって対応が可能です。

⑹　病児保育事業

ア　事業の内容

病児・病後児を、医療機関等に付設された専用スペースで保育士及び看護師等が一時的に保育します。

イ　取組状況

（平成30年度）

事業の種類	施設数	最大利用可能人数	利用実績
病児	2か所	5,681人日／年	4,441人日／年
病後児	4か所	6,122人日／年	1,181人日／年
計	6か所	11,803人日／年	5,622人日／年

ウ　量の見込み及び確保方策

＜市全域＞

（単位：人日／年）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み①	5,464	5,401	5,300	5,226	5,165
確保量②	11,803	11,803	11,803	11,803	11,803
過不足数（②－①）	6,339	6,402	6,503	6,577	6,638

【確保方策】

既存施設で対応が可能です。ただし、今後地域に偏りが無いように新設等も含めて検討します。

⑺　利用者支援事業

ア　事業の内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。

イ　取組状況（平成30年度）

相談受付件数
3,349件

ウ　量の見込み及び確保方策

＜市全域＞　（単位：か所）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1
確保量	基本型・特定型	1	1	1	1	1

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	母子保健型	2	2	2	2	2
確保量	母子保健型	2	2	2	2	2

⑻　妊婦健康診査事業

ア　事業の内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

イ　取組状況　（平成30年度）

利用人数	利用回数
2,125人	25,189回

ウ　量の見込み及び確保方策

＜市全域＞

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人数	2,129人	2,102人	2,078人	2,048人	2,021人
	健診回数	25,122回	24,804回	24,520回	24,166回	23,848回
確保方策		実施場所：県内医療機関、助産所				

※健診回数＝各年度の量の見込み人数×11.8回（平成27 ～ 30年度の平均受診回数）

⑼　乳児家庭全戸訪問事業

ア　事業の内容

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、面接により子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。面接できなかった乳児については、乳児健診や予防接種、医療機関への受診履歴等により全員の実情を把握します。

イ　取組状況　（平成30年度）

利用人数	面接率
2,042人	99.4%

ウ　量の見込み及び確保方策

＜市全域＞

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	2,067人	2,041人	2,017人	1,988人	1,962人
確保方策	実施体制：福井市保健衛生推進員、保健師、助産師（約800人）による訪問 実施機関：福井市健康管理センター				

※量の見込み＝０歳人口推計

⑽　養育支援訪問事業

ア　事業の内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問し、養育に関する助言・指導等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

イ　取組状況（平成30年度）

利用実績
10人

ウ　量の見込み及び確保方策

＜市全域＞

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	13人	14人	15人	16人	17人
確保方策	実施体制：保健師（専門的相談支援）委託団体（育児・家事支援） 実施機関：福井市子ども福祉課				

◆第二期計画のポイント

❶ 第一期計画と同様、結婚から子育てまでの総合的な計画とします。

❷ 子ども・子育て支援法が求める事項について主に見直し、11の重点施策として定めます。

※新たに定める重点施策

「母子の健康の確保と増進（妊娠・出産期）（子育て期）」「要保護児童への支援」

「ひとり親家庭への支援」「子育て支援事業の充実」「子育てにかかる経済的負担の軽減」

❸ 重点施策のうち、幼児期の「教育・保育の量の確保と質の向上」に向けては、教育・保育提供区域をこれまでの５区域から１３区域へと細分化し、保護者のニーズに合わせたきめ細かな区域ごとに、定員の確保や支援の充実を図ります。また、すべての公私立園において、質の高い教育・保育を等しく提供できるよう取り組みます。

○１区域に１園、公立の「拠点園 」の配置を進めます。

※「拠点園」：地域における公私立園ネットワークのコーディネーター的役割を担うほか、特別な配慮が必要な子ども（障がい児、医療的ケア児、虐待等による要保護児童）の受入、年度途中入園の受入に対応する。

○私立園の新設や、老朽化が進む公立園の建替も含めた再配置を進めます。

○「福井市の認定こども園、保育所等における質の向上のためのアクションプログラムvol.3」に基づき、園における教育・保育の更なる質の向上や、子どもの健全育成と保護者の親としての成長を支援する場の確保を進めます。

❹ 近年の関心や課題を反映し、「子どもの貧困対策の推進」「外国につながる子ども等への支援」を新たな施策として追加します。

❺ 令和元年度からの中核市移行に伴い移譲された権限を活かし、手続き等の利便性向上や市民サービス向上のための取組を進めます。

❻ 進捗管理を明瞭化するため、基本施策ごとに新たに成果指標を設けて点検・評価を行います。

◆指標のまとめ

●施策の展開 関係（第２部第１章）

基本施策		指標	実績		R6年度
			年度	実績	
1	結婚に向けた支援の充実	結婚意識が明確になり、さらに結婚への意欲が高まった割合	H30	90%以上	90%以上
2	安全な妊娠・出産の支援と負担の軽減	妊娠・子育てサポートセンターふくっこ相談件数	R1	<開設>	3,150件
3	子どもの健康の確保と増進	乳幼児健診受診率（４か月児健康診査）	H30	96.5%	97.6%
		乳幼児健診受診率（３歳児健康診査）	H30	96.9%	97.4%
4	幼児期の教育・保育の充実と児童の健全育成	待機児童（保育）	R1	ゼロ	ゼロ
		待機児童（学童保育）	R1	ゼロ	ゼロ
		公開保育の実施	H30	７か所	30か所
5	特別な支援が必要な子どもへの配慮	要保護児童対策地域協議会実務者運営会議の開催回数	R1	12回	12回
		支援の向上を目的とした発達障がい児者支援の人材育成数	R1	延べ12人	延べ72人
		ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける自立支援相談の認知度	R1	23.6%	60.0%以上
6	教育環境等の充実	「将来の夢やめざす目標をもっている」と回答した児童生徒の割合	H30	80%	80%以上
7	安全・安心な生活環境の整備	保育園・幼稚園・認定こども園における安全意識の向上に向けた「お散歩安全マップ」の作成･見直し	R2	<開始>	全園
8	子育て支援の充実	地域子育て支援センターでの相談会等の年間開催数	H30	1,138回	1,200回
		保育施設の利用料に対する満足度	H30	59.2%	65.0%
9	家庭における親意識の向上	保育園・認定こども園における親意識向上のための取組	R2	<調査開始>	全園
10	職域における支援体制の整備	職場環境改善に関するセミナー参加企業数	R1	40社	延べ200社
		女性が働きやすい職場環境整備に新たに取り組む事業所数	H30	10社	50社 （５年間累計）
11	地域における支援体制の整備	子育て・孫育て出前講座の参加者満足度	R2	<調査開始>	80%
12	行政における推進体制の強化	子育てについての相談先が無い人の割合	H30	2.5%	1.0%
		妊娠や出生時における情報冊子配布率	H30	100%	100%

●確保計画 関係（第２部第２章）

事業名		指標		実績		R6年度
				年度	実績	
教育・保育	1号	量の見込み	人	R1	1,691	1,631
		確保量			2,523	2,231
		過不足数			832	600
	2号	量の見込み	人	R1	4,932	5,003
		確保量			5,709	5,740
		過不足数			777	737
	3号（1 ～ 2歳）	量の見込み	人	R1	3,044	2,943
		確保量			3,105	3,153
		過不足数			61	210
	3号（0歳）	量の見込み	人	R1	367	661
		確保量			690	752
		過不足数			323	91
地域子ども・子育て支援事業	（1）延長保育事業	量の見込み	人	H30	2,415	2,245
		確保量			2,415	2,245
		過不足数			0	0
	（2）放課後児童健全育成事業	量の見込み	人	R1	3,340	3,535
		確保量			3,340	3,731
		過不足数			0	196
	（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）	量の見込み	人日/年	H30	258	240
		確保量			1,278	1,278
		過不足数			1,020	1,038
	（4）地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人日/月	H30	5,583	7,682
		確保量			10,680	10,680
		過不足数			5,097	2,998
	（5-1）一時預かり事業（幼稚園型）	量の見込み	人日/年	H30	145,742	136,447
		確保量			145,742	136,447
		過不足数			0	0
	（5-2）一時預かり事業（幼稚園型を除く）	量の見込み	人日/年	H30	75,720	83,382
		確保量			101,822	102,943
		過不足数			26,102	19,561
	（6）病児保育事業	量の見込み	人日/年	H30	5,622	5,165
		確保量			11,803	11,803
		過不足数			6,181	6,638
	（7）利用者支援事業（基本型・特定型）	量の見込み	か所	H30	1	1
		確保量			1	1
		過不足数			0	0
	（7）利用者支援事業（母子保健型）	量の見込み	か所	H30	0	2
		確保量			0	2
		過不足数			0	0

事業名		指標		実績		R6年度
				年度	実績	
地域子ども・子育て支援事業	（8）妊婦健康診査事業	量の見込み	回	H30	25,189	23,848
		確保方策			実施場所： 県内医療機関、助産所	
	（9）乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	人	H30	2,042	1,962
		確保方策			実施体制： 福井市保健衛生推進員、保健師、助産師（約800人）による訪問 実施機関： 福井市健康管理センター	
	（10）養育支援訪問事業	量の見込み	人	H30	10	17
		確保方策			実施体制： 保健師（専門的相談支援）、委託団体（育児・家事支援） 実施機関： 福井市子ども福祉課	

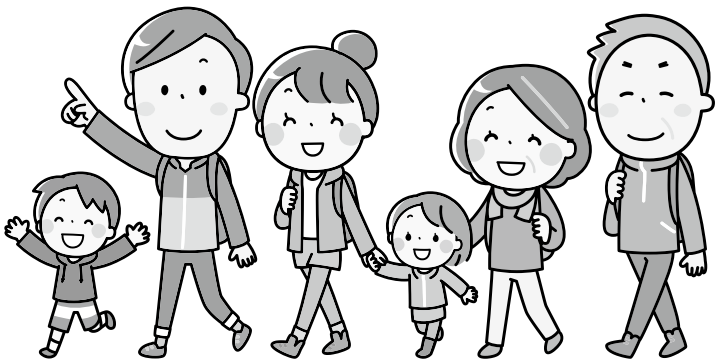

第３部

資　料

1 参考資料

(1)人口推移

各年10月１日基準日

調査年	総数	男		女		女100人につき男	増加数	増加率(%)
		実　数	指　数	実　数	指　数			
大正　9年	**56,639**	27,601	21.4	29,038	21.2	95.05	―	―
14年	**59,943**	29,002	22.5	30,941	22.6	93.73	3,304	5.83
昭和　5年	**64,199**	31,825	24.7	32,374	23.6	98.30	4,256	7.10
10年	**75,273**	37,444	29.1	37,829	27.6	98.98	11,074	17.25
15年	**94,565**	44,907	34.8	49,688	36.3	90.38	19,322	25.67
22年	**77,320**	37,236	28.9	40,084	29.3	92.89	△17,275	△18.26
25年	**100,691**	48,735	37.8	51,956	37.9	93.80	23,371	30.23
30年	**125,304**	60,069	46.6	65,235	47.6	92.08	24,613	24.44
35年	**149,823**	71,739	55.7	78,084	57.0	91.87	24,519	19.57
40年	**169,636**	81,546	63.3	88,090	64.3	92.57	19,813	13.22
45年	**200,509**	96,368	74.8	104,141	76.0	92.54	30,873	18.20
50年	**231,364**	111,612	86.6	119,752	87.4	93.20	30,855	15.39
55年	**240,962**	116,562	90.4	124,400	90.8	93.70	9,598	4.15
60年	**250,261**	121,516	94.3	128,745	94.0	94.39	9,299	3.86
平成　2年	**252,743**	122,777	95.3	129,966	94.9	94.47	2,482	0.99
7年	**255,604**	125,015	97.0	130,589	95.3	95.73	2,861	1.13
12年	**252,274**	122,987	95.4	129,287	94.4	95.13	△3,330	△1.30
17年	**252,220**	122,750	95.2	129,470	94.5	94.81	△54	△0.02
22年	**266,796**	128,692	99.8	138,104	100.8	93.18	14,576	5.78
27年	**265,904**	128,892	100.0	137,012	100.0	94.07	△892	△0.33

注）指数＝平成27年の福井市の数値を100とした延率　　(国勢調査)

(2)人口動態(転出入の状況)

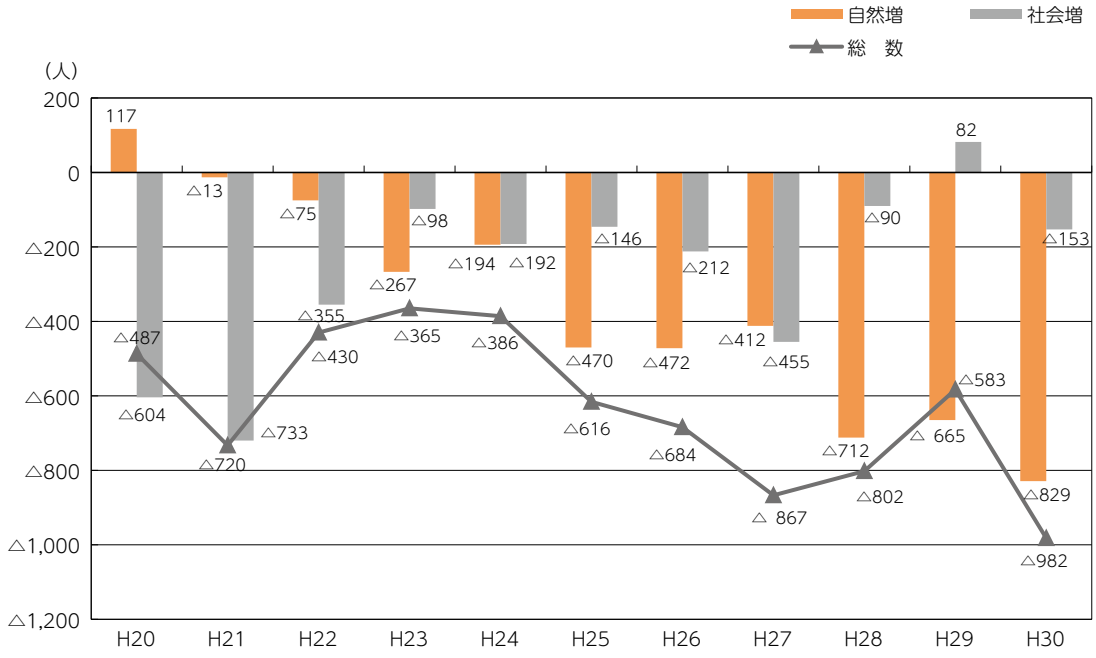

(福井市市民課(住民基本台帳・外国人登録原票)平成24年以降はすべて住民基本台帳による。)

⑶将来推計人口

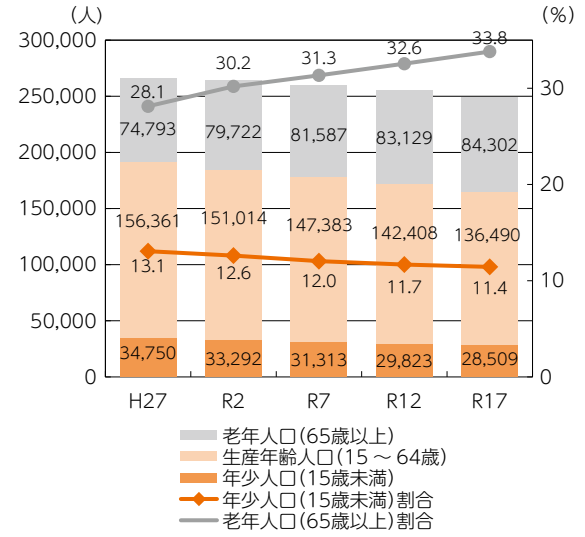

(国立社会保障・人口研究所)

⑷世帯数及び一世帯当たりの人数の推移

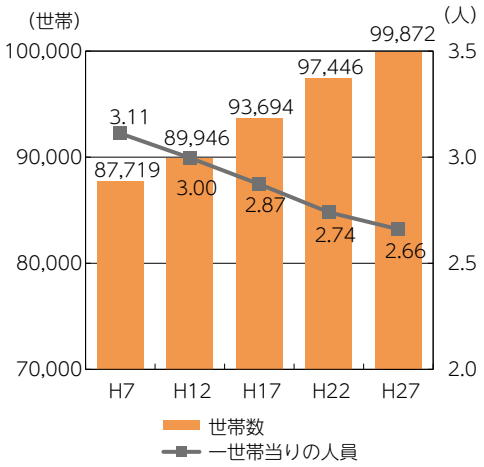

(国勢調査)

⑸家族類型別世帯数の割合

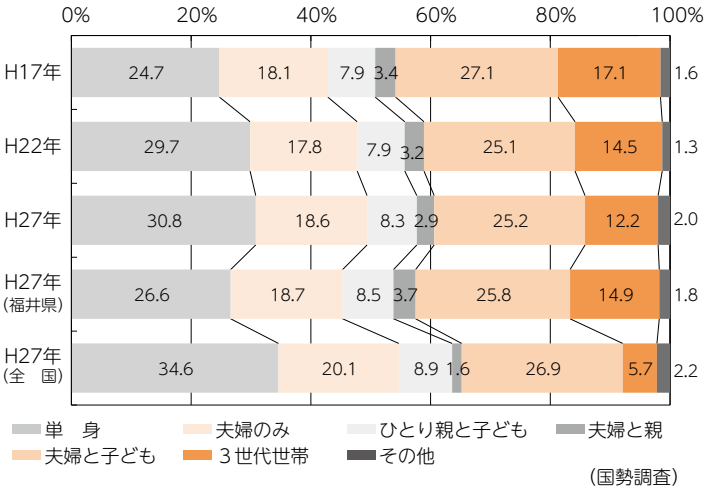

(国勢調査)

⑹共働き率の推移

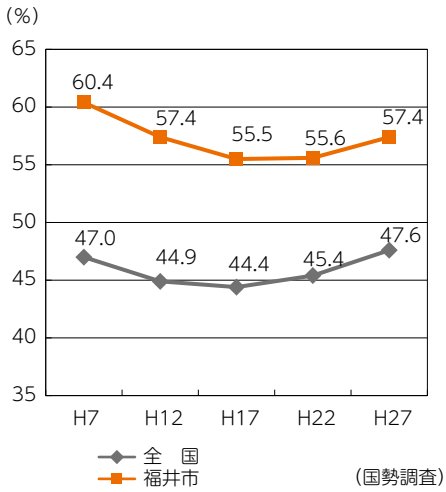

(国勢調査)

⑺女性の年齢階級別労働力率

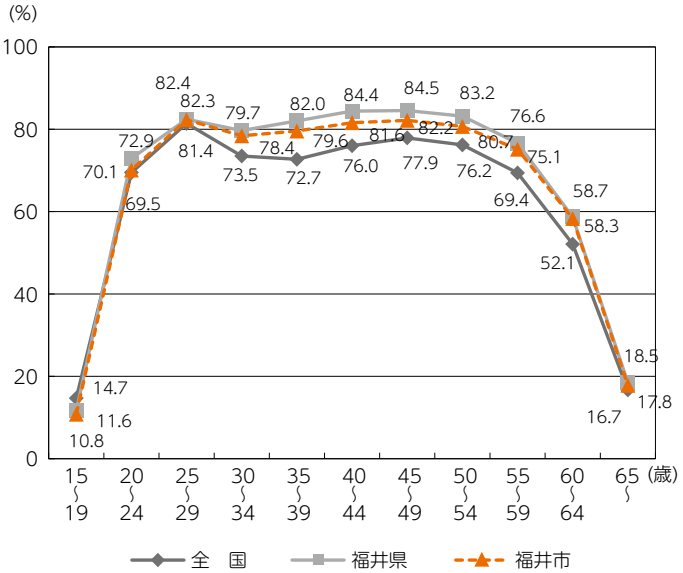

(国勢調査)

⑻就学前児童数並びに保育園・認定こども園児及び幼稚園児数の推移

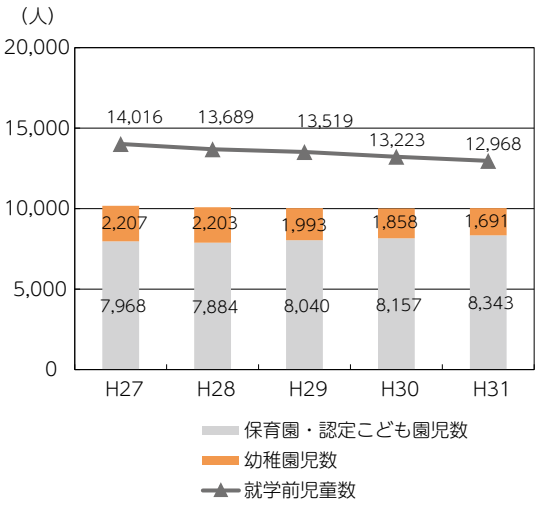

(福井市子育て支援課)

⑼延長保育利用児童数の推移

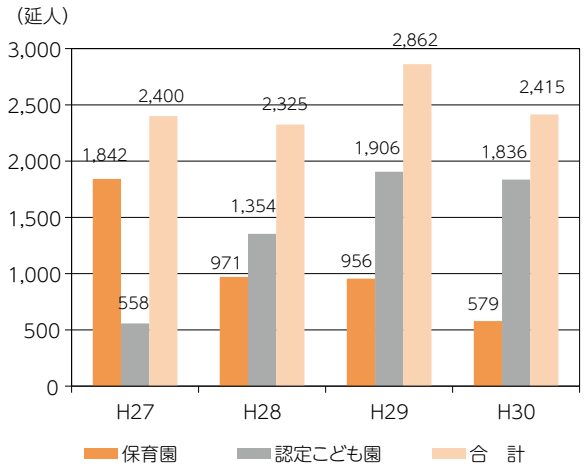

(福井市子育て支援課)

⑽子育て支援事業の利用者数の推移
(ショートステイ)

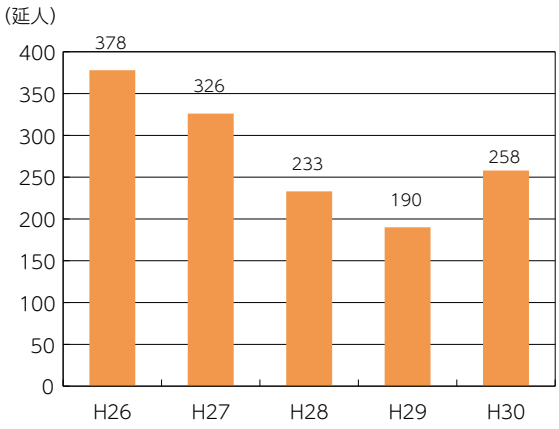

(福井市子育て支援課)

⑾一時預かり事業の利用者数の推移

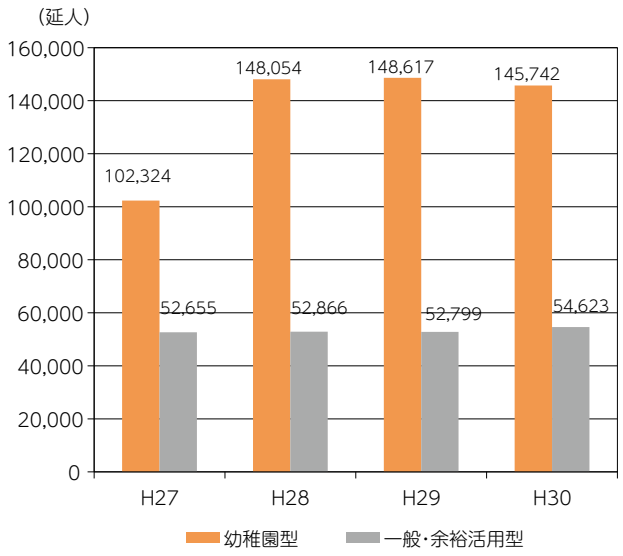

(福井市子育て支援課)

⑿地域子育て支援センター利用者数の推移

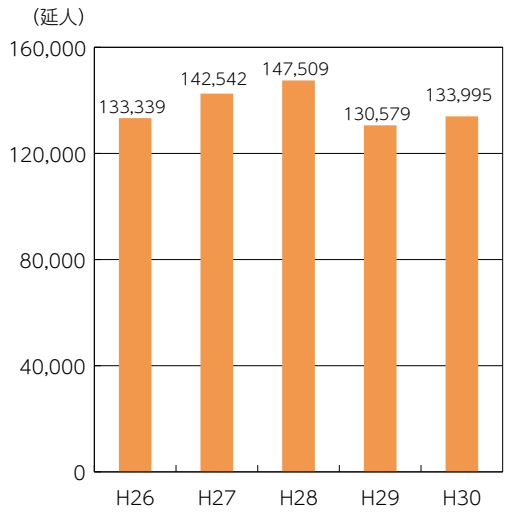

(福井市子育て支援課)

⑬病児保育事業の利用者数の推移
(病　児)

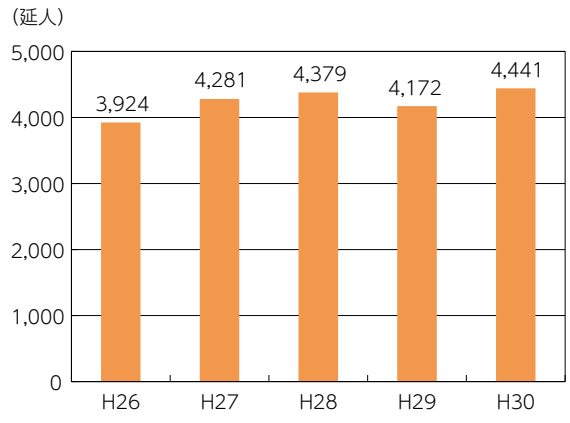

(福井市子育て支援課)

(病後児)

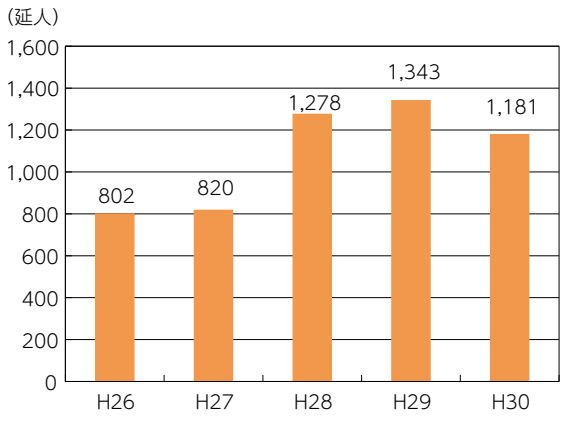

(福井市子育て支援課)

2 計画策定に係る調査

(1) 各調査の概要

調査名	少子化・子育てに関する福井市民意識調査	子ども・子育てに関するニーズ調査
目　的	第二期福井市子ども・子育て支援事業計画の策定のための基礎資料とするため、結婚、仕事と子育ての両立、子育て支援、少子化、虐待等に関する市民の意識などを把握する。	第二期福井市子ども・子育て支援事業計画のための基礎資料とするため、福井市における子育て支援施設の利用状況や今後の利用希望、子育てに関する意識などを把握する。
実施期間	平成30年11月８日～ 11月27日	平成30年11月８日～ 11月27日
対象者	福井市に住民登録のある18歳以上64歳以下の男女	福井市に住民登録のある就学前児童の保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
回収結果	配布数　1,600人 回収数　587人 回収率　36.7%	配布数　2,000人 回収数　958人 回収率　47.9%

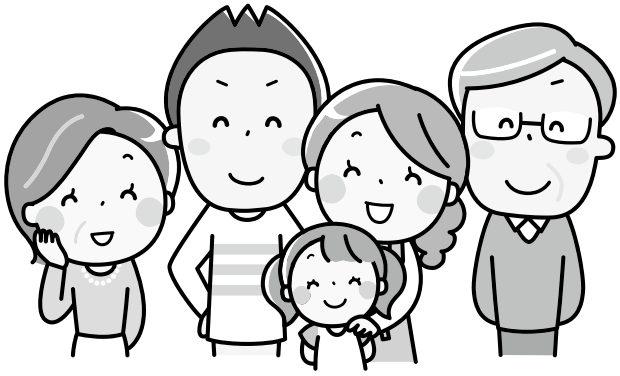

3 計画策定の経過

(1) 計画策定の経過

年度・月		社会福祉審議会児童福祉専門分科会 （H30：子ども・子育て審議会）	子ども・子育て支援推進本部会議	調査・策定等
H30	5月		5/23第１回幹事会 ・第一期計画進捗	
	6月		6/１全体部長会議報告	
	7月	7/４第１回審議会 ・第一期計画進捗 ・中核市移行に伴う条例制定		
	10月	10/18第２回審議会 ・私立認定こども園の設置 ・第二期計画策定のための調査		
	11月			11/８～11/27調査実施 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査 ・少子化・子育てに関する市民意識調査
	12月	12/20第３回審議会 ・私立認定こども園の設置 ・公立認定こども園の設置 ・中核市移行に伴う組織改正 他		
	3月	3/26 第４回審議会 ・私立認定こども園の定員増 ・令和元年度利用定員 ・第二期計画策定に向けての調査結果		
R１	5月		5/23第１回幹事会 ・規程一部改正 ・第一期計画進捗 5/31全体部長会議報告	
	6月	6/７社会福祉審議会 6/21第１回専門分科会 ・第一期計画進捗 ・第二期計画策定 他		6/21諮問（計画策定）
	8月	8/23第２回専門分科会 ・第二期計画総論・各論		
	9月		9/30第２回幹事会 ・第二期計画総論・各論	
	10月	10/15第３回専門分科会 ・第二期計画総論・各論		
	12月	12/９第４回専門分科会 ・第二期計画素案（答申案）他		12/26答申（計画策定）
	1月		1/15第３回幹事会 ・第二期計画素案 ・パブリック・コメント実施 ・組織改編	
	2月	2/21第５回専門分科会 ・私立認定こども園の設置認可 ・公立認定こども園の設置 ・令和２年度利用定員	2/３第１回本部会議	2/21～3/11パブリック・コメント
	3月			計画策定・公表

⑵福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会名簿（任期：令和元年度～令和3年度）

	区分	団体名	役職等	氏名
1	学識経験者	仁愛大学	名誉教授	西村　重稀（会　長）
2		仁愛大学人間生活学部　子ども教育学科	准教授	青井　夕貴（副会長）
3	事業主代表	福井商工会議所	常務理事・事務局長	嶋田　浩昌
4	労働者代表	連合福井　福井地域協議会	事務局長	堀川　昌市
5	児童福祉関係事業従事者	公益社団法人　福井市民間幼児教育連盟	会長	澤田　夏彦
6		福井市私立幼稚園・認定こども園協会	会長	高木　薫子
7		福井市児童クラブ連絡協議会	会長	南　恵美子
8		社会福祉法人　福井市社会福祉協議会	事務局次長	竹内　倫自
9		福井県民生活協同組合	福祉事業部長	蓬莱谷修久
10	学校教育従事者	福井市小学校長会	越廼小学校長	高村　祐司
11	母子・父子・寡婦の福祉関係事業従事者	福井市母子寡婦福祉連合会	常任理事	安野　淑子
12	地域における子育て支援従事者	福井市民生児童委員協議会連合会	主任児童委員部会長	竹森　雅実
13		福井市保健衛生推進員会	会長	島田　弘子
14	男女共同参画関係事業従事者	福井男女共同参画ネットワーク	顧問	田村　洋子
15	子どもの保護者	保護者代表　（公募）		石坂美佐紀
16		保護者代表　（公募）		髙柳そのみ

令和２年３月時点

⑶　福井市社会福祉審議会条例

福井市社会福祉審議会条例（平成30年12月18日条例第44号）

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の審議会その他の合議制の機関に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　前条の審議会その他の合議制の機関の名称は、福井市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

（調査審議事項）

第３条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項

⑵　法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項

⑶　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項

⑷　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項

⑸　前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

（委員の任期）

第４条　審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　審議会の委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第５条　審議会に、法第9条第1項の特別の事項（以下「特別の事項」という。）を調査審議するため、臨時委員を置く。

（委員長の職務代理者）

第６条　審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第７条　審議会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員長は、審議会の議長となり、会務を総理する。

４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　特別の事項について会議を開き、議事を決する場合における第2項及び前項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

（専門分科会の組織等）

第８条　審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議するため、次に掲げる専門分科会を置く。

名称	担任事務
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関すること。
障がい者福祉専門分科会	法第11条第１項の規定により身体障害者福祉専門部会が調査審議することとされている身体障がい者の福祉に関すること及び障がい者の福祉に関すること。
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関すること。
児童福祉専門分科会	児童の福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
地域福祉専門分科会	地域福祉の推進に関すること。

２　審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

３　審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

４　専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

５　専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

６　各専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

（民生委員審査専門分科会への準用）
第９条　前条第3項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。
２　前項において準用する前条第3項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。
（審査部会）
第10条　社会福祉法施行令第3条第1項の審査部会においては、身体障害者の障害程度の審査に関する事項のほか、別に定める事項を調査審議することができるものとする。この場合において、審議会は、当該事項に関して諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
（意見の聴取等）
第11条　審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、他の専門機関に意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（委員の守秘義務）
第12条　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
（庶　務）
第13条　審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。
（その他）
第14条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日の前日において、次項による改正前の福井市附属機関設置条例第2条に規定する福井市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に法第8条の規定により任命された委員とみなす。この場合において、当該委員は、第8条第1項の障がい者福祉専門分科会に属するものとする。
（福井市附属機関設置条例の一部改正）
３　福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

⑷ 福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要綱

福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福井市社会福祉審議会条例（平成30年福井市条例第44号）及び福井市社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　専門分科会は、次に掲げる者のうちから20名以内で組織する。

⑴　学識経験を有する者
⑵　事業主を代表する者
⑶　労働者を代表する者
⑷　児童福祉に関係する事業に従事する者
⑸　学校教育に従事する者
⑹　母子・父子・寡婦の福祉に関係する事業に従事する者
⑺　地域において子育て支援に従事する者
⑻　男女共同参画に関係する事業に従事する者
⑼　子どもの保護者
⑽　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（調査審議事項）

第３条　専門分科会は、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　社会福祉法（平成26年法律第45号）第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項
⑵　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定及び第2号に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
⑶　子ども・子育て支援法第77条第1項第3号に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項
⑷　子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に規定する市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
⑸　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第3項及び第4項に規定する市町村行動計画の策定又は変更に関する事項
⑹　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項に規定する芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する必要な勧告に関する事項
⑺　児童福祉法第34条の15第4項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項
⑻　児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置認可に関する事項
⑼　児童福祉法第46条第4項に規定する児童福祉施設の事業の停止命令に関する事項
⑽　児童福祉法第59条第5項に規定する無届又は無認可の児童福祉施設の事業停止又は施設の閉鎖命令に関する事項

⑾　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等、第21条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令及び第22条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

⑿　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条に規定する母子福祉資金貸付金の貸付けの停止に関する事項

⒀　前各号に掲げるもののほか、児童の福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉について市長が必要と認める事項

2　前項第2号の利用定員の設定、同項第7号の家庭的保育事業等の認可、同項第8号の保育所の設置認可及び同条第11号の幼保連携型認定こども園の設置認可に際し、本市の施設整備に関する補助金の交付を必要とする場合は、当該補助金に係る予算の編成時までに、設置の必要性について調査審議を行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和元年6月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

⑸　福井市子ども・子育て支援推進本部設置規程

福井市子ども・子育て支援推進本部設置規程

（設置）

第１条　福井市の子ども・子育て支援及び少子化対策に関する施策を総合的に推進するとともに、子ども・子育てをめぐる課題に積極的に対応し、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するため、福井市子ども・子育て支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　推進本部は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、及び推進する。

⑴　福井市の子ども・子育て支援及び少子化対策に関する調整及び総合的推進に関すること。

⑵　福井市の子ども・子育てをめぐる課題及び施策の検討に関すること。

⑶　前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

2　本部長は、市長をもって充てる。

3　副本部長は、副市長をもって充てる。

4　本部委員は、福井市政策調整会議及び連絡調整会議に関する訓令（平成19年福井市訓令甲第8号）第13条第1項各号に掲げる者及び同条第2項に規定する者をもって充てる。

（職務）

第４条　本部長は、推進本部の事務を総理する。

2　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長の指定するところによりその職務を代理する。

（会　議）

第５条　推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

２　本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、推進本部の会議に関係者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

（幹事会）

第６条　推進本部に、推進本部の審議に付すべき事項及び推進本部からの指示事項について審議及び調整をさせるため、幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

３　幹事長は、福祉保健部長をもって充てる。

４　幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

５　第4条第1項及び前条第2項の規定は幹事長について、前条第1項の規定は幹事会について、それぞれ準用する。

（部会）

第７条　幹事会は、個別的事項の調査及び検討を行わせるため、必要に応じて部会を設けることができる。

２　部会は、幹事会が指名した部会長及び部会員で構成する。

（庶　務）

第８条　推進本部の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

（委任）

第９条　この訓令に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は本部長が定める。

附　則

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

〔附　則〕略

附　則（平成31年4月1日／訓令甲第14号／教委訓令甲第6号／）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

福祉保健部次長　福祉事務所長　都市戦略部次長　総務部次長　財政部次長　市民生活部次長　商工労働部次長 農林水産部次長　建設部次長　消防局次長　教育次長　子育て支援課長

第二期
福井市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

福井市 福祉保健部 子育て支援課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
TEL 0776-20-5270
E-mail kosodate@city.fukui.lg.jp

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

福井市